

第39回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成22年12月13日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
		午後1時から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	井 戸 和 美		
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	消 防 長	敏 蔭 将 弘		
		午後1時から入場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時分00分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ご苦労様です。

今日、明日、2日間は、一般質問を予定しております。今回も、テレビ中継を実施しております。質問者におかれましては、質問の要旨を町民の皆様にも、十分分かりやすいような、簡潔にお願いをし、当局側におかれましても、質問の趣旨を十分にこう、理解をしていただきまして、丁寧な答弁をいただきますよう、お願いをいたします。

ここで、お知らせをいたします。松尾文雄君から病気入院治療のため、本日1日、また、高木照雄君は、家族診療のためということで、遅刻届が出ております。敏蔭消防長から、公務のため午前中欠席届が提出され、受理しておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第1は、一般質問であります。11名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず始めに、2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 皆さん、おはようようございます。2番議席の新田でございます。通告書に基づきまして、通告書は、1点ですけれども、順次、質問したいと思います。

まず、最初に、河川災害と農業についての項目でございますが、その1点目です。

昨年の8月9日に、台風9号による水害は、予想をはるかに超える大水害となり、佐用町内全域にわたり、大きな被害を受けました。国、県、そして町単事業として、現在各地において河川の復旧、道路の復旧、田畑の復旧と工事が発注され、大変だと思っておりますが、災害漏れしている小河川、災害を受けていないが、危険な箇所が多数見受けられますが、災害に強い町づくりを目指している佐用町としては、安心して安全な河川の復旧をすることが、大切だと考えますが、町長の考えをお聞きします。

2番目ですが、水路や頭首工の改良をすれば、河川の水の流れが良くなり、水位も下がり、田畑や宅地に水が流入することが妨げるのではないかと考えます。

議長（矢内作夫君） 防げるのではないかと。

2番（新田俊一君） ああ、ごめんなさい。言い換えします。

防げるのではないかと考えます。佐用川、千種川については、考えておられるようですが、他の河川も視野に入れて、検討すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

3点目ですが、日本各地において、獣害が発生しております。特に佐用町では、シカと

イノシシと被害が多発しております。その上に、クマやサル、ハクビシシ、ヌートリア。野鳥では、カワウ、白サギ、ゴイサギ、カラス等々に、水田や畑を荒された農家の方々は、生産意欲をなくしております。現状の捕獲状況では、あまり効果がなく、本年と同じぐらいの農作物に被害が出ると考えます。他市町では、各自治会単位で、町が補助金を出しており、おりをつくり、イノシシやシカを多数捕獲し、頭数減を図っていると聞いております。私も一度一般質問で、大型のおりを作ってはどうかとお聞きしましたところ、町長は、検討しますと、答弁され、播磨科学公園都市内で、実験されたそうですが、非常に効果が上がったと聞いております。佐用町内に2箇所配備しているようですが、結果はどうなっておりますか。是非、各自治会単位で、捕獲の体制をとってもらえないか、お伺いをいたします。

4点目ですけれども、最近、話題になっております、新聞テレビで、T P Pについて、議論されておりますが、T P Pが関係国と締結された場合、佐用町のような、中山間地域においては、大打撃になる事は、必定です。町長は、農業者の生残りについて、どのように考えられているのか、お伺いをします。

以上、この場での質問は、これで終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、今回の、今日、明日からの2日間にわたります一般質問、11名の議員の皆様方から、通告を受けております。それぞれ、できるだけの答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、まず、新田議員よりのご質問にお答えをさせていただきます。

河川災害と農業についてということでございますが、昨年の災害では、道路、河川及び農地、農業用施設等が、関連施設が甚大な被害を受け、現在、町、県において、それぞれ復旧に向け取り組んでいるところでございます。

兵庫県が実施する道路、河川等の公共土木施設災害復旧工事では、緊急河道対策事業で実施する区間を除いて、ほぼ工事発注を終えたところと聞いております。また、町においても、同様に、道路、河川、橋梁等に係る災害復旧工事も起債対象事業分を除いて、ほぼ工事発注を終え、農地及び農業用施設の補助対象工事も、約8割近くの工事発注を行っており、現在、早期復旧を目指して、鋭意取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の災害査定漏れしている小河川の復旧、災害を受けていなくても危険な箇所改善についてということでございますが、今回の災害では、短時間に集中的に降る、いわゆるゲリラ豪雨であったため、過去に被災していた山林等から、多くの根つき流木を伴う土石流が溪流を流下し、小河川、農地、人家裏等に大きな被害がもたらされました。現在、災害復旧工事により、少しずつ災害以前の姿に戻って来ておりますが、少し山林内に入りますと、未だ多くの溪流等に流木や土砂が埋塞しております。

兵庫県においても、治山・治水を重点に、砂防ダム・治山ダム等を計画的に事業実施していただいております。町においても、国県の支援を受けるべく要望活動を引き続き行い、地域住民が安心安全な生活に戻れるよう、今後とも、関係機関とも連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

次に、水路や頭首工の改良をすれば、水の流れが良くなり、河川の水位が下がり被害が軽減されるのではということで、佐用川、千種川ほか、以外の河川はというご質問でござ

いますが、ご存知のとおり、今回、緊急河道対策事業により、佐用川・千種川・大日山川・幕山川・庵川・江川川の6河川を、平成21年度から平成25年度までの間に、河川改修を行うことで、現在、兵庫県において改修事業を実施していただいております。この中で水路や頭首工の改良も行われております。出来れば、全ての河川を計画的に改修することが、安心安全なまちづくりにつながると考えておりますけれども、事業を実施するには、莫大な費用がかかり、まず、計画していただいております事業の早期の完成に全力を挙げながら、今後の課題として計画区域外の河川においても、少しでも河道を確保するための土砂の浚渫、危険な箇所への護岸修繕、河川障害物の除去・改良等を考えて参りたいというふうに思っております。

次に、獣害対策ということでございますが、獣害対策で、シカ大量捕獲わなについて、現在、町内においてモデル的に口金近と西徳久地域において実施しておりますが、捕獲結果は、現在のところ8頭であり、以後も継続して取り組みをして参りたいと思っておりますが、狩猟期に入った影響もあるのか、寄りつきが悪い状況でございます。次年度以降は、餌の種類、餌付けの方法、設置箇所の環境、地元住民の維持管理の労力負担、1基当たり100万円程の経費等と捕獲効果を県と共に検証をしながら、取り組み、対応を考えていきたいというふうに思っております。

最後に、TPP、環太平洋連携協定と農業者の生き残りについてというご質問でございますが、政府においては、11月6日、包括的経済連携に関する閣僚委員会で基本方針が決定され、9日に閣議決定がなされた後、関係各種団体では、それぞれの立場で議論がなされ、また、農水省、内閣府、経済産業省も試算を発表をいたしております。この問題は、農業分野だけでなく、国民の雇用や生活全般に関わる国の形が変わる問題であり、こと農業に関しては、担い手の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、農畜産物価格の低迷等で、大変厳しい状況にある、本町のような中山間地での農業には、大きな影響があるのではないかと予測されております。

農業・農村は食を支えるだけではなく、国土や景観の維持・保全や水源涵養などの多面的機能を有しており、こうした機能が損なわれれば、国民生活にも重大な影響を及ぼすこととなりますので、国として、国内農業に対する対応策を講じていただかなければならないと考えております。今後は、その示される農業政策が、佐用町の農業体系に合理的に取り組めるか否かを注視しながら、農業生産組織や認定農業者の育成による、効率的な規模拡大、農作業の集団化などによる地域農業の生産体制の再編整備等を進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、この場での新田議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問。新田君。

2番（新田俊一君） 非常に丁寧にこう、説明していただいております。ありがとうございます。通告書の時と、また、町長が今、答弁いただいたことと、若干こう、まあ、重複するところがあるかと思うんですが、再度、お伺いしたいと思います。1件ずつお伺いしますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

小河川についてですが、維持管理ができていないため、雑木等がしおり、河川をこう塞いでおります。集中豪雨があった場合、災害が起こる危険性が十分あると考えますが、河川内の処分をこう、どうされるのかな。その点を、ちょっとお聞きしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 小河川ということになりますと、それぞれ、かなり溪流と言いますか、かなり流れの強い所、そういう河川が多いのではないかなと思います。そこにも、非常にまあ、護岸もできておりませんし、川幅も非常に狭いと。それで、土砂も溜まっている所があったり、非常にまあ、管理のしにくい、そういう場所が多いということが、言えるのではないかと思うんですけれども、まあ、特に、そういう中でも、集落内などの河川等につきましてはですね、やはり、そういう水害対策を考えた時に、堆積している土砂の浚渫。また、その中に生えている樹木、そういうものをですね、この河川の流れを妨げるような状況、この辺については、これまでも、少しずつ浚渫、除去もしてきたんですけれども、まあ今回の災害、水害の中でね、大きな所、大部分は、河道の緊急対策をしていただきますから、その後、それぞれ、その支線として残った所についてもですね、土砂の、この処分地等も、今、確保をしておりますのでね、そういう中で、まあ計画的に、当然まあ、取り組んで参りたいというふうに思っております。

まあ、ただ、先ほど、質問、お答えさせていただきましたように、今、計画している河道の緊急対策事業が、約5年間ということで、非常にまあ、短い期間で、この大事業をやらなければならないという状況です。そういうことで、それを、その完全なまあ、完成に向けてですね、まずは全力を挙げていかなければならないというふうに考えております。まあ、それと並行してですね、できるだけ、そういう、その対象区域外の所についてもですね、調査をしながら、状況を見ながらですね、緊急に対応すべき所は、対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

[新田君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ありがとうございます。

まああの、非常にね、この小河川というんですか、私も、若干こう写真も撮って来ておるわけなんですけれども、まあ、だいたい、1メートルから1メートル50の河川のところにこう、堤防とか山際とかから、こう木がボワツとこう生えこんで、本当にこう、川を塞いでおるような状況なんです。まあ、河川の堆積土というようなものは、川下からやって、上がって来るんだというようなことを、よくお聞きするわけなんですけれども、土砂のその源流ね。土砂が出てくる源流は、やはり、小河川を通じて出てくるものが多いのではないかなと、僕は、そう思うんです。だから、下流の方からこう、徐々にこう、土砂を浚渫していくということは、非常に、これはありがたいことなんですけれども、その源流いうんですか、その、たくさん流れて出てくるのは、小河川から出てくるんだから、そういった所を、もっところ、たくさん出ているような所は、今、先ほど、町長もおっしゃっておったようなように、砂防堰堤とか、いろんな方法があるかと思うんですけれども、とにかく、安価で上がるのであれば、省木が一番早いんじゃないかなと。そして、その中でこう、崩壊しそうな所はこう、手当てしていくと。そういったような考え方で、進めていただくというようなことは、考えられませんか。お伺いします。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、本当に、いくら浚渫してもですね、取り除いても、新たに、その流出して溜まれば、それ、本当に切りがないと言いますか、もうお金が、ドンドン、ドンドン掛かる、いつまでも掛かるということです。まあ、できるだけ、山からのですね、それぞれの谷筋からの土砂等の流出を防ぐということ。このことも、きちっとやっていかなければ、対策にならないというふうに思っております。

まあ、先ほど、お話しましたように、治山ダムや砂防ダム、そういう大きな、いわゆる流域を抱える谷等についてはですね、しっかりとした、そういう砂防ダムや治山ダム等の設置ということもですね、今、県の方にも、いろいろとお願いをしておりますけれども、これにも限度があります。そういう中で、まあ小さな谷筋、河川といえないような、谷、谷には、必ず、そこに小さな小川が、谷筋の川が流れております。そういう谷筋からの土砂の流出を防ぐためのですね、やはり対策ということ。まあ、このこともね、今、町としても、緊急に取り組んでいかなきゃいけないということで、まあ、できるだけ工事業費も安価に済むように、そして、たくさんの箇所がありますので、そういう所をですね、面的にといいいますか、全面的にまあ、対策ができるような、そういう方法をですね、考えて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、細かな答弁ありがとうございます。

まあ、是非ですけども、先ほどまあ、町長から丁寧に説明されましたのでね、あんまりこう、しつこいようなことになるかと思うんですけども、まあ、小河川なんかこう、ずっと写真撮って回ってみますとね、結構こう、堤防が崩れたとか、山が川の横のどこ、ずっと、むき出しになっておるとか、その下がこう、土がこう、盛り上がるように、こうなってるね、いつ川へ入ってもいいような状況のどこもまあ、たくさん見受けられます。まあ、そういった所もね、まあ、再調査される言われたんで、それは、是非、やっていただきたいなと思います。

また、堤防についてもね、あちこちまあ大きな川をこう、佐用の境から、こうずっと、上郡との境ですかから、ずっと上流へ、あちこちから 54 キロほどですか、何かこう、河川改修されるわけなんですけれども、とにかく、工と工のつなぎのどこかね、そういったところ、奈佐川いうんですかね、豊岡の方向だったんですけども、やはり、つなぎのところで、とか階段のところ言うんですか、そういったところが破壊されておったように、僕、思いました。写真撮りに行った時ね。やはり、この度も、せっかく大工事をされるわけなんですけれども、そういったところが、非常にこう、弱くなっておりますんで、それのどこも、よく、頭入れられましてね、やっていただいたらなと、まあ、昔から、大きな池も、アリの一穴からこう、流れてしまうというような状況もございますので、池の方もまあ、農林課の方で、いろいろとこう、まあ、調べておられるようですけれども、まあ、池というものは、一度、多分、大きな水が出た時に切れると思うんでね、相当のこう、水量になってきたら、私とこの集落の方でも、もう大変なこう、浸水状況が起きるんじゃないかなと心配いたしておりますが、その調査は、よくされておるのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

[町長「農林振興課長」と呼ぶ]

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ただ今のため池のですね、防災上の調査のご質問だと思います。ため池についてはですね、各出水時期の前にですね、各管理者がいらっしゃいますので、管理者の方に防災上の注意をですね、周知するようにですね、お知らせはしております。また、土地改良事務所と共にですね、防災パトロールをですね、実施したりと、そういう検証はさせていただいております。ただ、水の時期と出水期というのは、重なりますので、その時は、ため池の管理者の方にですね、取水栓をですね、当面抜いていただいたり、また、洪水吐がですね、十分に機能ができるようなですね、ごみの除去とかですね、まあ、そういう管理もですね、していただくようお願いをしていただいたりしております。そういう中でですね、今、議員ご質問のとおりですね、ため池は、決壊するとですね、下流の田畑、また、人家にもですね、甚大な被害を及ぼすことが予測されますので、そのへんは、今後もですね、定期的に、土地改良と共にですね、調査して参りたいというふうに思います。

[新田君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ため池の場合ね、僕ら、はっきりしたこと、よう言わないんですけども、こう、真ん中ぐらいのそこから、ちょっと水が漏りよん違うかないうようなところも見受けられるところもあるんです。やっぱり、これは、やっぱり雨期言うんですか、よく雨が降る時に見られらたらよく分かるんですけどね、ただ、天気のエエ日にこう、見に行っただんではね、そういうところは、見受けられないんじゃないかと思うんです。やはり、雨期の時でこう、非常にこう、雨がよく降っていて、満杯になるというような時に、やはり見ていただかないと効果はないんじゃないかなと思います。それと、その、今は田んぼも、かなりこう、減ってきてますし、水も、それほど要らなくなっておるような状況のところも、かなりとあると思うんです。それと、不要になったような池もだいぶあるように思うんですけどね、まあ、大きな池でもですね、出水期の時には、池が満杯に溜まらないように、洗堤をドンと下げて、そのへんのところを、こう、どうせ必要な時には、まあ、水上げるような状況にしておいて、普段こう、堤から、ドッと洗堤を下げると。おそらく、池で、1メートルから1メートル50下げれば、相当の水量が違うと思うんですよね。そういったことを考えられたことは、ありますかどうか、ちょっと、お伺いしたいと思います。

[農林振興課長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、言われているのはですね、まあ、管理上の問題だろうというふうに思います。先ほど申しましたようにですね、そういう出水期には、取水栓をですね、抜いていただ

いて、水位を下げてください。洗堤を下げるというのは、また、必要な時にはですね、また、それが復旧というのは、困難でございますので、そういう取水栓で調整をしていただくということが、肝要じゃないかなと思います。

それと、耕作放棄地がですね、広がってですね、従来のため池の受益面積というのがですね、なかなか減ってるため池等もでございます。そういう所は、未だに管理者はいらっしゃいますので、底樋なり取水栓を抜いて、水をまあ、溜めれないような、溜めないようなですね、手法も考えていただいたらと思います。

ため池は、ひとつ、そういう出水期の調整池のようなですね、役割もこう、果たしておりますので、そういう防災上のこともですね、注視していただけたらと思いますし、こちらの方もですね、そういう形でまあ、これから周知をしていくような形を取っていきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） あのね、ちょっと、話がちょっと、つじつま合わないんですけども、普通はこう、栓を抜いて水を出しとくところ、おっしゃいましたわね。この間の、今年の8月の9日のような豪雨の時にね、たった、このタブの穴だけ抜いておってね、本当に、その池をオーバーしないと断言できないでしょう。だから、そういうことのないように、洗堤を下げて、そういう時の、洪水に備えと。そういうふうなことを言っているんですよ。金がかかるぐらいのことだったら、僕らには、その辺のことは、どうのこうのとは言えませんがね、もうちょっと考え方を改めて、説明していただけませんか。よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 課長が、申しているのはですね、まあ、そういう管理、どうしても、用水として水を溜めておかなきゃいけない所についてはね、今、新田議員が言われるような、その洪水吐なんかを下げてですね、水位を下げてしまうと。それで、いう形は、まあ、水溜めるためには、まあ、それができませんのでね、通常形になります。

ただ、もう、そういう耕作地が、受益者、その水を使う耕作地がもう、ほとんどなくなってしまって、用水としての機能を、もう、そのため池がですね、果たさない。しかし、それは、やはり、調整池、また、洪水時のですね、まあ、砂防的な意味合い。そういうことの機能を持っている池が非常に多いんですね。逆に。そういう所につきましてはですね、これまでも、その一杯溜まるんじゃないんですね、もっと洪水吐の所を下げてですね、その池の安全を確保しながら、そういう洪水時にですね、土砂が、溜まった水が、調整池的にも機能すると。そういうことはですね、もう既に、過去にもやっておりますしね、これから池の状態、ため池の状況でですね、下流にまあ、人家があったりですね、また、土砂が、流出が非常に懸念されるような所につきましてはね、もう、ため池、用水としてのため池機能がなくなったとしてもですね、そういう、今度は、新しい機能としてですね、そのため池を利用していくというようなことは、考えていく必要があるかと思っておりますし、これまでも、既にやっている所もでございます。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ありがとうございます。そう言っていただければ、ちょっと納得できたんですけども、金が掛かるさかいあかんというようなことではね、ちょっと、町民の生活を脅かすようなことになるんでね、そのへんのところは、考えてやっていただきたいなと思います。

それと、先ほどの、ちょっと、町長からも説明があつたんですけども、僕もその、細かい河川のことまで分からないんですけども、自分とこの家の前の角亀川というのがあるんですけども、これらについても、頭首工が、2つや3つは、多分、もう不用なんじゃないかなというようにともあるわけなんです。それを、取り除きますとね、河床が相当下がって、まあ、川の方へとか、また、民家の方へ水が行かないというふうなことになるのではないかなと思うんですけどね、その、確か、今度の方の佐用川とか、今、町長が、たくさん言われたわね、佐用川、千種川、大日山川、幕山川、江川川ですか、他、言われたんだけど、それ以外のところででもね、統廃合ができるような所は、やはり災害が起きてからするのではなくって、災害の起きる前にも、そういう所に着目して、統廃合できる所はしていくというようなことは、考えられませんか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、そういう対策をですね、考えていきたいと思うんですけども、まあ、これはまた、費用が掛かるということを言えば、それはまあ、人命に、そういう災害対策については、お金のこと言うて、かえってまた、今、新田議員が言われるように、そんなところでは困るというふうに言われるところなんですけれども、実際、河川のね、この改修事業には、莫大な費用が掛かります。で、まあ、そういう改修を行っていく、その中では、当然、これまでの頭首工、井堰等をですね、なくして、今、技術的には、ポンプアップを行って、用水の確保をするとかね、そういう方法もございます。

ですから、今この、緊急河道でやっていただく対策の、やっていただく事業の中には、そういう対策で、かなりまあ、この井堰の統廃合もしていただいてね、河床を下げっていくという、そういう対策も行っていておりますけどね、その計画区域外の所でも、今後、順次ね、そういうことをやるべきだというお話なんで、それは、できるだけ、そういう危険な所についてはね、用水関係の、皆さん方の、また、話し合いも必要ですけども、そういう事業についてもですね、考えていく必要があるかと思っております。

まあ、緊急にですね、それを直ぐ、今、取り組むということについてはですね、いっぺんにはできないと思います。まあ、これは、計画的にといいますか、今後の課題として、必要な所、そういう所から考えていくということで、ご理解いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 是非、そういうふうな方向でね、今日や、明日にせい言うたって、それは、無理なことよく分かっておるんですけれども、まあ、計画させていただいて、させていただいて、そういった方向に準備を進めていただきたいと思います。

それと、獣害の問題なんですけれども、本当にこう、農家はもう、このイノシシとシカともう、追いかけてこみたいなもんですよね。僕も、この間、2日か3日か、3日掛かったんですか、一生懸命、今の網している所を張っていったわけなんです。ほなら、三日月の前の、三日月の、今の、町長は、ええやつしとうかも分かんのですが、あの頃は、ちょっと安物の網だったんですよね。初めやったやつは。ほんなら、このぐらいの四角い穴の中に、そこへ鼻を突っ込んで、グイッとむき上げて、そこからずっと入ってきよんですね。（聴取不能）。押さえたらまた、次の所。押さえたらまた、次の所へ入って来るんですね。3箇所ほどまあ、僕とこには、たまたま鉄筋とかアングルがありましたので、それ持って行ったり、コンクリの蓋をしておれば、グレーチングみたいなもん持って行って押さえたりして、ずっと大ぶんやったんですけれども、ほなら、ちょっと開いとう、その間からも、また入って、行ってみたら、トンネルみたいにこないになっとなんですよね。何ぼでも、入って来るわけなんです。それで、聞いてみたら、僕とこの、ほん近くだけでも、6頭ほどまあ、イノシシを獲ったということを知っておりますし、そのちょっと、隣の所でも、おりの中へ、それは、6頭ほど入ったそうです。それから、ちょっと、僕とこの、ちょっと上の所やっておった所にも、6頭ほどイノシシが入ったと。ほな、12頭入っておるわけなんです。それも、まだ、いっぱいおるんやという話をしておりました。

だからね、今年、僕とこの方の、この南側言うんですか、あの、線路から南側の方になるんですかね、あっちの方の田んぼなんかはこもう、サツマイモ植えておっても、ほとんどの所が、皆、やられてもたという状況でしてね、だからその、網をしておっても、また中にこう、のり網やとか、いろんなことでこう、皆さんは、やっておられるわけなんですけれども、それでも入るんですよね。どっから入ったか分かんというような状況で、入っておるところを探すのを苦労するぐらいにうまいこと入って来とんです。跳び越えるわけでもないしなというような話もあるわけなんですけれども、おりの中へは、結構よく入っておるといようなことを聞いておりますんでね、先ほどまあ、町長も金近と西徳久かどっかで、2箇所ほどやっておるんだというようにことなんですけれども、この間、ここに研修に来られた町の方なんかは、自治会で、何ぼかのこう、自治会へ町から何ぼか補助金出して、それで、そのおりを、各集落でこう、それを、なんかあれ、わなか何か、免許持ってないとボタンが押せないらしいですね。で、そういった、その集落の中で、それを、役員が決めて、いろいろ手伝いは、こっちの者もしてもええんだろうけども、扉を落とすことについて、手の空いている者は、行って、よく見ておって、ええ時に落とすような状況を、つくっておるようなんです。

だから、佐用町についてもね、そのように、もうちょっと、本気で取り組んでね、できるだけこう、獣害の少ないようにしていくと。多分、網張っておってもね、相当の網じゃないと、町長、いっぺん、来られたら分かるんですけど、鉄道端なんか、ウンボ持って行ってこう、掘ったんじゃないかと思うぐらいね、もの凄いほど、こないな石なんか、ボンボン掘り投げてね、線路の中へ、こないな大きな石飛んでおったで、僕拾うて除けたんですけども、非常に危険なことやっておるわけなんですよね。だから是非、列車でも、もし、転覆させたら偉いことになりますんでね、是非、そういったとこも、農林課の方も、よく見ていただいてね、対応していただきたいなと。

そういった、イノシシが、ずっと線路側とか道路側とかいうようなとこをむくりかえしとうとこ、農林課の方で、何かこう、視察、視察言うたらおかしいけど、調査に行かれたことあるんですか。どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害についてはですね、まあまあ、従前からずっとこう、問題を抱えております。被害もですね、年々増えております。本年もですね、水稻等の稲もたくさん。それから一般のですね、家庭菜園でもですね、議員がおっしゃるとおり、ジャガイモなりサツマイモなりですね、野菜にももう、被害を来しております。

ただ、集落で、いろいろとですね、防御をしていただいておりますけども、柵をつくって防御をしていただいておりますけども、してもまたですね、動物の方が学習するのかわですね、また、いろんな形でですね、対応をしております。

それで、最近はですね、網をしてもですね、爪を引っ掛けてですね、網に爪を掛けてですね、跳び越えるシカもたくさん出ております。そういう中で、二重三重にですね、防御をしていただいておりますけれども、まあ、今言われるようにですね、田んぼの畦畔とかですね、それから農道の法面とかですね、それから、その排水路の横とかですね、いろんな草とかですね、物がありますので、その根を掘ったりですね、水路の横にまあ、草も刈りっぱなしで置いておくそうですね、その下にミミズが湧いたりしてですね、そういうのでこう、イノシシがですね、大変こう、大きな穴を開けてですね、水路のトラフをですね、ひっくり返すような状況も確認はさせていただいております。

まあ、そういう所の集落についてはですね、草の刈りっ放しをしないようにとかですね、いろんなまあ、相談をしながらですね、対応をしておるわけですがけれども、今、おっしゃるとおり、どんな防御をしてもですね、やはり今は、たくさんおりますので、大量捕獲的な等も、これから検証をしてですね、それが、本当に効果があるのかどうかということもですね、県とも検証をしながらですね、捕獲ということをですね、重点に、これからも取り組んでいきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 僕がお聞きしたのは、鉄道用地の中をね、ごそごそやっとなですよ。50メートル以上の距離じゃないですかね。そりゃ、凄いことやっておるんですわ。それで、僕も、今さっきも話しましたように、線路の中に、こんな大きな石放り投げておったんでね、ちょっと、朝早く起きて、ひよこひよこ行って見たら、あったんで、それ除けたんですけども、もう、こんな石をおもちゃみたいにして遊んでおるんやね。放り投げ回って。だからね、本当にあれ、何とか、国鉄の方にも言うていただくかね、何とかして、そういう転覆事故が起きないようにね、やっぱり、そこは、ちゃんと調査してもらわないといけないんじゃないかと思うんですけども。見ていただいて、返答いただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） そういう国道とかですね、鉄道であればですね、まああの、わ

れわれが直接ということも、なかなか難しいと思いますので、住民の皆さんから、そういう情報があればですね、連絡をいただいたら、私どもの方から姫路の鉄道部とかですね、そういうところにおいて、保線区の方にですね、連絡をして、定期的に、今も定期的に、おそらく点検はしていただいておりますとは思いますが、そういう点検をしていただくよにはですね、また、連絡はさせていただきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 直接じゃなしに、言うてくれたらええんじゃないけど。今、僕が、話しておるんですからね。僕とこの家のほん近くなんですよ。来ていただいたら、いつでも連れて行きますわ。僕とこの家からだったら、1分も掛からない所ですからね。相当、酷いことになっておるんです。そういったところを、ちゃんと見ていただいて、国鉄なんかと、ここは、こうしてもらえんかというような話していただけますかということをお聞きしたんですけども、そのへん、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、お聞きしましたので、新田議員とこの家の下の線路の近くですね、確認をさせてですね、状況を見て、鉄道部の方には連絡させていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ是非、あんまりこう、難しい話せんとね、簡単明瞭に答えていただいたら、非常にありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

まあ、最後になるんですけども、TPPの問題なんですけども、まあ今、国会でも、いろいろこう議論されておるようなんですけども、私たちが先だつての議会の時に、意見書を矢内議長宛で出して、国の方へ、意見書を出すというようなことで、議員全員で出させていただいておりますが、実際にあの、政府なんかは、本当に、この農業のことというんですか、昨日もやりましたけども、平野部で1町も5反もあるような大きな田んぼをね、作っておられる所は、そういう所へ菅総理が行っておいりましたはね。ああいうところじゃなしに、ええこと言うたら、この佐用の棚田みたいな所へでもね、来てもらって、これで大型機械ができるかどうかというようなことも考えてもろたらええと、僕も、思うたりしたんですけども、非常にまあ、総理大臣も、そういうところ見ておるんですけども、採算の取れるような工事ができる、仕事ができるようなところばかりこう、見ておられるんでね、ちょっと僕も不服に思ったんですけども、おそらくこの、TPPに参加するという、今もう、菅総理の話では、ほとんどするような状況で、これいっておりますけども、せめてこの、町長も先ほど、言っていただいたんですけども、やはり、中山間地の、こういった佐用町のような、非常に生産能力の低い所をね、今、町長が、生産力を上げてというような話もあったんですけども、とてもやないけども、2反やとか1反5畝の田んぼでね、生産力上

げようと思っても、なかなか難しい。そしてその、イノシシが非常に多い。シカが多い。とにかく、鳥害と獣害とで悩まされておられるようなところでね、生産力を高めるといようなこと、なかなかこう難しいわけで、そこへ今度、そのTPPに参加というようなことになれば、米の値段がもう、ドンと下がってまうわけですよ。

だから、ここにも書いてありますけども、国内の主要な農業生産の19品目で約4兆1,000億円ほどの生産が減額すると。国内総生産が7.9兆円減少と言われておるそうです。やはり、これについてはね、メリット、デメリットもあると思うんです。確かに、大企業の電気製品メーカーですか、それから、自動車、そういった所には、大きな、そういう物については、企業についてはこう、非常にこう、大きなメリットがあるようですが、僕も、いつもこう、一般質問で言うんですけれども、神代の昔からね、ずっと小さな田んぼを、段々とかう先祖が大きくして行って、その米を代価代わりに使うような格好でこう、成長してきた日本経済ですよ。それをこう、TPPなんかになってみますと、これ、話がおつたらね、どうも、大企業がね、そこへ金を投資して、田んぼ買い上げてもて、マッサーサーで、やっとう田んぼが皆に行きわたって、うまいことなったわけなんですけども、また大企業にこう、全部田んぼなんか取られてもてね、それで、私ら、また、その田んぼのどこを、小作して、手伝いさせてもらうというように、そういうまた、おかしな状況になってくるんじゃないかという、そういう心配もしておるわけなんです。

だから、これまあ、町長に責任あるとかなないと、そういうことは、町長の責任が問えるものじゃないんですけれども、どうか、町長の立場としてね、中山間地のものを、そういう生産者というんですか、農家の、生産者を保護する言うたら、これちょっと悪いんですけれども、何とか、その、国や県と対策講じてもらってね、生産者が生活が出来ていくと。補助金、まあ、補助金だけでじゃないんですけれども、何とかその、(聴取不能) たち行っていくような方法も考え出していただけないかなと。そういうように思うんですけれども、簡単にいいですから、ちょっとお答えください。

[町長 挙手]

議長 (矢内作夫君) はい、町長。

町長 (庵途典章君) まあ、国のですね、この大きな、この今、世界経済の中での日本の国のあり方、これの大きな問題ですから、まあ、小さなこの自治体、佐用町のような所で、私がどうということは、なかなか、これは当然、今言われるように、力が、そんな大きな力がないわけでありましてけれども、やはり、国として、この食料の問題ですね。これはやはり、しっかりと、その、この将来どうあるべきかというね、こういうその、国の方針というものをですね、もっと出して持っていたかなければ、なかなか、こういう各地域の、地方の自治体においても、また、それぞれ、その、農業に従事されている方にとってもですね、本当にどうしていいかわからないという状況になってしまうと思います。

国として、今、食料自給率をですね、片方では、少なくとも50パーセントに引き上げるんだと。そういう中でね、こう、例外なき関税の撤廃した時に、この米価、米の価格、他の農産物もですね、国際的な価格競争の中でね、もう成り立たなくなると。この非常に大きな矛盾をはらんでいるわけですね。で、この矛盾をどうするのか。そこは、やっぱり国がですね、こういう対策をしっかりとやって、片方では、米価、食料自給率、この50パーセントを確保し、将来は、もっと70パーセント、80パーセント、本来は、100パーセントにしなきゃいけないんだという、その方策ですね。これを、まあ、早く打ち出して欲しいと思います。このことはですね、これは世界、日本の国だけの問題ではなくって、

世界中、どこの国でも、しっかりと、そこは今まで、長い間ね、かけて、そういう対策をやってきていると思うんですね。

特に、ヨーロッパ等の国におきましてもね、ドイツなんかも、ヨーロッパ、EUの中では、ほとんど関税がないわけです。その中で、国内の農業というものを、きちっと保護するところは保護するというか、保護といいますか、食料が、ちゃんと国内で生産ができる体制というものを作っているわけです。

ですから、国も、今、この所得補償というですね、個別、そういう方策は、今回出しておりますけれどもね、まあ、それには、大きな財源も要りますし、また、この安定して、将来とも、そういうことが、確実に実施されるということがないとですね、1年1年こう、状況が変わるようでは、やっぱり後継者においても、これは、この農業に対してのですね、将来に対する、その目標というものが持てませんから、何と云ってもやっぱり国がですね、早くしっかりとした、その農業政策も示した上で、このTPPについてね、どういうふうに、まあその、取り組んでいくんだということをね、明確にしていきたいなということを、私からも、まあ、要望するしかないですね。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、あの、町長のおっしゃるとおりだと思います。

米市場を一部開放したウルグアイ・ラウンドの農業対策時に、支出された約6兆円も、対策費でできたのは、農村公園や道路だけだというようなことを言われております。初期の農業対策にはなっていない。最初から、効率的な農法の初期投資にも、やはりこう、助成すべきだと、そういうふうに言われておりますけれども、佐用町の場合では、この対策費が、お金が来たんですかね。どういうことに使われたんですかね。ちょっとお伺いしたいと思うんです。

議長（矢内作夫君） 振興課長いくか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、言われるような対策費云々というのは、ちょっと、よく、ちょっと分かりませんが、佐用町においてはですね、まあ、そういう生産基盤の整備なりですね、そういうものに、今まで、経費を投入してですね、地域でやっていただいて、それが、生産性をですね、上げるという形で、今まで政策としてやっておりますし、今後も、そういうことは、重要ではないかと思っております。

今、言われるのは、このお金が、どうだと言うんじゃないしに、まあ土地改良事業費でもってですね、そういう形でやっている。また、ソフト面では、先ほど、町長が答弁されましたように、戸別補償なりですね、中山間直接支払、農地・水・環境保全向上対策ですか、そういう形の財源をですね、国からも支援、国県からも支援をしていただいて、町も支援をしながらですね、随伴して支援をしながらですね、対応をしているところです。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと、何か勘違いしておってんじゃないかと思うんですけどね、農業対策費としてこう、出された分があるんですよね。約6兆円出されておるわけなんですけれども、まあ、ここには、出ておりますけどね、ここに。後で、読んでいただいたらよろしいですけど、6兆円の中でもう、ほとんどもう、ほとんどのもんが道路とか、公園とかに使われてもてね、農業の方には、使われていないというようなことが書いてあるわけなんです。

だからね、佐用町の場合、どの部分に当たるんか知りませんが、水・環境とか、また、こういったもとは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけどね、その辺のところ、また、後、よく研究して、教えていただきたいと思います。

まあ、非常にあの、町長さんに申し訳なかったんですけども、本当に、町長も明快な答弁していただきましてね、あんまりこい、なんじゃかんじゃ言いたくなかったんです。課長が、もうちょっと、あれあかん、これあかんというようなこと言わないでね、早いこと、僕ら納得さしていただいて、早く終わらすようにしてください。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で新田俊一君の発言は、終わりました。

続いて、11番、大下吉三郎君の発言を許可します。大下吉三郎君。

〔11番 大下吉三郎君 登壇〕

11番（大下吉三郎君） おはようございます。11番議席の大下でございます。

私は、2項目について、町長、また、教育長等々に伺っていききたいなど、このように思っております。

まず、最初には、英語教育に対する支援をとということで、話していきたいと思います。

私は、これまで各小学校において英語教育を実施するべきではと行ってきました。文部科学省の研究開発校の指定を受けて、子ども達に国際理解を学ばすべきではないか。県下においては、既に10年前より、もう取り組んでいる学校も多くあり、佐用町は、遅れておるのではないかと。そのようなことも、過去それぞれの教育長等にも申し上げてきました。

10月の、この10月の25日に、町教育委員会指定の外国語活動モデル事業の発表会が、利神小学校でありました。公開授業ということで、私も行かせていただき、児童発表を参観して来ました。本当に、その授業に対して、1年生から6年生まで一生懸命、その英語を使っての寸劇をしたり、それぞれ1年生から6年生までの、それぞれの1つの宿題を与えていただいております研究発表を、授業をしておりました。本当に感動を受けて帰ってきたわけでありました。

来年度から始まる英語教育に向け、本当に佐用郡は、どう取り組んでいくのかと。国は、文部科学省は、事業仕分けによって、補助は今年度から、そういったものがなくなったということでもあります。民主党の事業仕分けによって、そういった補助も出さない。しかしながら、これから英語教育をやっていかなければならないという矢先に、このようなことであっては、が、出てきております。

まあ、それらについて、それぞれの市町単位で、それらに対しての、これから予算化もする必要はあるのではないかと、このように思っております。町として、今後、対応できるのか。また、しなくてはならないと思いますが、これらについて、町長又は教育長等に

伺っていききたいと、このように思っております。

まず、これらについての事業に対して、私は、今後A L Tの1名の増員が必要ではないかと。

また、教育、教科等々に対する補助、これらについても考えるべきではないかと、このように思っております。いずれにしても、これから、各小学校で始まる英語教育に対して、本当に、われわれ力を注がなければいけないなど、このように思っております。このようなことを、まず1点。

次に、友好姉妹提携についてであります。

現在兵庫県内の友好姉妹提携は、30市町64件、提携相手国は16ヶ国の交流であります。佐用町においても、異文化理解を始める国際社会の交流。生きるための資質を養うとともに国際社会に生きる力を育むためにも、姉妹提携を行い交流の場を広げる必要はあるのではないかと。ましてや小学校にも英語授業が入り、国際理解、世界の国々での外国語教育を改革改善に向けて、これから取り組まなければならない、その矢先、外国文化に触れる国際交流体験も必要となってくるのではないかと、私は、このように、思っております。まあ、これらについて、今後、大変なことかと思えますけれども、これからの子ども達、将来のためにも、そのような交流の場、また、異文化に触れる、そういった交流はできないかなど、このように思っております。

まず、その中で、国外との友好姉妹提携について、まあ、その他についての伺いを、町長、教育長に伺っていききたいと、このように思っております。

まず、この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） 大下議員からのご質問につきましては、教育関係の問題でございますので、まず、教育長の方から答弁をいたします。教育長、答弁。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

町長から、そういう指示がありましたので、私の方から、ご答弁させていただきます。

まず、A L Tの1名増員についてでございますが、現在A L Tは、2名を中学校に配置しているところです。その中で、小学校へは2名のA L Tが2週間に1回を目処に、小学校の外国語活動に補助として入っております。外国語活動は、週に1時間ありますので、現状では毎時間A L Tが補助に入ることはできない状況にあります。そうしたことから、外国語が堪能な方、地域ボランティアとして活用している学校もあります。

教育委員会といたしましては、昨年9月から1名増員しているところでありますので、当面は、2名の対応として地域ボランティアの活用も、随時伺っていききたいと、そのように考えているところです。まあ、厳しい町財政の中でありましてけれども、A L Tの増員につきましては、今後、行政と協議検討していきたいと、そのように考えております。

次に、教科資料に対する補助についてでございますが、平成23年度からの新学習指導要領に基づいて本格実施に向けて、21年度、22年度と2年間の移行期間に、学校からの

要望に応じて、必要な教材・教具につきましては購入させていただいております。来年度から本格実施となりましても、子ども達に必要な教材・教具につきましては、購入していく考えでおります。

次に、友好姉妹提携についてでございますが、国外との友好姉妹提携や、元へ、姉妹都市提携や友好都市提携など、全国では 840 の自治体が国外の都市と姉妹・友好都市関係を結び、友好・親善の輪を広げているところです。

今、学校におきましても、外国文化の理解や外国語活動教育に力を入れてきており、そうした観点から見れば、姉妹都市提携による交流活動は幼少期から異文化を体験できるということで、効果的で有効な施策であると考えております。

交流によるホームステイの受入や、海外への渡航費用負担、限られた関係者だけの活動にはならないかどうか。外国の都市との姉妹都市提携に関する経費や交流活動の実態など、町としても情報を収集し、子どもたちの教育と地域の発展にどのようにつなげていくか、十分な研究と検討が必要であると考えております。

次に、その他の交流でございますが、本町においては、国際交流協会が主催してホームステイや在住の外国人による料理講習会等を通じて、市民レベルの交流を行っております。また、国際結婚や就労により、外国人も住まわれておりますので、徐々にではありますが、国際理解が進んでいるというふうに捉えております。

以上で、この場からの答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、大下議員。大下君。

11 番（大下吉三郎君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長の方からまあ、いろいろと回答をいただきましたことを、ありがとうございます。私は、過去、新免教育長から、また、衣笠教育長、また、勝山教育長、3代にわたって、この種の話について、過去 10 年前から、佐用郡にも、こういった英語教育をすべきではないかということ、強く申し上げて参りました。まあ、やっと、昨年、教育長のご理解の中で、こういった、先ほど言いました 10 月の 25 日に、利神小学校が、それらの指定を受けて、このような授業が始まったということ、本当に嬉しく思っております。

過去、私、10 何年前には、揖保川町の河内小学校、ここが早く、このような授業を取り組み、しておりました。そこへも一度、行かせていただいて、その時は、全校生による、どう言うんですか、模擬店舗を開いておりました。商売ということで、お店屋さん、物を買いに行く。ほんで、かえってお釣りが何ぼというような格好の中での授業であったと思っております。そのようなことが、既に、10 年前からなされておる各小学校。佐用郡では、全くそのようなことは、していなかった。その開きというもの、相当出てくるのではないかなと、このように思っております。

先ほどから、教育長も言われるように、これらについての、いろいろな成果なり、これから取り組むべきことが、出て来ておりますけれども、いずれにしても、これからの社会は、そういった英語がなくしては、本当に世界に羽ばたけないと思っております。

私も、過去数カ国行かせていただいて来ました。そういうような中にも、全く英語が使えません。ただ、オー、ノーというしか、理解ができていない私であります。まあ、そういった観点から、どの国に行っても、英語は、ほとんど通じるというのが、現在の状況で

あります。

そうした中で、これから、子ども達が、英語に関心を持ち、また、それらの異文化を研修をしていくということは、非常に大切かと思っております。

これらについて、松井校長はですね、佐用郡からの、そういった教育の指定を受けて、このように言っております。

グローバル化の急速な進展により、世界の平和と発展のために異なる文化、言語を持つ人々の協力、共存が不可欠であること。また、国際間の国際競争という面から、グローバル化の進展に対応できる人材育成の重要性から、世界の国々で外国語教育の改革、改善が急速に進んでおります。今回の学習指導要領の改訂で、わが国の外国教育の改革改善へ進み始めたんだ。このような観点から利神小学校についても、また、佐用郡の教育としても、そういったものを、これから、一生懸命取り組んでいきたいという1つの信念を言われておりました。全く、そのとおりで、やっこのようなことが、勉強ができるという子ども達にとっては、本当に素晴らしい、これから授業になってくるのではないかなど、このように思っております。

そうした中で、今現在、ALTの関係でございますけれども、3名のALTが佐用郡にはいらっしやいます。まず、スコットさん。ニュージーランドから来て、今、2年目ですか。それから、ジョセフさん。アメリカ、これ3年目になっております。まあ、それぞれ、こういったALTについては、小中学校という1つの、多くの学校に出向いての授業をしなければならぬと。そういった観点から、今後、こういった小学校にも導入される英語というものに対して、やはり、この2名では少ないのではないのかなど。このように思っております。その増員という格好を考えられないかということ、私は、強く要望していきたいと。この点について、2名は2名として、もう1名、専属的に、小学校での、そういった授業に係われるALTが必要と思うんですが、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、教育の専門でもありませんので、なかなか、そういう教育面からのですね、まあ、考えをですね、お話しすることは難しい面もありますけれども、感じて、私の考えといたしましては、当然、まあ今、おっしゃるまでもなくですね、今、言われるように、今、国際共通語として、もう英語は、本当に、これからのね、社会、国際、グローバル化する社会の中でですね、これ、これからの世代、特に、こういう言葉が、しっかりと、お互いに話ができる、国際的に、いろんな国の人と意思疎通ができる、そのための基礎的な能力としてですね、重要だというふうに思っております。

まあその、ただ、そういう中で、先ほどの新聞等なんかで報道されたようにですね、日本の今の国、国内、日本の国の子どもの学力の状況ですね、まあ、これが発表されておりましたけれども、まあ世界的にですね、日本は、かなりまあ、以前はですね、子ども達の学力というのは高かったと。それが、非常にまあ、低下してきているというふうにこう、報道をされております。まあ、そういう調査をされた中で、香港が1番。日本は、非常にまあ、あらゆる教科においてもですね、非常に先進国の中でも低くなって来ている。まあ、この辺は、一番懸念されるのはですね、その読解力、そのへんが、非常にまあその、落ちてきているのではないかと。それは、日本の国、国語ですね。国語力というのが、非常にまあ、落ちて来ている。このへん、英語とかフランス語、いろんな外国語、そういう国際語として、能力として身につけていくことは大切なんですけれども、その基になるですね、

国語力をですね、しっかりと、この身に付けていかないとですね、これ、日本の国、国民として、また、あらゆる学問に、これからこう、かかわっていく中で、基礎になるものだというので、そこをですね、やはり今、学校教育の中で、もう一度ですね、見直していただきたいと。そういう感じを持っております。

その中で、英語教育。これは、あの、今の私達の生活の中でも、英語は、幅広くですね、こう、入って来ておりますのでね、言語として使ってなくても、英語というのは、それほど違和感がないと言いますか、アレルギーもなくなっているのかと思えますけども、小学校での英語というのは、そういうその、言語として、将来、自分が、そういういろんな国の方と、意思疎通ができるような能力をつける基礎になる、その英語に対する違和感をなくする。アレルギーをなくするというのがですね、そういうまあ、段階かなというふうに思うんですけども、そういう意味でね、国際、こういうALT、外国の先生、まあ教師からと、自由に、まあこう、話が、自由にと言いますか、あまり、そのまあ、遠慮することなくですね、フランクに話していけるというようですね、接することができる、そういう訓練かなという形を思っておりますのでね、現在、2名で、1名、昨年増員して行っておりますけどもね、できるだけ、この方達に、そういう子ども達との接する機会を増やしていただいて、子ども達に、そういう、この、経験をしていただく。そういう形で、取り組んでいけたらと思っております。

まあその、何名増やすことが必要なのかということについてはですね、これは、財政的な、当然これから、町としての問題もありますから、直ぐに人員的に何名増やすということは難しいかと思えますけども、できる限り教育の現場の中で、この方達が、そういう活動が、もっともっと幅広く充実して行っていただけるように、まず工夫していただくこと、そのことが大事かというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございます。

私も、急にですね、即1名を配置して、ドンドンやりなさいということは、言いたいわけですけども、果たして、そのようなことは、非常に難しいかなと思っております。ただしながら、教育長言われたように、まあ、何とかやり繰りしておるんだという形の中で、これから、本当に、そういった問題、取り組んで行くなれば、これから10何校の、ALTが指導していかならないという1つの重さもあります。そういった中で、特に今回は、そういった1名専任にできるような先生が欲しいなど。このように思うわけです。

まあ、いずれにしても、ALTなり、またJET等々についても、これから、このような学習が進む中では、当然、予算なり、そういった教材等々なり、いろいろと出費が出てくるであろう。ましてや、文科省については、そういった補助をしないというようなことで、既に、今年度からも出ていないというような状況の中で、これから、本当に、われわれ佐用郡の教育、英語教育というものを進めていくなれば、そういった、いろいろなことも必要になってくるだろうし、後でも、また、申し述べますが、そういった異文化に触れさせていく、そういった機会を多く作るということについては、何か、そういった形を固定化しないと、ただ単に、今、やっております国際交流関係、年に1回、夏休みにやっておりますけれども、これも旧上月町が取り組んできた交流、いなかのえんげであります。これらについても、もう若干、ちょっと停滞気味になっておるのか、ちょっと方向がずれているのかなという観念は、私、持っております。

まあ、そういった方達との交流ということも、非常に大切でありますし、地域においては、そのような方々も、ましては、父兄の中にも、そういった英語教育なり一生懸命取り組んで来られている、できる父兄がたくさん出てきております。まあ、この人達との交流ということも大切であり、いずれにしても、そういった1つの流れと言うんですか、教材は、地域にもたくさんあろうかと思えます。

まあ、あるだけでは、また困るわけなんで、そのあたりの取り組み方ということも、これから考えていく中で、せつかくやるならば、充実した、そういった小学生らしい教材を、われわれも提供してやらなければならないし、行政としても、それを助けていくという形の中で、その教材1つにしても、また、交流のできる人材にしても、それぞれ選考しながらやっていく必要があるかと、私は、思っておるわけです。

そこで、教育長に、ちょっとお伺いしますが、まあ、これらを取り組む中で、この1年、2年取り組んだ中で、どのような欠陥なり、また、これもやっていきたかったなということがあり、また、これからも、こういうことを伸ばしていきたい。また、教材面についてもですね、もう1つ、こういった物が欲しいというものが、僕はあろうかと思えます。その点について、ちょっと、伺っていききたいなと思えます。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 丁度、2年前、この英語活動が、23年度から本格実施と。試行になりまして、先ほど、大下議員もおっしゃいましたように、1名のALTでありまして、是非、中学校に、もう1名配置していただき、小学校にも、行っていただくと。そういうシステムを構築したいということで、昨年9月に1名配置していただきました。これは非常に良かったと思っておりますし、今日まで、特に、昨年であります、水害がありましたけれども、実質、英語活動を、外国語活動を小学校で行うために、各小学校の5年生、6年生の担任と教育委員会とALT等が集まりまして、どういう形で、外国語活動を進めていくか、研究したり研修したり、積み重ねて参りました。

で、たまたま、小学校には英語の先生がおりませんので、教育委員会、また、全国の教育長もですね、英語をするのであれば、英語教育をするのであれば、英語の免許を持っている先生を、しっかり1名ぐらいは入れて欲しいと。強く、今まで言ってきております。しかしながら、先ほど来言っておりますように、外国語活動という、どっちとも取れないような、はっきりしない部分が、たくさんあります。で、ALTが中心になって、小学校の外国語活動を進めるんでなくて、担任の先生が中心になって、ALTは、あくまでも補助ですと。これが、やっぱり小学校の外国語活動を進める上でのスタンスなんです。ですから、あまり、こんなこと言うたら、語弊がありますが、あまり頼りにしてもらっても困る。しかしながら、手を借りないと、なかなか進まない現状があると。そういうところで、ALTと小学校とがですね、十分こう事前に打ち合わせをしながら、1時間、1時間、対応をしているというところなんです。

そして、佐用町の特別な特区とか、そういう話も以前からお聞きしておりましたが、なかなか、そういうことが難しい部分もあります。学校の規模にもよりますし、今回、昨年度、今年と利神小学校の方が、いっぺんやってみよう。校長以下、教職員全ての者が、前向きに取り組んでくれました。非常に困難を極めたようですけれども、5年生、6年生だけじゃあなくて、まあ、全校的に、少しでも取り組みをやってみようという形で、この間の10月の研究発表になっているところです。今後も、この研究指定につきましては、町費でありますけれども、他の学校に、新たに指定をして、佐用の外国語活動の充実を図りたいと、このように考えております。

なお、子ども達ですけれども、特に、6年生は、修学旅行に、京都、奈良へ参ります。結構、自分から外国人を見つけては、話をして、まあ、言葉は、なかなか出ませんけれども、身振り手振りを入れながら、接することができて、非常にこう、楽しく、また、普段は、なかなか会えない外国の方々と1分か2分でしようけれども、出会いができた。そういう感激的なもの、そういうものを持ち帰って来てくれておると、そのように思っております。

以上でございます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございます。

それが、今、教育長が言われたようなことが、本当の小学校での英語ということでありまして、勿論、中学校に行くと、正規な英語というものが学ばしていくと。それまでの前段としての、そういった教育に親しむと。まして、そういった他国との、そういう異文化を勉強していくというのが、小学校の狙いでありまして、先ほど、言いました、教育長言われたように、本当に、そういう旅先での出会いというのが、本当に必要であり、また、親しみを持ち、自分自身に、そういったものを学んでいく、大きな場ではないかと、このようにあります。当然、そのようなことを、ドンドン、これからもしていただき、子ども達の理解度を高めていくということが、必要かと思えます。

このような観点から、これから大変なことであろうと思えますけれども、私言いましたように、ALTについても、本当に、そういった形で、もう1名の増員の中で、そういった専門的に、教師と手をつなぎながら、また、教師の指導をしながら、また、補助をしながらというものを、これから取り組んでいっていただきたいと、このように思えますし、教材等についても、ドンドンと買っていただき、また、それらについて、助成もしていただくと、予算化もするというようなことで、ひとつ取り組んでいただいたらと、このように思えます。

まあ、一応、これらについての希望要望というものをお願い申し上げ、また、実質、取り組んでいただければ、私は、嬉しいかなと、このように思っております。是非とも、これらが前向きに進むようお願いを申し上げて、この種の問題は、終わります。

次に、入ります。次には、友好姉妹提携ということでもあります。これらも、先ほどから話してきました、英語教育というものと、イコールになってくるわけです。これらについても、そういった、これは、子ども達だけではなくして、われわれ大人も、全て佐用郡の住民が、そういった交流という1つの姉妹提携という中で、いろいろな形で、勉強をし、また、理解をしていくと。ましてや、今、子ども達が、そういった取り組みをする中での、そういった交流というものについては、非常にあの、いいのではないかなと。

まあ、兵庫県下においては、こういった姉妹提携が、多くの市町村で結ばれております。ましてや、兵庫県も7箇所、7箇所ですか、それらについての姉妹提携も結んでおります。私も、実は、平成の11年と14年に、14年にアメリカの、そういったワシントン州との再契約の場に参加させていただき、また、近くでは、朝来町が姉妹提携しておりますカナダのオンタリオ州のパス町という所での姉妹提携にも参加させていただき、本当に、1日、友好を深めることができました。

まず、そういったことを思う時に、やはり他国との交流ということは、ほんまに大切だなと。今になって、つくづく、そういったものを何とか、佐用町にもできないものかなと

いうことを、まあ、今、言っているわけです。

まあ、先ほど、教育長の方からも、そういった交流についての予算なり、どういう形でするかと、非常に難しい面があるやに、教育長も言われておりますし、私も、それは、全くそのとおりであります。費用分担にしても、自前持ちにするのか、また、行政として、何名かの者についての予算化していくのかというようなこともありますけれども、このような形で、資料をちょっと、町長の方には、お渡ししておりますけれども、本当に多くの各市町村が、このようなことで、取り組んでいるということ。また、子ども達にも、また、大人の社会にも、ほとんど必要であると、私は思います。

先ほども、昨日も、朝来町の方に、ちょっとお聞きしましたが、今も続いて、一生懸命取り組んでおられる。その中に、子ども達は、夏休み等を利用しての、何名か代表での交流と。また、その中には、大人という1つの交流もある。そういった中で、素晴らしい交流ができておるということであります。

私も、そのパースの方に行って、市町長さんあたりともお話しもする中で、本当に、そのようなことは、つくづく感じます。これは、是非ともやっぱり、交流はやっぱり、やるべきだなということがあります。

まあ、いろいろと、これらについての機会というものは、なかなかございませんけれども、まあ、そういった異文化なり英語というものを、これからやっていく。また、人間として世界の人々と手をつないでいくということについては、そのような、1つ、きちっとした、そういう交流ができれば、いいなど。私は、このように思っております。

本当にあの、こういった交流というものについては、非常に難しいと思うんですけれども、1つの、自国に囚われることなく、そのような門戸を開くということが必要になってくると思うんですけれども、町長、このようなことについて、今後、このような1つの交流と、また、姉妹提携ということを、やる気はございませんでしょうか。お聞きします。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 国際理解、国際交流、こういう点について、今の、その必要性、重要性について、大下議員の方からですね、いろいろとお話をいただいた点、私も、その点については、理解をするところであります。

まあ、ただ、国際交流という中で、姉妹提携ということで、これ、今、いただいております資料を、先ほど見させていただいてもですね、当時、昭和、の初め、日本が、非常に高度成長する中でですね、こういう全国的にも姉妹提携をしていく、こういうことが、かなり盛んになったのではないかなと思います。それにはですね、それぞれ、いろんなきっかけ、その時の必然性というものがですね、多分、あったというふうに理解をします。まあ、どこと言っても、無理やり、その何もないのにですね、姉妹提携しますというようなことではない。何か、共通したですね、お互いそこに、まあ、きっかけがあったということだと思っただけですけれどもね。

まあ、町で、そういうことをやっていくことについて、まあ、それなりに、今、言われたような必要性、意義というものがあろうかと思っただけですけれども、ただまあ、佐用町としても、今現在ね、いろんなことをやらなければなりません。非常にまあ、この、こういう活動をしていくには、まあ、お金の面だけではなくてですね、多くの人、職員においても、しっかりと、今後、かかわっていかないとですね、これは、相手に対して、相手がありますから、失礼なことになっても、これは逆効果になります。

そういう中で、現在、佐用町の状況、なかなか、いろいろな物を、順番に何をやっていくかということの中でね、こういう姉妹提携事業というもの、事業としてとらえてですね、町として、取り組んでいくにはですね、今、かなりいろんな課題が多すぎるなという感じはいたしております。

まあ、何か、そういうきっかけがあればですね、こういう、お互いに、そういう気運が盛り上がって、そういう中で、こういう活動をしていくと。そういうことで、機会があればですね、当然考えて、その時点で考えていくべきことかなというふうに思っております。

以上です。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） 私も、町長の言われるようなことも、考えてもおります。まあ、かと言って、何か、きっかけを作らないと、このようなことも本当にできないであろうし、まして、先ほどから言っている、そういった、こういった田舎の方にも英語というものは必要であり、社会に羽ばたく上では、これから共通語として、そおらく全世界が、このよになってくるのではないかなと。そういうような中で、まあ、そういう形の中で、姉妹提携は、できれば、向こうの方が、こちらに来られる。こちらが向こうに行つて、そういった1つのまあ、英語に対する理解ということもあるだろうし、まして、そういった、現に、現地の方達との交流ができるということが、素晴らしいものになるのではないかなと。確か、素晴らしい、素晴らしいだけでは、これ、前向きはできないんですけれども、このような形で、子ども達にも、こういった教育が入ってきたというきっかけを作りながら、その地域の特色なりをつかみながらの、選考をする中で、これから本当にできたら、一番理想的であるなど、私は、このように思うわけですけれども、今日の明日、来年、再来年という形の中では、非常に難しいかと思っております。

ただしながら、このようなことも必要である。まして、佐用郡については、このような大被害が起きた中で、そこまでまあ、頭は向かないということも、私自身も理解しております。ただしながら、将来に向けては、このようなことは、必ず完成させていきたいなど思っております。まあ、そのようなことで、これから将来に向けて、このようなこと、また、そういった所からの指導者を得ながら、また、こちらからも代表を送り、そういった形のものでできればいいかなと。それが、ドンドン、ドンドン、朝来町のようになれば、地域間の交流ということも、本当になされております。まあ、そのようなことが、これから大人の社会、子どもの社会、全ての社会において必要になろうかと思えます。

教育長、このあたりについて、当然そういったものがあればいいし、なければ仕方ないということになるんですけれども、本当に、これらのことについて、できるならば、私は、やりたいと思っておりますけれども、教育長のお考えはいかがでしょう。再度、お聞きします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 子ども達にとっては、先ほど来言っておりますように、いろんな環境づくりをしてやるということについては、非常に大事だろうと。私は、そのように認識しております。しかしながら、どうしても、その姉妹提携というのは、まあ、その10年で切るとか、20年で切るとか、そういうもんじゃなくって、一旦すれば、ずーっとやっぱ

り、派手ではなくてもいい、しっかりと地についたものにしていかないけないと。

例えば、同じ町名で、全国に同じ町名があると。で、たまたま、同じ町名だから、交流をしましょうと言って、最初のうちは、バーッとやったけれども、後はもう、子どもだけ連れて行きますと、連れて行って何するんか思うたら、もう私服のまま行って、帰ってきたら、何やそれはと言われるような、批判を受けたり、校長ついて行けと言われて行ったら、ちょっと待って、制服着て、ちゃんとして行ってくれとって、言わなければならないような状態。で、段々、段々、尻すぼみになって、結局は、ホームステイしていただいたお互いの親達が、無理して無理して観光地へ連れて行ったりしたようなことも現実に、私も、その場におりましたので、非常にこう難しいなという思いがあります。

先ほど、言いましたように、環境を、いろんな形の環境を整えてやるということは、私達に課せられた大きな課題だろうと、そのように認識しております。

[大下君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） 非常にあの、こういった1つの大きな国と国との係わりということになってきますと、非常に、難しいことは、重々承知しておるわけです。そういった中でもですね、そういった交流ができればいいのかなど。まあ、その費用面から、ましては、どのような形でしていくかということも、非常に難しい観点、ものが出てこようかと思っておりますし、現に、いなかのえんげ等々ですね、5、6名の方が、こちらに来られて、いろいろと家庭に入ってやられておるということは、事実でありますし、まあ、それとこれとは、また違うわけなんですけれども、だいたい同じような形の中での交流ということになってこようかと思うんですけども、まあ、いなかのえんげ等々については、大阪大学に来られて、来ておる、日本を良く知っておる、また、というような形の中で、本当に現地での話しというもの、また、風習というものが、そう伝わっては来ないんじゃないかな。このように考えておるわけです。

いずれにしても、これから、現に、そういう姉妹提携されておる所とのですね、意見交換をして、そして、本当にどういった形でやっていけば良くなっていくのかなと。また、できるのかなと。提携ができるのかなと。また、来てもらうためには、どのようなことをすればいいのかなど。自然のままを見ていただき、自然の生活を見ていただく。これが、1つの交流になり、一人ひとりの知識の磨きということになってくるのではないかな。このように思います。

まあ、いずれにしても、先ほどから言っておる英語教育ということ。子ども達の英語が始まってきだしたと。これから、そのためには、受け皿として、また深く門戸を広げる中で、そういった地域との交流ができればいいかなと。また、すべきではないかなということも申し上げておるわけなんで、今日の今、これらについて、取り組むということについては、非常に難しい観点がありますし、佐用町の実態ということもございます。まあ、それらも含めて、これから、将来に向けて、何らかの、そういった手探りをするということが、非常に大切なことになるのではないかなと、このように思っております。

まあ、日本語は、われわれ、生まれにして、ここに生活しておれば、日本語は、全て、だいたいのは分かるわけですけども、やっぱり英語とか他国語ということになってきますと、非常にまあ、難しいことになるわけなんで、まあ、それらをあえて、このような形の中で、勉強していくということでもありますし、また、当然、それらが、先ほどから言っているように、英語等については、世界共通語、各国語になるのではないかなという

ことからして、いくら田舎であろうとも、大都会であろうとも、このようなことを、これから学ぶ必要があると。まして、その中についても、特に、先進的に取り組むのであれば、そういった姉妹提携をする中で、そういう交流を深め、より充実した勉強ができてくるのではないかなど、そのような観点から、私は、この2点について、いろいろと質問をさせていただき、町長なり教育長、皆さん方の意見を、今、聞いたわけでございます。これからも、私は、この事を言い続けていきたいなど、このように思っております。できるだけ、そういった1つの佐用郡の基礎づくりを、これからやっつけよう、私は、このように思いますし、また、していただきたいなど。その方向に向けていただきたいということで、重大な、また、難しいことかと思えますけれども、お願い。お願いということで、これから、われわれも取り組むべき姿であろうと思ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、大下吉三郎君の発言は、終わりました。
ここで、昼食のために暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
それでは、再開を、午後1時として、今から休憩に入ります。

午前11時44分 休憩

午後01時00分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行いたします。
続いて、3番、岡本義次君の発言を許可します。はい、岡本義次君。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） 皆さん、こんにちは、3番議席、岡本でございます。
今年はですね、殊の外、暑い暑いと言われておりましたけれど、もう師走に入り、朝夕めっきり、朝晩は寒くなって参りました。

万葉集の山部赤人も、田子の浦ゆうち出でて見れば真白にぞ富士の高嶺に雪は降りけると、富士山にも雪が降るような寒い時になって参りました。光陰矢の如しと申しましょうか、後2週間で、今年も終わって、新しい時を迎えようとしております。高齢者の方は、温度差激しく、また、病弱の方は、体に十分気を付けていただきたいと思ひます。

本日は、大きく取り上げて、4件の問題を、町当局に問うていきたいと、このように思っております。

1つ目は、文化財保護ということで、佐用町内には、播磨国風土記等にも記載されており、古くから文化財がたくさんあるところでございます。佐用姫さんや、上月城跡、利神城跡とか三日月陣屋跡地、遺跡、古墳、五輪塔、桜井神社とか、桜山六人塚、宝篋印塔、安倍晴明塚等、たくさんあります。これらのことで伺っていききたいと思ひます。これらの案内の看板等があるのでしょうか。次の世代の若者や子ども達にも、ちゃんと引き継いでいかなければ、忘れ去られてしまい、分からなくなってしまうと思ひます。

過去を知るといふことは、未来を予測する上においても、非常に大切な大事なことで

ざいます。

そこで次のことを伺っていきたいと思います。

1つ、佐用町内には古墳等はいくらあり、有名な古墳はどんなものがあるのでしょうか。

2つ、それらについては、いつの時代の物なのか、案内看板等は設置してあるのでしょうか。

3つ、遺跡は町内にはいくらあり、有名な物は、どんなものがあるのでしょうか。

4つ、城跡はいくらあり、有名な物は、どんなものがあるのでしょうか。

5つ、古い県指定の椋の木等どんな木が指定されているのでしょうか。

6つ、それらにも案内看板等がきちんと、されているのでしょうか。

7つ、古文書等の整備もされているのでしょうか。

8つ、文化財保護に毎年計画的にどんな計画を立てて、されているのでしょうか。

9つ、町内の文化講演会等を定期的にかかれるよう望んでいきたいと思います。

10、町内の小中学校の生徒にも、これら佐用の上記のことを定期的に教えておられるのでしょうか。ということの1件と。

2つ目に入ります。

休耕田畑の利用ということで、佐用町内においても、多くの田畑が耕作されずに、草ぼうぼうになったりして、放置されております。今、大きな田については、預かってくれておりますけれど、小さな田や畑は放置されたままとなっております。せっかく作物が作れる、ほ場整備した土地でさえも放置され、勿体ないこととございます。

そこで、これらの土地に、佐用町内の方にも町外の方にも、希望者に野菜を作ってもらうとかのことはできないのでしょうか。

そこで次のことを伺っていきます。

1つ、農林振興課に空き地を登録し、作りたい人が借りて作るようなことができないのでしょうか。

2つ、1年か3年かの契約を結び、借りた人が責任をもって管理するようにしながら、土地の保全を図るということとございます。

3つ目におきましては、田畑がない方においても、自分の好きな物を作ったり、自然薯、菊の花やら、もち大豆味噌等の奨励できないか。そこらへんについて、今、考える余地があるんじゃないかと思っております。

それから、大きな3つ目でございますけれど、仁方の裁判結果について、一時利用地指定の変更処分取消請求で、最高裁の最終判断も出て参りまして、その後の動きについて、伺っていきたいと思います。

1つ、裁判結果の後、どういう会合を持たれたのでしょうか。

2つ、相手の方が勝訴した以上、十分、相手の方の意見を聞いていらっしゃるのかどうか。

3つ目、最終判断が出た以上、町として、今後どうしていくのか。

4つ、もめごとが長い事かかった以上、一日も早く解決してあげて欲しいという気持ちでおります。

5つ、最終的に、町の持ち出し費用、現時点では、いくらであったのか。

6つ、今後、それらの処置をやっていく上において、いくらぐらい、また、かかるのでしょうか。

そして、最終的に、解決は、いつぐらい目処としてできるのでしょうか。

という3つでございます。

それから、最後になりますが、4件目は、今、なぜ滑り台か。ということで問わしてもらいます。

笹ヶ丘公園の滑り台が新設されると聞きました。そこで、次のことを伺っていきたいと思います。

1つ、昨年災害があり、一年余り、ここで新設しなくてもよいのではないかとということが1つです。

2つ目で、過去3年の修理費は、いくらぐらいかかっているのか。

3つ目、河川修理完了の4年先でもいいのでは、ないか。

4つ、このお金を、佐用町の3年先に、花が咲き、5年後実が生る、明日の佐用につながる投資につかえないのか。ということで、この場での質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、文化財保護に関しては、後ほど、教育長の方から答弁をしていただきます。

私の方からは、まず、休耕田の田畑の利用等につきまして、お答えをさせていただきます。休耕田畑についてのご質問でございますが、町内においても、近年、農業従事者の高齢化と獣害被害の拡大、農業生産物価格の低迷、生産調整等により、耕作放棄地、不耕作田畑が未整備田のみならず基盤整備田にも拡大しつつあります。町においても、農業生産性が見込める農地につきましては、認定農業者をはじめとする、意欲のある一般の農業者の規模拡大に、農業経営基盤強化促進法を利用し、また、町独自の施策として、一反当たり1万円の助成を行い、担い手育成支援事業も継続して、耕作放棄地、不耕作田畑の防止に努めてきているところでございます。

しかしながら、農地活用の効率や利便性が低い、生産性が見込めない田畑については、農地の借り手がないのが現状であり、集落内の農地については、集落内の景観や環境保護の観点から、集落共同の作業として維持管理していただくことが重要と考えており、支援制度として、中山間直接支払い制度、農地・水・環境保全制度の活用を推進してきたところでございます。

これらの制度活用により、作る意欲のある人が農地を借りることができ、1年以上の利用権の設定も可能でありますので、あえて空き地等の登録等をしなくても、町の担当課、農協、農業委員会等にご相談をいただければというふうに考えております。

次に、仁方の裁判結果についての御質問でございますが、判決確定以後、兵庫県、土地改良連合会、弁護士等関係者と判決の主旨に即した解決策を土地改良法、行政事件訴訟法に照らし、また、県換地関係異議紛争処理専門委員会にも協議をかけて、早期解決に向け、現在、取り組んでいるところでございます。解決方法は、双方の話し合いで合意を見出し対処する方法と、確定判決の主旨に則って、当初の一時利用指定地の指定の内容である、新たな換地処分をなし、それに基づく換地処分の嘱託登記を改めてする方法であります。

これまで、話し合いでの合意ができないか、検討・協議してまいりましたが、現状では難しいのでは、難しいという判断をいたし、今後、判決に沿った換地処分の変更を、土地改良法に照らしながら慎重に事務手続きをしてまいりたいというふうに考えております。解決には、新たな換地処分に関係する権利者の意見に影響されることとなりますので、予測もっての解決時期を申し上げることはできません。

また、この訴訟に要した弁護士等の経費につきましては、平成15年5月29日に訴訟提起以後、今日まで約354万円となっており、今後につきましては未定であります。

次に、笹ヶ丘公園の滑り台についてでございます。今、なぜ滑り台かということで、ご

質問がありますが、笹ヶ丘公園の滑り台は、平成2年に、ふるさと創生資金を活用して建設され、多くの来園者に利用されてきております。設置後、約20年が経過し、腐食等老朽化が著しく、安全面から継続的な使用が大変心配な状況になっておりました。また、維持管理についても、塗装やローラーの交換など多額の費用が見込まれることから、以前から滑り台を存続させるべきか、撤去すべきか、種々検討を進めてきたところでございます。

昨年度、国の第2次補正による、緊急経済対策として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を100パーセント充当することが可能となりましたので、平成21年度3月議会において補正予算に、緊急経済対策予算として地域活性化・きめ細かな事業費3億3,305万円を追加計上したもののうち、笹ヶ丘公園滑り台の改修事業として4,800万円を計上して、既にご承認をいただいたもので、本年度、明許繰越の事業として実施をしているところでございます。

次に、過去3年間の修理費のご質問でございますが、毎年の保守管理として各年度37万円と、修理として19年度に約79万円、20年度に40万円を支出しておりますが、21年度は保守点検の結果、修理業務が発生しておりません。修理内容は、滑り台のローラー部分の取替えや側壁など腐食箇所の塗装が主なものとなっております。保守点検や修理に要した維持管理費は、19年度から21年度までの3年間で約230万円となっております。

次に、河川改修工事の完了後の4年先でもいいのではないかとということでございますが、滑り台など遊具の耐用年数は、メーカーによると約15年と言われておりますが、これらの遊具はすでに20年を経過しており、場合によっては事故発生も危惧されましたので、4年先まで安全に使用できるとは言いきれない状況でございます。また、昨今の公園管理の実態等を踏まえ、遊具の安全性を確保するために、多額の維持管理コストが見込まれるため、今回撤去し、新たに設置することといたしました。

また、新しい滑り台は、企画提案コンペ方式により遊具メーカーからの提案を受け、審査会において、維持管理コストや将来の財政負担等を考慮して、現行の351メートルから約100メートルと、以前より、非常にコンパクトにいたしました。幼児向けのコンビネーション遊具もあわせて設置することで、小さな子供から大人の方まで幅広く楽しんでいただけるもので、町の活性化にもつながるものと考えております。

以上、私からの、この場からの、答弁とさせていただきます。後、教育長の方、よろしく申し上げます。

教育長、登壇して申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 続きまして、文化財保護について、お答えさせていただきます。

まず、町内に古墳はいくらあり、有名なものはあるかということですが、周知の遺跡として知られる古墳は106基あります。正式な発掘調査をしたものは少ないのでありますが、有名なものとして、出土品が県指定文化財となっている高畑古墳群1号墳、2号墳。それから、高畑古墳同様、装飾環頭大刀が出土しております本位田古墳群。町内で唯一の前方後円墳である横坂1号墳。町内で最大の方墳を含む円応寺古墳群。町内で最大の円墳である上月古墳群があります。

次に、それらは、いつの時代のものか、案内看板はあるのかとのご質問ですが、現在、古墳には時代を説明した看板等は設置しておりません。

また、遺跡は町内にいくらあり、有名なものはとのご質問でございますが、埋蔵文化財包

蔵地として、361 遺跡が兵庫県埋蔵文化財包蔵地図に登録記載されています。古墳や城跡以外で有名なものとしましては、古代寺院として塔跡が県指定史跡となっています長尾廃寺跡。町指定史跡の新宿廃寺跡。塔心礎が町指定考古資料で寺院用瓦窯跡が隣接する早瀬廃寺跡。中世寺院跡として諸山の地位を持った円応寺跡。銅鐸の出土地として知られる小谷遺跡、その銅鐸を埋納した弥生時代集落と目される植木 B 遺跡。弥生時代集落である横坂丘陵遺跡。環濠を有する弥生時代集落の大酒相の原遺跡。旧石器時代から中世にいたる複合遺跡として本位田遺跡群。長尾・沖田遺跡群。東徳久遺跡などが知られております。風土記にも記載され、佐用町の古代産業を特徴づけるものとして製鉄遺跡が約 80 遺跡 150 地点あまり知られております。

次に、城跡の数と、有名なものはとのご質問でございますが、周知の埋蔵文化財包蔵地となっております城跡は 59 箇所あり、有名なものには、町指定史跡第 1 号でもある利神城跡。上月合戦の舞台となった上月城跡。それから利神城跡別所構、福原城跡。また、畝状堅堀が顕著な仁位山城跡。それから高倉山城跡。江戸時代に三日月藩の政庁が置かれた乃井野陣屋跡などがございます。

次に、古い県指定の棕の木等どんな木が指定されておるかとの質問ですが、植物で指定となっていますものは、県指定 8 件、町指定 15 件、計 23 件でございます。佐用町は県内でも多くの天然記念物が指定されている地域の 1 つでもあります。樹種ではイチヨウ、サクラ、ケヤキ等々があります。

それらにも案内看板が、きちんとされているのかという問いでございますが、指定物件につきましては、大半のものに説明看板が設置してありますが、これら全て、旧町からのもので、老朽化して、読みにくくなっているものもございます。ただ近年、県などでは、地権者や所有者とのトラブルもありまして看板設置自体が困難となっている箇所が多数あるように聞いております。看板の更新は、していないのが現状であります。現在。案内看板については、現在、大イチヨウだけだと認知しているところです。

次に、古文書等の整備もされているかとの問いですが、これまで、田住家文書、大谷家文書につきましては、国庫補助金事業で調査整理を行い、目録集を刊行しております。いずれも兵庫県立博物館に寄託保管されております。ほかに、安志藩井上家文書、佐用岡田家文書が県立博物館に保管され、目録も整備されております。これ以外には、三日月藩文書の藩日記を中心に目録集や翻刻集 4 冊を刊行し、現在も三日月古文書の会が解説活動を行っており、旧南光では古文書目録集を作成し、旧上月町でも古文書目録集 3 冊を発刊しております。それらの古文書は上月支所の書庫に保管しております。

次に、文化財保護に毎年どんな計画を立てているのかとの問いでございますが、指定文化財の修理につきましては、緊急性を要するものから補助金事業を中心に実施しておりますが、文化財所有者の自己負担等の問題もあり、修理計画を立てられないものもございます。また、埋蔵文化財保護においては、公共事業など、毎年、次年度以降 5 カ年の事業計画を関係各課から提出してもらい、発掘調査の調整を図っておるところです。しかし、災害復興関係では突発的な事業が発生し、計画外の調査対応に追われることとなります。また、民間工事につきましては、事業の届出のほか、建築確認申請の提出により事業把握に努めておりますが、いずれも緊急発掘調査となるため、整備等に向けた発掘調査ができない状況でもあります。発掘調査の成果につきましては、毎年、埋蔵文化財発掘調査年報を刊行し、概報としておるところです。

次に、町内の文化講演会等の定期的な開催をとということでございますが、毎年、高年大学の歴史部で 4 回から 5 回講演し、更には、上月城祭りや、近年では、地域づくり協議会からの要請により、史跡の説明などを行っており、地域や団体からの要請には、できる限り調整し対応しておるところです。

最後に、小中学校の生徒にも文化財保護について定期的に教えているかのご質問であります。地域の歴史教育、文化教育については、各校で、発達段階に応じた取り組みをしておりますが、教育委員会は、学校の要請に応じて出前授業を行い、発掘調査で出土した遺物を活用して原始古代の遺跡の説明をしたり、土器づくり体験などを行っているところです。

また、昔の暮らしを学ぶ单元などでは、農業体験や昔の道具を通じて学習をしており、町有の民具につきましては、その一部を利神小学校と江川小学校に展示する取組みを行って参りました。

以上で、文化財保護に関する答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、岡本義次君。

3番（岡本義次君） はい、ありがとうございます。

今、教育長が、説明されましたように、佐用町においては、こういう、たくさん素晴らしい先人たちの残してくれた遺跡や宝物がございます。ですから、そこらへんについてですね、政教分離ということで、全面的に、そういう支援できない部分があるかと思えますけれども、例えば、そういう古い大木等についても、光福寺の一本桜、そしてイチョウとか、ムクノキとか、そういう県指定の木等あります。それらのついてはですね、やはり、1年に、1、2回ぐらいは、いわゆる、そういう庭師の方に、頼んで、いわゆる、どう言うんですか、消毒だけでもね、枯らしてしまわないためにも、してやる必要があろうかと思えますけれども、そこらへんについては、教育長、どのようにお思いになりますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町内のですね、こういう文化財に指定されている、まあ、巨樹、古い木等も、これは文化財と共に、やはり観光施設でもあります。そういうことで、保護に当たってはですね、特に、これは、木ですから、生きてますから、この、樹医さん、そういう専門の方にもですね、樹勢が衰えてきたりすれば、見ていただいて、保護もしております、南光の大イトザクラ等については、何回も、そういう手当てをしましたし、大イチョウも、既に、昨年もしております。また、ムクノキ等についてもですね、見ていただいたり、こういう手当てを必要などこについては、やってきておりますので、また、その案内の看板とかですね、そういうのも、それぞれに設置もしております。はい。また、機会があれば、そちらにも見て、行って、見ていただければいいかなというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、そのように、普段からね、いわゆる枯れて弱ってしまってから、そういう消毒というんじゃなくって、元気なうちから、やはりしてやっていくことが

大事であろうと思います。

三日月のムクノキについても、この前、ちょっとおりましたら、観光バスでやって来られて、見に、遠方からみえてました。ですから、そういうふうには、何百年という、生きて大木になったものについては、やはり、われわれの先人たちが残してくれた遺産の宝物として、やはり管理して枯らさないようにしていくのが務めだろうと思います。

それから、どう言うんですか、陰陽師のですね、有名な安部晴明塚ですね、まあ、ヤタガラスとも、また、狐の子とも言われておる、それは、父の保名がですね、狩人に殺されかけた女狐を助けた時にですね、女狐が感謝し、美しい女人となり、保名の妻となったと。まあ、こういうような謂れもあるわけでございます。ですから、こういう陰陽師の安倍晴明とか、それから道満塚ですね、道満塚についても、聞くところによれば、地元の方がですね、町指定にただけでもしていただいて、土台が崩れかかってですね、ちょっと、崩れて、新しい工法でコンクリートにすればね、やはり価値が、やはり、いわゆる近代的なものになれば、手を加えることによって、なれば、ちょっと、そこらへんが、今のままの状態でも崩れんような格好にしたいというようなことを地元の方にとっては、言われておるわけなんですけれど、そこらへんについては、教育長、どのように思いますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はっきりは、ちょっとよく分かりませんが、晴明塚につきましては、町の指定にさせていただいておるんですけれども、実は、道満塚につきましては、後年に、手が入っているということで、指定文化財には、しておりません。町が指定しましても、指定物件につきましては、その所有者が、一応、管理しなければいけないということになっています。で、指定がありまして、どうしても、所有者が修理できない場合は、予算の範囲内で、町の方が支援するということになります。そういうことで、道満塚につきましては、もう少し、地域の人、まあ町の担当者とも、専門家の意見を聞きながら、指定にできるものかどうか、文化財の指定にかかわっていただきます委員の先生方がいらっしゃいますので、また、再度、そうした委員会の中で、協議させていただきたいと思います。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、個人の所有地というようなものがあつたりして、三日月、いや、利神城等についてもですね、なかなか、その、今の形態をいうようなことも聞いております。

しかし、やはりですね、そういういい物についてはですね、そういう朽ち果てて、もうボロボロになるというようなことになればですね、また、相当、そういう近代的な工法でしか直すことができないと思いますので、まあ地元の方とも、よく協議されたり、また、所有者の方の理解を得てですね、今のような格好の中でですね、何とか、町指定にでも持っていていただいて、何とか、そういう維持に努めていただきたいと思います。

それから、鎌倉からですね、南北朝の時代におきまして、杉坂峠ですね、児島高德が、後醍醐天皇が、隠岐島に流された時にですね、院庄から駆けつけてですね、そういう会っ

たというようなことも、こういう有名な1つの史実の話の中です、ございますので、まああの、あそこは看板、そういうふうに書いてございまして、してありますけれど、まあ他のないところについては、やはりですね、その見えにくくなって、まあ今、教育長の話の中で、合併前には、そういういろいろな案内板とか、そして、そういう看板もあったんですけど、新町になってからは、まだ、そういう整備、新しくはできてないという、今、報告を受けました。しかし、また、そういうやつについても、よく、順に見ていただいて、そして、そういう見えにくくなったとか、看板が、もう朽ち果てようとしておるところについては、また、ある程度、年次的に、いっぺんには難しいかも分かりませんが、計画的に、やはりそれらも、整備して、やはり将来を予測する上においては、やはり先人たちが、佐用で食文化とか風土とか、そして、どういうふうな生活形態を送ってきたということが、やはり、そういう歴史を学んで初めてできることでございますので、やはり、そういうことを、後世の子ども達にも伝えて、それを、しっかり継承していくということが大事じゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2番手の休耕田の利用ということでございますけれど、今ですね、全国で、茨城県の面積、**6,096** 平方に匹敵するような田畑がですね、放棄されておるとは聞いております。いわゆる文書によって、将来ですね、今現在、**69** 億の世界人口が、まあ、**2050** 年には **22** 億増えまして、**91** 億になると予測されており、**100** 億もう、到来すると言われております。その点、日本はですね、**3,200** 万人減り、**9,500** 万ぐらいになるんでなかるうかと予測されておるわけでございますけれど、増える所については、アフリカとか、そういうバングラデシュやなど、もの凄く爆発的な格好で、後進国が人が増えてですね、食料がなくなっておるような時代でございますので、まあ今も、この議会におきまして、この佐用議会も、TPPについたり、そういう意見書も出したり、日本の食料率、今、**40** パーセントを切るような状態になっております。金があってもですね、どことも物が足りなくなれば、金出しても売ってくれないような時代になろうかと思っております。ですから、そこらへんについては、他の物と違って、やはり人間は、日に三度の食事をし、そして、そういう食べる物がなければですね、本当に食事に困ってしまうような時代になろうかと思っておりますので、これらについてもですね、やはり、いわゆる、荒らして、そのまま、3年、4年放置すれば、河原や野山の原野のような格好になりますので、それらにならないためにもね、やはりもう少し、今、街の方では、その農業というのが見直されて、若者でも、サラリーマンでもですね、会社へ行く前に、そういう土を耕して、実を生らしたりして、心を癒すというんでしょうか。そういうようなことが、大いに流行り、貸し農園というようなこともあります。しかし、田舎ではですね、貸して収益上げる云々じゃなくって、やはり土地の保全を守っていくと。田舎の役割というのは、町長もご存知のように思いますが、合併前にですね、井戸県知事とテクノで懇談会があった時にですね、私、井戸県知事にも申しあげましたけれど、食糧、お米、野菜づくり、食糧の基地、水の涵養、田畑に水を入れ、ダムの役割供給、そして都市へにも整備する。国土保全。そして、空気の浄化、地球温暖化と。こういう大事な役割を、田舎は担っておきながら、若者がいなくなったがために、高齢化してですね、自分の田畑でさえ、もう、いわゆる維持できなくなりつつあります。ですから、そうならないためにも、やはり今、町長の説明の中でですね、いわゆる中山間地の、そういう指定ができてね、私、県知事に、1件当たり **1,000** 円集めてでも、田舎に、そういう維持管理の金回してくださいということで、半年後にですね、その県民緑税というんが、**700** 円集められて、田舎におりてきまして、今、言われたような、いわゆる環境保全の中でね、契約しておれば、私とこら円光寺でも **60** 万、櫛田でも **150** 万というような金が、そういう契約の中でただけて、ありがたいことだと喜んでおります。

ですから、農林振興課長に、ちょっとお尋ねしますけれど、そういう、佐用町において、田畑がない方でもね、心癒したり、子ども達と一緒にあって、休みにでも、月2回ほどでもやってきて、そういう田畑を荒らさないためにもね、ナスやきゅうりやスイカやトマトや、そういうようなん作って、楽しめるような、そういうことで、何か、無償でも借りてまあ、維持してもらおうというような方向で、何か、いい考えはないでしょうか。農林課長。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農地を守っていくということはですね、重要なことだというふうに考えて、今、議員言われましたようにですね、環境的な面もですね、多面的機能もありますので、そういうことでありますけれども、まあ、都会からですね、来て、まあ、1週間に一度、これはあの、退職者、退職された方がですね、田舎の方に移ってですね、農地を借りて、自分の自飯、自給できるですね、野菜を作りたいという方についてはですね、今、あの、そういう、農業委員会等に届けられてですね、貸し手と借り手でですね、利用権を設定してですね、何人か、こちらへ住まわれている方もいらっしゃいます。

ただ、現役世代でですね、まあ、一週間に一度だけ来るとかですね、月に一度来るということはですね、今のところ、なかなか少ないと思います。と言いますのも、そういう野菜等を作るということになればですね、やはりいい物を作ろうとすれば、手を入れることが肝要でありますので、月に一度とか2カ月に一度になればですね、苗は植えたは、後は、草まみれになってね、生産が、自分が自給したくてもできなかったということになりますので、まあ、そのへんのところですね、まあ、作りたいという人があればですね、地域と相談、また、農林振興課なり農業委員会の方にも、ご相談いただければですね、そういう貸し手があればですね、借りていくことはですね、可能だと思いますけども、まあ、所有権の移転までは、ちょっと難しいと思いますけども、そういう、貸していくとか、そういうご相談いただければですね、相談に乗っていきたいというふうに思っております。

また、その、今後ですね、そういう農地を守るのについてはですね、やはり貸し手の方がですね、高齢化になって、なかなかできないということになれば、まずは、集落ですね、共同作業の中で、守っていただくということが、重要ではなからうかなというふうに思います。それが、できないということになればですね、やはり、借り手の方もですね、やはり生産性がある程度上がらないと、やっぱり借り手もつかないということになりますので、貸し手の方からですね、今後はもう、作っていただく。管理していただくですね、管理料を支払ってでも、借りていただいて、そして、先祖伝来のですね、財産は守っていきけるというようなですね、そういう時代に来ているのではないかなというふうには思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 町外の遠いところからね、遠方からやって来るというんは、確か、難しい面はあろうかと思えます。しかし、町内においてですね、もし田畑がない方であっても、そういう、どう言うんですか、ちょっと家で引きこもりの方とか、ちょっと、外へ出おるんが億劫な方であってもね、やはり、そういう、土をいじってですね、健康のために

も、心を癒すためにもね、そういう自分が、田畑を耕すことによってまあ、トマトやスイカやサツマイモとかね、採れて、それが実っていくということであればですね、非常にいいことじゃないかと思えますのでですね、この佐用の役場の、その農林振興課の中でね、そういうインターネット中でも、少しでも呼びかけて、そういう方をまあ、増やしていただけたらと、そのように思っております。

まあ、なかなか、こういうような荒れた時代ですね、将来は、そういう食糧危機にですね、危惧されるような、食料自給率が減ってですね、日本はもう、あまりにも、どう言うんですかね、お風呂に入って、あまり危機感がないような格好の中でですね、来ておりますけれど、これは、将来考えた時には、大変なことになるんじゃないかというふうに、私は思っております。ですから、そこらへんについてはですね、1つの、そういう契約書なり、農林振興課が、そんなに難しいことじゃなくてもね、借りた物は、もうちゃんと責任持って3年以内にでも返すとか、5年とか、そういうふうな中でですね、ちゃんと整理して管理していきますというような中で、本人同士が貸し借りできるような1つのね、ひな型でも作っていただいて、そういう荒れ地をなくしていく方向に、何とか努めていっていただきたいと、このように、思っております。

それから、仁方のことに移らせていただきます。仁方のことにつきましてですね、今現在、こういう、土地改良区とまあ、そういう調整したり、どんな方法がいいんかということでもまあ、やられているというふうに、町長、答弁されたわけがございますけれど、もうこうやって一審、二審、また、最高裁まで行った中でですね、早急に、相手の方に対しても、こんだけ長い間かかってね、こういうふうになってきました。もう過去のなったことについては、今更、ここで、私がとやかく言うつもりはありません。

しかし、そのことにつきまして、少しでも相手の方が納得できるような格好の中でね、話し合いをしていただいて、早急に解決を願いたいと、このように思います。

しかし、あのまあ、相手のあることでございますので、新たな換地処分にしてもですね、その土地改良法に基づいて、その権利者があるわけでございますので、それらの方の話、納得ということがなければですね、なかなか次のステップが難しいように思います。しかし、どちらの方も、当事者がですね、意地の突っ張りあいのようになっておりますので、そこらへんについてはね、やはり、双方が心を開いてですね、そういうふうな話し合いに応じてもらえるような格好の中でね、特に、農林振興課長については、その仁方の会計もされておったとや聞きますし、まあ役場がですね、こうやって国から予算をもらってやっていった以上はですね、ある程度もう少し指導性なり、もうちょっと、いい方向に導いていくことができなんだかなというふうな気もします。ですから、農林振興課長として、その江川、仁方の動きについては、皆さん、どのように内部的におっしゃっておるか、そこらへん、分かれば教えていただきたいと思えます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほどですね、この問題の解決についてはですね、まあ、双方がね、円満に、合意がですね、できればいいわけですがけれども、現状ではですね、合意はできないというふうに町長も判断をされておりますし、私も、そのように思っております。

この最高裁のですね、決定に向けてですね、解決する方法はですね、新たな変更な換地処分をしてですね、それは、換地処分と言いましたら、土地改良法に基づいてですね、事務手続きをする以外ですね、解決はないというふうに思っております。

まあ、それによってですね、地域がどのように、今、考えておられるか、また、その双方がですね、どのように考えておられるかというのがですね、ちょっと、予測でもってのですね、ご答弁はできません。

ただ、町としてはですね、判決の趣旨に則ってですね、そういう解決をしていきたいというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 土地改良区とですね、協議はされておりますけれど、その後ですね、仁方のほ場整備組合としてはですね、集落内において、この最終判定が出た後、何回か、そういうお話でお集まりになったことはありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 判決以後ですね、まあ、解決に向けてですね、町として、裁判の結果、経緯等ですね、仁方のほ場整備組合にはですね、ご説明をして協力をいただいたということはですね、前のあの、他の議員のご質問でもお答えさせていただいたとおりです。そういう中で全体をですね、考えて、そういう合意というのはですね、なかなか難しい、それぞれの意見がございまして、一方にまとめることは難しいという判断をさせていただいてですね、先ほど申しましたような解決策しかないというふうに思っておりますので、それに向けて、努力はして参りたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） まあ、最高裁で、そういう判定が出た以上ですね、まだ、そういうふうに、どちら、そりゃやっぱり相手があることでございますのでですね、相手の、そういうご返事もいただかない限りね、それらが、指定変更が、なかなかできないという難しい面もあるかと思っておりますけれどですね、そして、また、その方が、反対にまた裁判でもかけられたら、また更に長くなると、こういうようなことになろうか思います。

ですから、そこらへんについては、私は、いつも申しますけれど、やはり当事者なり、その集落のほ場整備組合においてですね、何回も寄っていただいて、話し合いをしてですね、納得していただけるようになるまで、何回も何回もですね、やはり、そういうお互いが心を開いた上でですね、話し合っていくということが大事じゃないかと思っております。まあ、そこらへんについてですね、こういう早急に判断が出た以上ね、何とか、努力していただきたい。このように思っております。

まあ、将来については、ちょっと今のところ金額についても、どういう手法をとっていくかということについて、未定であるというふうに聞いております。そしたら、私とこの町役場が弁護士等に払った費用がですね、354 万と町長答弁されましたけれど、これ、相手の方の費用についてはどうなるんでしょう。そこらへんについてはどんなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 裁判のですね、経費については、先ほど、町長が答弁されましたようにですね、平成15年5月29日の、この提起からですね、まあ着手金なり弁護士のはですね、口頭弁論等への経費でですね、354万円を町の方からですね、支出させていただいております。

で、相手方からですね、請求等はですね、一切、現在のところ一切ございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） そしたら、もし相手から、そういうふうな金額の請求が出てきた場合は、どういうふうに対処されますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） これはまあ、予測の話になりますけども、相手方から、例えば請求が出てくればですね、その請求が妥当なものかというのはですね、十分に協議をしております。それによって、支出すべきもの、しなくてもいいものというのをですね、十分に協議をして、対応はして参りたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、他の方、静かにお願いします。
はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、そういう未確定要素がありましてですね、まだ、分からない部分が、多分にあるんですけど、やはり、こういうふうに、一審、二審で最高裁まで行ってですね、そういう判定が出た以上ですね、やはり、少しでも早く解決、努力していただきたい。このように思っております。

それでは、4番手のですね、今、なぜ滑り台かということについて、問わせていただきたいと思っております。

このことにつきましてね、どう言うんですか、総務課長、一番、私と一緒に円光寺ということで、滑り台に近いんですけど、その後、最近、あつこで滑り台滑られたりとか、点検に行かれたりしたことがありますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 私のまあ、集落の近くなんですけれども、点検とか、そういう形では行ったことはありません。ただ、散歩とか、そういう面では、よく行っておます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 私ね、私も孫おりまして、2つの子ども連れて、盆から9月につけて、ちょっと3回ほど一緒にまあ、滑らせてもらったり、近くにあるでね、一番喜んで、来た時には、連れて行ってくれと言うもんですから、連れて行ってまあ、滑らせてもらったり、確認もさせてもらいました。そしたら、やはりですね、去年の災害、あんだけ甚大な被害、佐用町に受けました。しかし、滑り台の土台というものは、びくともしておりませんでした。

まあ、確かに、今言われたように、ローラーとか、そういうペイントの塗装ははげたというようなことは、あったかも分かりません。しかし、私は、今、復興真っ只中の中でですね、やはり、それは、ちょっと、おかしかったかなという気は、勿論してます。全国から、昨日、町長が、マラソンの中で、お礼も申されて、全国から1万7,000人の方が、ボランティアにも来てくださり、尊い浄財である義援金もたくさんいただきました。ですから、私は、これらの、いわゆる佐用町の復旧はですね、なされてからでも遅くはなかったんじゃないかと、このように思うわけでございます。あのまあ、この12月補正の中で、佐用町長尾のですね、佐用高校の校長の、宅地造成ということで、7区画ほど、今、立てられてですね、5,800万を組まれております。これらについてはですね、大変まあ、川原町だけでも、21軒の方の立退き移転があります。久崎や小赤松の方も4軒ほどずつというふうなことで、佐用町全体であればですね、30軒ほどの方が、そういう、この度の河川の拡幅に伴ってですね、余儀なく移転をされようとしております。ですから、それらの自分の土地を持っておって、そこへ移られる方はですね、そういう心配がない人もあるかも知れません。しかし、行って聞くとところによれば、まだ決まっておらず、どこへ行こうかという心配があるわけでございます。ですから、私は、そういう方の、先に、声を聞いて、その長尾の今の新しい宅地造成されたような、横の方へでも、町は、土地を手に入れて、宅地造成をしてあげて、こういうようなことも用意してありますよと、そこへでもどうですかという声を、やはりかけていってあげるのが、町行政の親切心じゃないかと思えます。

まあ、県の河川の関係とはいえ、やはり、一体となった中で、それらの方に、やはり協力して、立ち退いていただいて、次の新しい土地にも行っていただけるといふふうに思ったりするわけでございますけれど、そこらへんについては、どうだったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 災害の関連についてのですね、そういう、特に、河川改修等で、家を立ち退いていただかなきゃいけない方々の対策、そういうことについては、今回の予算でもさせていただいたようにね、それぞれ、いろいろと、できるだけのことを考えながらやっております。ですから、今回、そういう補正予算も出させていただいております。

で、その滑り台のですね、この更新について、これはこれとしてですね、予算としても

ですね、この度の、昨年度のですね、国の経済対策による臨時交付金というですね、形での予算がいただけて、まあ、どうしても、そういう予算の活用をする中でね、町の負担がなくて、国の財政予算の中で、こういう対策ができるということで、もう既にですね、昨年3月で補正させていただいて、まあもう、議決もいただいているわけです。既に、その事業についてもですね、皆さんにも説明させていただいて、こういうふうな形でやっていきますということでも、了解いただいていると思っておりますしね。

その経済対策、この予算もですね、当然、その年度に、こういうふうに使いなさいというルールに基づいて、町は、その趣旨に則ったですね、ものでやっておりますのでね、決してこれをやるから、他の対策をしないということではない。この予算は、この予算として、きちっとまあ、こう、どっちにしても、いつかはこれ、老朽化をしておりますし、まあ、岡本議員言われるように、今度の災害で、あそこはまあ、斜面ですから、斜面は崩れなければ基礎は丈夫だとか言われますけれども、基礎だけの問題ではない。建物、滑り台本体そのものも、かなり老朽化をして、これを、どういうふうにやりかえていくか、これは大きな予算も伴うものです。これを単独に町がやろうとすれば、もう補助金なしですね、全てやらなきゃいけないと。そういう中で、今回の臨時交付金を活用できたということですね、まあ、これは、非常にまあ、町としては良かったんではないかなというふうには思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後、5分です。岡本義次君。

3番（岡本義次君） 確か、そのことについて、私は、いわゆる滑り台つくることを、すなわち言うんじゃないんですけれど、やはりですね、今は、そういう災害の復興の中でですね、まだ仮設の方に入っていらっしゃる方がいられたり、そして今、その長尾のんについても、7、8区画しかできなかったということについてね、やはりもう少し考える余地があって、復興真っ只中の中で、今なぜ、あのまあ、それは確か、昨年の緊急経済対策の予算の中で、きめ細かな策定ということですね、下りて来た分で作られておるとはいえですね、やはり、もう少し思慮いうんか、考える余地があったんじゃないかと、私は、このように思っております。

まああの、今、この議会だけでも、3人も4人もの方も獣害対策で、今、午前中にもありましたように、大変困っていらっしゃいます。そういう方にでも、やはり集落で、おりをですね、半分ぐらい町が持つてでも、そういう集落で、7箇所、8箇所、おり置いてでも、シカやイノシシを退治して、皆が、いわゆる。

ちょっと、後ろ、やかましいですけど。

議長（矢内作夫君） はい、静かにしてくださいよ。

3番（岡本義次君） そういうことを、やはり優先にさせていただけたらと、このように思っておりますので、まあ、そこらへんについて。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あ の、この緊急経済対策でね、臨時交付金も、昨年度ね、佐用町、他の市町と比べても、かなりたくさんの交付をいただいております。そういう中にはですね、獣害対策の件も入ってますし、まあ、道路でありますとか、学校でありますとかですね、まあ、いろんな事業に取り組まさせていただきます。で、今回の、災害の、その後の、こういう事業に対する町としても、県の事業に後援、一緒になってですね、この推進をしていくためにね、その移転していただく宅地についても、今回は、長尾のところで1箇所ということで、今、計画しておりますけどもね、今、その方々と、いろいろと協議も引き続いてやっておりまして、他の場所にもですね、そういう所が必要であれば、町としても考えていくということで、姿勢でやっておりますのでね、この予算が、お金というのは、1つの、同じお金で何千万ということ言われても、このお金は、こういうふうにするということで、じゃあ、これを止めたら、そういう予算に使えるかということ、まあ、そういうものではないということはね、議員もよくご存知のことと思います。この経済対策の予算としては、予算として、有効に活用させていただいたということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まああの、町長、今、そういう答弁でございましたけれどですね、やはり、いわゆる獣害のことについてもね、いつの議会においても3人、4人の方が、もう何とかしてくれと、町民も何とかしてくれという悲鳴上げておりますので、それらについても、おりやわなのことについても、特区なり、年間、佐用町が指定、さされていただいて、獲れる様な格好の中でね、やはり、そういうやつを、皆が困らないような政策を取っていただけたらと、まあ、このことについてはですね、もう、既に決まっておりますね、新しく、また、長尾以外にも、そういう宅地造成も、して、考えておるということでございますので、引き続き、町内の方が、安心安全で住めるようなまちづくりに、有効な税金を使っていただきたいと、このように思っております。

答弁、この4答弁につきまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、5番、金谷英志君の発言を許可します。金谷英志君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私、分かりやすい質問を心がけて参ります。3点お伺いします。

第1点目に、就学援助の改善を求めて質問をいたします。今年の1月に、文部科学省による平成20年度の子どもの学習費調査が公表され、公立の小学校で学校教育費が平均で年間5万6,020円、公立中学校で平均13万8,044円かかっていることが明らかになりました。この学校教育費とは、教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費、教科外活動費、通学費、制服、通学用品費、修学旅行・遠足・見学費、学級・児童会・生徒会費、PTA会費、その他の学校納付金、寄付金などで、学校教育のために、各家庭が支出した経費です。学校生活のためには、これ以外にも給食費もかかり、給食費を加えると小学校で年間9万7,556円、中学校で17万547円かかり、保護者負担は相当な額になります。

憲法26条では、義務教育は、これを無償とすると規定し、国際人権規約A規約の第13

条2項の規定では、初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとするとしています。しかし、義務教育無償といいながら、実は無償と大きくかけ離れ、保護者負担に依存しているのが実態です。そこで伺います。

1、本町の小中学校の学校教育費は平均でいくらか。

2、教育扶助費が支給される要保護・準要保護児童・生徒の受給率の推移は、過去4年間でどうなっているか。また、21年度は生活保護基準の1.3倍の基準となっていた規準は現在何倍か。

3、教育扶助費の申請は、事務の簡素化など申請をしやすくすると共に、制度の啓蒙を図るべきではないか。

4、教育活動が保護者負担によって成り立っている、この実態をどうみるか。

5、憲法に保障された義務教育無償を現実のものとするために、保護者負担の解消と共に、就学援助の抜本的改善を図るべきではないか。

2点目に、太陽光発電設置に補助について伺います。自然エネルギーの研究については、先の議会でも取り上げましたが、住宅用太陽光発電設備の設置費の一部を補助する事業に、近隣自治体では取り組んでいます。たつの市は、発電能力1キロワット当たり、市内の業者が施工した場合は4万円、市外の業者は3万円を補助しています。本年度当初予算で1,500万円を計上していたが、利用者が想定以上になっております。また、宍粟市や相生市、姫路市でも補助制度があります。

そこで、1、国県の助成制度と県下、各市町の、この取り組みはどうなっているか。

2、本町でも自然エネルギー利用拡大の観点と共に、町内事業所の支援ということからも太陽光発電設備設置に補助してはどうか。

3点目に、給食センターの地元産食材拡大を確実なものにするために、質問いたします。9月議会での回答では、給食センターの地元産食材供給体制は、指定供給団体グループから各生産者に発注するとしていましたが、実態は生産者が9人のみとのことでした。これでは到底、供給体制がとれたとは言えません。

そこで、体制がとれない要因は何か。

地元産食材使用の拡大を確実なものにするために、対策は、どうとっておられるか。

以上、町長、教育長の見解をよろしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをしたいと思います。まず最初の就学援助の改善という点についてと、給食センターの地元産食材の拡大ということにつきましては、後ほど、教育長の方からの答弁とさせていただきます。

私の方からは、最初に、太陽光発電設置に対する補助ということでのご質問に、お答えをさせていただきます。

太陽光発電は、環境にやさしいクリーンなエネルギーとして自然エネルギーの中でも現在注目されている発電方法の1つでありまして、積極的な推進が、国においても図られております。また、国では、地球温暖化防止の推進に向けて、二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会への転換が急がれているわけでありまして。

そこで、国では、太陽光発電設備を住宅用に設置した場合に補助制度を設けて推進をされておられて、まあ、平成22年度は、総額401億5,000万円、約15万件分が予算化をされており、12月24日までに申請期間ということになっております。なお、12月1日現

在の申請数は、今、12万2,000件というふうにお聞きいたしました。

制度の概要は、システム出力1キロワット当たり7万円を補助するというもので、最大出力10キロワット未満、システム価格が1キロワット当たり65万円以下のものを対象としております。兵庫県では、平成20年度に、この助成制度、兵庫県の助成制度が終了をしております。県下では、41市町の内、15市町が独自の補助制度を導入されておりまして、近隣市町では、姫路市、たつの市、相生市、宍粟市の4市が実施をされている状況でございます。

今後、自然エネルギーを活用する太陽光発電設備の導入を促進していくためには、町独自の支援策も検討していかなければならないと考えておりますが、当面は、現在の災害復旧と、その対策に重点を置かなければなりませんので、現段階におきましては、国の補助制度を活用していただきながら、普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁、この場での答弁とさせていただきます。後、教育長の方からお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。引き続きまして、就学援助の改善を求めるとの質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、本町の学校教育費は平均でいくらかということですが、制服代や部活動の体育用品などの購入費につきましては、個人個人、購入物品が異なりますので、把握はしていません。教材費等の学級費と修学旅行費・学校給食費につきましては、小学校で約8万5,000円程度、中学校では約15万4,000円程度となっているところです。

次に、教育扶助費の受給率の推移でございますが、要保護・準要保護児童生徒数は、平成18年度が1,731名中69名で4パーセント。19年度が1,663名中71名で4.3パーセント。20年度が1,661名中72名で4.3パーセント。21年度が1,507名中71名で4.7パーセント。本年22年度が1,425名中76名で5.3パーセントとなっております。

また、認定基準につきましては、要保護者に準ずる程度に生活が困難と認められるものであり、生活保護法の最低生活費の1.3倍と、現在しております。

次に、教育扶助費の申請事務の簡素化と制度の啓蒙ということですが、就学援助の申請につきましては、就学援助申請書と前年度収入にかわるものの提出のみで、認定審査に必要最低限の書類の提出をお願いしているところです。また、啓蒙につきましては、保護者参観日等にお知らせし、児童生徒を通じて、パンフレットを全保護者に向けて届けております。更に1月の町広報誌等でもお知らせしておるところでございます。

次に、教育活動が保護者負担によって成り立っている実態をどうみるかという問いであります。確かに、ドリルなど副教材費や修学旅行、また、校外体験学習、スキーなど保護者負担をお願いしているところです。義務教育は、国民経済の成長や発展の基礎をなすものであり、国が責任を負う面もありますけれども、生活が苦しい家庭には、それぞれ制度による支援もございます。保護者それぞれの負担が異なる中で、子どもの、自らの、自分の子どもの教育費を全て国が負担させるという考えはいかがなものかと考えているところです。

次に、憲法に保障された義務教育無償を現実のものにするため、保護者負担の解消と就学援助の改善を図るべきではにつきましては、憲法の解釈上の問題もありますが、教育基本法では無償とする経費の範囲を授業料に限っております。しかし、国が、教育を受ける

権利を保障するためには、義務教育に必要な経費を無償とする努力責任があるとの説もありますが、そのように国は努めているのではないかと思っています。

全国の学校が、特色ある教育を実施するため、教科授業だけでなく、様々な教育活動を展開しておりまして、教科書以外にも副教材を含めた図書費や実験実習材料を必要とし、保護者の願いや意向に沿うものであれば、応分の保護者負担はやむを得ないと考えております。また、就学援助につきましても、文部科学省の、要保護および準用保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領についての通達と、県の指導に基づき適正に実施しており、所得などの公平さから、現時点での現行制度の改善は必要でないと考えているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

〔町長「給食センターについて」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 給食センター、もう1点。もう1点。

教育長（勝山 剛君） ああ、失礼しました。

給食センターの地元産食材の拡大を確実なものにとのお答えですが、地元野菜等の供給体制につきましては、先の9月議会で説明申し上げましたとおり、JA兵庫西農協、ふれあいの里上月、ひまわり市、味わいの里三日月の4団体を指定供給団体として設置し、それぞれの団体に加入されている生産者が納入業者の登録をされ、直接センターに納品していただいております。また、米につきましても、11月から地元業者から地元米を100パーセント仕入れることとなっています。ただ、野菜等において、今年度の登録は、ひまわり市から9名、味わいの里三日月から3名となっており、JA兵庫西農協、ふれあいの里上月につきましては、野菜の規格、収穫量の確保、納品単価、納品時間、登録申請手続き等について、今年から、初めて取り組む事業であるため、もう少し様子を見させていただきたいとのことで、今年度につきましては、未登録となっております。

本事業は、この9月にスタートしたところで、ご指摘のとおり、まだ、十分な体制は取れていないと認識しております。今後は、現在の納入状況を踏まえ、JA兵庫西農協、ふれあいの里上月を含めた指定供給団体との調整会議を継続して行うと共に、農作物の需要拡大を目指し農林振興課と連携しながら、それぞれの団体に加入されている生産者への説明会を開催し、PRに努めていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔町長「教育長、答弁の中でね〕

〔教育長「はい」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 就学援助についての、前年度の収入にかわるものと言われたけど、これは、収入がわかるものということで、訂正してください。

教育長（勝山 剛君） 前年度収入が

町長（庵途典章君） 収入にかわるものというふうに。

教育長（勝山 剛君） かわるものと申しましたけども、

町長（庵途典章君） 　　だから、それがわかるものです。

教育長（勝山 剛君） 　　わかるものに訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、再質問、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 　　就学援助について、お伺いしますけれども、本町の、その状況というのは分かったんですけど、その部活動や制服なんかは、ちょっと、その保護者いろいろあるから、一律には分からないということですけども、その入学前の準備品、小学校と中学校では、それは、自転車とか制服とカバンとかね、ランドセルなんか、いろいろその、特に、就学、入学前には、その負担が、保護者の負担は、いろいろあると思うんですけども、この全体の教育の、教育費の、その平均というよりも、入学前までには、どんだけ、先ほど、一概には、その保護者、いろいろあるから分かんと言われていたんですけども、だいたい、どれぐらいの入学前に負担は、かかりそうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 　　先ほど申しましたように、個々それぞれ違いますけれども、まあ、ランドセルであれば、お父さんお母さんが、買われる場合もありましょうし、また、親戚とか、おじいちゃん、おばあちゃんからいただくというような面もあると思います。ですから、全て、お父さん、お母さんが買われるとするならば、相当の額になると、そういう認識は持っております。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 　　まあ、相当な額になると認識。今、平均でも小学校で8万 5,000 円なり、中学校で年間 15 万かかる。特に、入学前にはね、教育長言われるように、相当な、そのお金が要るんですね。ですから、それが、家計の負担がやっぱりかかっていると。その負担をかけておるということですよ。その、いうことは、そういう認識も、やっぱり教育長は、おありでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 　　それぞれ、子どもさんが小学校入学、中学校入学、それぞれ、お父さん、お母さんは、経済的にも大変だろうと、その認識は持っております。はい。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そういう認識の中で、その先ほど、準要保護者の人的推移もありましたけども、18年度からですと、やっぱり22年度、特に5.3パーセントなりね、その1.3パー、その生活保護基準と、それから準用保護世帯も含めたらね、もっと増えてくると思うんですよ、これは。

今、言われたのは、その、準要保護世帯も入った5.3パーセントということ。全体としても、そういうふうになっていくということですから、それを経済的にも、親御さんの負担が、その基準となるのが、所得なんかもあるということですからね、生保世帯と、それから準要保護世帯という。所得が大きな中で、こういうような増えてくるんだったら、その、保護者の所得が下がってきた中で、こういうふうな対象者も増えて来た。対象児童も、子ども達も増えて来た。こういうことでいいんでしょうか。なぜ、増えたかということ。

[教育長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） こういう社会ですので、いろんな形でですね、例えば、お父さん、お母さんが離婚されて、お母さんだけで、また、お父さんだけで、子どもを育てなければならぬとか。また、こういう時世ですので、リストラに遭われたとか、いろんな家庭状況があります。ですから、先般の議会でも、ちょっとお話をさせていただいたと思うんですけれども、ここに1.3倍ということで、1つは、限度を決めてしておりますけれども、いろんな家庭の、それぞれの事情、そういうことも十分に加味しながら、検討を加えております。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そういう基準に満たなくてもね、満たない人でも、やっぱりその、教育にかかる負担は、その家計中で、家計の負担の中で、大きな比重を、教育費にかかる比重はね、増えてると思うんですけれども、それで、実際それを、教育費に、集金してですね、実際、どんな物に、これが支給されているんでしょうか。

授業、先ほど、教育長言われたように、本来、その、無償化は、授業費だけなんだという憲法の解釈上は、そういう解釈をしておるんだということですがけれども、実際、お金が、それだけ授業を受ける、教育を受ける上で、副読本にしても、そういう実験材料なんかにしても、実際、確実にいるわけですから、それは、授業料だけじゃなしに、解釈上の問題とは言われますけどね、それは、やっぱり教育費に含まれるものだと思うんですけれども、実際、どんな物にこれが、先ほど、言いましたけれども、中でも、その教材費としてはね、実際、どんな物に、これが教材費として、集めた、集金されたお金を支給されているんでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 例えばですね、中学校1年生でありましたら、国語では、基礎の学習とか、最新国語資料集だとか、新しい文法だとか、そういった副教材、参考資料的な物ですね。それから、社会でも、教科書の確認というようなテーマで、地理とか歴史とか、そういう1つ1つあります。それから、数学では、数学の問題ノートだとか、まあ理科でも理科の学習だとか、そういう、これはだいたい5、600円程度の物ですけれども、そういう全ての教科を合わせますと、4校中1校では、だいたい1年生では、6万3,000円ぐらい。それには、それが副教材分と、それからスキー合宿の費用も入っております。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） スキー合宿は、これは中学校で言うたら、クラブ活動費なんかは、まあ、別にしてもね、本当に、授業の中で、今、言われたように、副読本的なね、物でしたら、やっぱり教科書に準ずるようなね、そういう資料なり副読本だと思うんですけども、やっぱりそれは、その教育費の、義務的な、国なり県なり町なりが持つ、まあ、基本的には、国でしようけれども、国が持つ無償化の、その中に入る、今言われたようにね、その副読本なりは入るんじゃないでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この、私は、学校現場にもおりましたけれども、副読本、こういう、また、学習プリント、これについては、全て、個々の物ですね。個人、個人の物ですね。勝山であれば、勝山が全て持って、そして、鉛筆とか、いろんなものを記入していったりするもの。そういう捉え方をすると、やっぱり個々の、自分で買うというのが、私は、基本ではないかなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） それは、その、自分の個人の財産的な物ですから、個人の負担、いわば保護者、ゆくゆくは、保護者の負担ということになるんでしょうけれども、それが、授業に必要な物であればね、やっぱりそれは、教科書に準ずるような、必要な教材だと。それは、思うんですけども、そういうことではないんですか。いわゆる、やっぱり個人の、個人のプリントなりね、ドリルだったとしても、授業に必要な物は、やっぱり教科書に準ずるような物じゃないんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、そこまで考えておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 準要保護者の基準についてお伺いしたんですけれども、この、年間のその、1.3 と、今、1.3 倍ですけれども、過去から言うたら、まあ、4 年前ぐらいから言ったら、どういうふうな、基準は、どういうふうになってますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私の記憶では、私が、この職を就かせていただいてからは、1.3 倍できておると思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その、元々の生活保護世帯が基準がですから、それに対して、1.3 倍ということになればね、その基準自体が、国の制度、生保に則った、その、それからの 1.3 倍ということですが、その点については、その 1.3 倍という、この基準がね、佐用町では、どうでしょうかね。というか、国の基準も一定あるんですけども、その点は、1.3 倍という基準は、その見直しはなかったということですが、佐用町では、その基準、もっと引き上げるとかね、1.5 倍程度。1.5 倍が、せめてね、1.5 倍ぐらいがいうことも文科省の、会議の中でも、そういう意見は出されたそうですけども、この 1.3 倍という数字については、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先月、近畿 2 府 4 県の町村教育長会がありまして、それぞれ、2 府 4 県から代表の教育長が 2 人ずつ集まって、研究協議をしたところで、丁度、この議題がありまして、それぞれ、お聞きしますと、京都市、京都が 1.2 から 1.5。滋賀が 1.2 倍以下、今後、検討するという。兵庫が 1.0 から 1.5 倍。一番多いのは、1.15 から 1.3 倍。奈良は 1.3 倍以内です。大阪が 1.25 倍前後と。で、全国、21 年度の全国ですけれども、1.1 倍以下が 177 市町村。1.2 倍が 211 市町村。1.3 倍が 487 市町村。1.4 倍が 23 市町村。1.5 倍が 138 市町村。1.5 倍超えが 12 市町村。まあ、そういうことを、聞きました。で、1.3 倍が低いか高いか、いろいろあろうかと思いますが、今、申しましたように、ここ 4 年間の推移を見ましても、非常に苦しい状況、そういうものも認識しております。まあ、今のと

ころは、1.3 倍でいこうという思いは持っておりますけれども、今後、検討を要することではないかなという認識もしておるところです。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） その就学援助の制度についての周知についてお伺いしたいんですけれども、その今、先ほどの答弁の中では、参観日なりで、そのプリントなりパンフレットなりをね、保護者の方にわたしているということですが、その内容については、その、こういうことですよというのは、その所得が分かるものだけということなんでしょうか。それだけでもう、これで申請できるなという、そういうパンフレットになっているんでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 所得のわかるものということにつきましては、これは実は、申請時に、それをこう、添付していただきたいということでございまして、案内チラシにつきましては、こういった制度を、全保護者に呼びかけて活用していただきたいという意味のパンフレットでございまして、その中に、所得とか、そうしたものは明示しておりません。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、制度自体が、あまり分かれていないということもあると思うんですね。その制度自体を知らせる意味の、そのパンフレットは、もっと充実したものにね、私だったら、この制度を受けられるなというふうな説明を、もっとしなくちゃならない。それが啓蒙ということ、第1回目の質問でしました啓蒙なんですけれども、そのパンフレットの内容なんかについても、分かりやすいね、制度が、こんな制度ですよいうのを、分かりやすいパンフレットの制作については、いかがでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 分かりやすいものにこう、努めておりますし、また、一度、まあ、私の方も、更にこう、パンフレットをこう吟味して、内容が、誰でもこう、分かるような、それで、直ぐにこう相談をかけられるような、そうしたものにこう、していきたいと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 制度そのものが分かりやすいようにすることと、それから申請ですから、申請、そのパンフレット渡して、あんたとこ申請しなかったら、もう制度については、申し込めなかったということじゃなしにね、先ほど、教育長言われたように、いろいろ、子どもの状況についてはね、家庭訪問なりして、この家庭は、どういうふうな状況なんかいということも、先ほど、その、離婚とかいう、所得が下がっているとかいうことも、ある程度、その、学校の方では、把握しておるわけですからね、その申請、パンフレット渡して、それで終わりではなしに、そういう子どもを、ある程度、把握した中で、そういう子どもには、そういう子どもの保護者にはね、こういう制度もありますよという丁寧な説明も必要じゃないでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。ああ、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃるとおりなんですけど、年度始めに、いったん全て申請が上がってきたもので、後、受け付けないというようなことはしておりませんので、随時、申請は受け付けております。そういう意味でですね、学校にも、学校から、例えば、1人の、どうも集金が、なかなか滞りがちだとか、そういう情報は、逐一入って来ております。そういう中で、学校と教育委員会と協議しながら、個々にお話をしていくと、そういうこともありますので、はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） それは、年度始めに、そういう申請、その入学の時やね、年度始めに、そういうふうにするんでしょうけれども、先ほど言いましたように、入学準備金なんか、準備のお金が、やっぱり要る時に、年度が変わる、その学年が上がる時に、もう、お金は、やっぱり、いろいろ要ると思うんですね。ですから、年度前に、その全国の中では、仮に、そういう申請なんかも出してもらって、年度始めには、そういう入学準備に使うお金を、その中で出るようなね、仮制度みたいななんも、仮申請制度みたいななんもあるんですけども、そういう年度が始まってから直ぐ、その、欲しい時に、その、入学準備にお金がかかる時にお金がないということですから、その後からということになるんでね、仮申請みたいなことも、ちょっと考えたらいいいんじゃないかと。全国的には、そういう制度をやっているところあるんでね、そういう点については、仮申請については、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はい、現在のところ、仮申請とか、そうした形での、町単独でのこう、制度は持っておりませんが、要保護者につきましては、当然こう、生活保護の中で、

対応できております。で、特に、必要な場合、保育所から上がって来ておりますので、特に、そうした保育料の絡みの中での関係課との調整の中で、それから、その中では、民生委員さんもかかわっていただいておりますので、民生委員さん等のこう、意見を聞きながら、できるだけ、この制度を早い時期で対応できるようにこう、していきたいと思っております。就学前の対応は、現在のところ考えていないのが現実です。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） これは、町長にお伺いしたいんですけれど、今、その質問の中で、いろいろ議論、中で聞いて、就学援助についてね、やっぱりそれだけ、保護者に負担にある中で、予算組まれるのは町長ですから、そういう予算的なね、教育長も、そういう方針とか、方法は分かりましたけれども、町長として、就学援助の拡充なんかは、どういうふうにお考えですか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、いろいろと生活上ですね、非常にあの、経済的に困難な家庭が増えていることは、まあ、確かだと思っております。まあ、そういう中から、子ども達がね、まあ、教育、しっかりと受けれるように、これは、そういう、学校、教育委員会、学校の方ですね、子ども達の状況を、しっかりと把握していただいて、必要な子ども達に対しての就学援助、これは、確実にですね、まあ、支援して、教育の機会というものを守るといことで、それに必要な予算につきましては、町としても、きちっと予算化をしていくといことで、基本的には、そういうことでございます。はい。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 義務教育における教材費については、国庫負担法が、今までは、今までどうか 1953 年にできたんですけれども、1985 年に、その臨調行革によって国庫負担の対象から一般財源化されて、用途は限定はされてない。一般財源化ということは、そういうことなんですけれども、どのように使うかは、自治体の判断に任されたということなんです。その補助金いことで、これは、教育に使いなさいといことではなしに、一般財源化された中で、町全体の会計の中で、その教育費については自治体の判断に任せるとい、こういう方針ですから、やっぱり今、町長言われたような就学援助についても、その一般財源の中で、支援していくと、こういうことよろしいんでしょうか。

今、現状は、佐用町の現状、大きな保護者の負担かかっているとい、そういう認識は町長、おありでしょうか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 教育という観点とですね、やはり、この子どもを育てていく、親としてのですね、養育という面と、これは、それぞれ、なかなか区別がつかないと、つかないこともあると思うんですけれどもね、まあ、やはり、これ基本的に、やっぱし、私は、子どもを育てていく、親としての責任、義務、これは、最大限努力、親としても努力をすべきことだと思います。そういう中で、教育について、今、いろんな教育の内容もね、そういう、その教科書だけではなくって、学校においても副読本でありますとか、教育教材、また、いろんな所への修学、見学、いろいろと経費がかかると。こういう教育の現場でのあり方、やり方ですね、これは、やはり子ども達の教育を進めていく上で、これは、親、保護者とも、よく学校の中でも、やっぱり理解を得てですね、そういう方法をお金のかかることについては、一緒に考えていただかなきゃいけないと思います。その中で、また、それを経済的に、負担ができないね、家庭、これを就学援助として、そういう面についてもね、こう、援助していくということで、一般財源化されているのは当然だと思ひまして、私は、教育というのは、この行政におけるね、大きな、この責任と大きな仕事、行政の仕事だということでもありますから、まああの、そういう中で、当然、町の一般会計として、その中から教育というもの。これは、そういう個人、それぞれの対象の子ども達に対する就学援助だけではなくって、教育にかかる経費全てがね、やはりこの、町の行政としての予算、この中でね、しっかりと確保していかなくちゃいけないと、そういうふうに考えておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 次に、太陽光発電の方の質問に移りますけれども、太陽光発電、まあ、県下の状況なり、他市町の状況も、最初の答弁であったんですけれども、これまあ、最初の質問でも言いましたように、個人、その、設置される方の直接的な助成ということもありますけれども、それを施工する業者の方にも、それは、経済的な循環にもつながるといことなんですね。

他市町の例の中で、調べてあったらですけれども、どんな業者がね、実際に、こういうふうな仕事を受けるか。全国的には、電気屋さんだけじゃなしに、他の業者なんかでも、いろいろ、こういう施工、太陽光発電設備についてはね、施工できるということですから、どんな業者が実際、他市町では仕事を受けているんか、調査されてますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 施工業者、そのものですね、細かく調べたということは、多分、担当課においても無いと思いますし、まあ、ただ、それは想像できることはですね、これは、一般設備として、住宅設備として考えられますから、この電気関係の工事も当然、伴いますけれども、例えば、水道業者の方でありますとかね、建築業者の方が、全体として、これを施工を受けて、その中から、それぞれまた、専門的な所は、専門的な方がかかわってですね、工事をしていくと。まあ、そういう形でされておりますし。

ただ、まあ、住宅関係におきましてはですね、今、ハウスメーカーと言われる、まあ、いろんなたくさん、メーカーがあります。そういうメーカーがですね、これはもう、設計、住宅設計の中に、標準的な設備としても組み入れてですね、最初から設計をされていることが、非常に今、最近かなり多いというふうに見ております。ですから、これは、その中で、オプションとして、選ぶ選ばないというのが、また、それぞれ、相当費用かかりますから、あるんですけども、そういう意味で、単独にですね、電気屋さんだけがかわるとか、設備屋さんだけで、単独に、このだけを受けてするという工事よりね、一体的な工事として取り組まれて、住宅の場合はですね、最初から、されている。新しい住宅の場合は、そういう形が、非常に多いのではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、新築については、そういうふうにより一体的な、これからのことですから、なっているんです。この設置補助については、今、既成の住宅について、新しく太陽光発電設備を設置するというので、その段階でも、例えば、瓦屋さんとかね、今、町長言われたように設備屋さんとか、大工さんでも、こういうふうな、まあ、配線なんかは、電気さんが直接されるんでしょうけども、仕事自体を受けられるのは、設備屋さんや大工さんでもできるということですから、町内業者の人でも、そういう業者、たくさんおられますから、ですから、これ直接的な住宅の太陽光設備、設置する、そのお宅の方だけではなくてね、業者にも、そういう経済的な循環が、ぐっと回ってくると、そういう面からでも、その設置補助は必要じゃないんでしょうかと思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう仕事ですね、そういう関連の方々の仕事になっていくということと、補助することが必要かどうかというのは、また、別問題だと思います。これは、町が、まあ、それだけ、財政的な負担をしていかなきゃいけないという部分がありますからね、まあ本来、まあ、これ国としても推進していくために、今、先ほど言いましたように、1キロワット当たり7万円。だいたい今、この段々と、この太陽光発電の、この設備も大量に生産をされてきて、価格的にも下がってきておりますけども、やはり1キロワット当たり、だいたい、今でも60万とか65万とかという価格がかかる。通常で、だいたい3キロとかね、3.5キロぐらいを設置されて、200万ぐらいはかかるだろうと言われております。その中で、7万円。他市町でも、いくらぐらいということになると、最高はまあ、国と同じくらい7万している所もあるようですけれども、まあ、2万とか3万とか、実際にかかる経費の数パーセントと。3万であれば、だいたい5パーセントぐらいというぐらいの範囲ですね。今ね。

まあ、そういう状況で、一方、この設備をしたことによってですね、設置者が、また経済的にも還元、将来的に、この光熱費の面で、まあペイすると。元が取れるというね、まあ、そういう考え方があると、もっと普及をしていくんで、今、電力料金で、買い上げですね、1キロワット当たり、48円というですね、倍の値段で、売電ができるという制度

もできましたのでね、まあ、これは、まだまだ、今後、世界的にも、今、各国、取り組んでおりますし、国としても、このCO₂の削減の中の大きな1つの柱、切り札としても、太陽光発電、こういう各家庭だけではなくってですね、町も、一部公共施設なんかで、今、取り入れておりますけどもね、大規模な、公共、発電が取り組まなければ、考えられると思っております。そういう意味で、私は、まず、町としてもですね、そういう、もう少し公共施設なんかの大規模なところにも、この、そういう国の助成制度ができて、まあ国として、推進される中で、取り組んでいきたいなど、こういうふうに思っております、それは、補助をするか、しないかは、それは町の、その財政なり、今後の負担の問題でありまして、今のところ、先ほど、答弁させていただきましたように、ここ当面は、まあ、災害関連の事業に、重点を置いて、考えていきたいということで、今、直ぐに、新たな助成制度を、町独自ではね、設けるということについては、私は、まだ佐用町としては、やるつもりは、今のところありません。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） たつの市とか、その近隣町の、先ほど、例挙げられましたけれども、そのたつの市の、その補助申請が、助成申請がね、当初組んでた予算以上な、人気ぶりだということがあるんですけども、その点については、町長いかがですか、その。12月24日で終わりますから、その9月からとか、ずっと増えて来たと言われるんですけどもね、たつの市の例ですよ。でしたら、それでしたら、12月24日で終わるんにしてもね、それにしても、ずっと申請が増えて来た。国の制度が7万円ありますけれども、それが24日で終わるということもある。期限付きということで増えたいということもあるんでしょうけれども、それ、町長、たつの市なんかでね、姫路市でも、こういう制度取り入れてるところでは、もう、予算では、対応できんぐらい、当初予算では、対応できんぐらいな、その申請があったという、この状況を、町長、どういうふうに見られますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、それに、関心も高いんだろうというふうに思います。ただ、やっぱしね、こういう制度で、町の例えば、予算以内でやりますよというふうにしてもですね、実際に、例えば、たつの市さんがね、予算オーバーすると、した時に、じゃあ、そこで打ち止め、止めますよというわけには、いかないなと思いますね。やはり、この実際にされる方との公平、これは、税を投入するわけですから、ですから、もし、それを実施するとすればね、やはり希望者には、全員に、当面、その対象になるようにしていかなきゃならないだろうと。ですから、相当、数が、対象者が非常に多くなってきた時にね、大きな財政負担にも、自治体としてはなっていくだろうなというふうに思いますし、まあ、たつの市さんなんかでね、国が、これで、国としては、今年の方は、終わりますよということですね、されたから、市の方に、助成制度にされているのか分かりませんが、まあ、新築の、やっぱし、家等についても、これ、対象じゃないんですか。

〔金谷君「対象です」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 対象なんでしょ。

だから、新築の家等につきましては、まあ、相当まあ、そういうことで、最初から、そういう設計の中でもう、組み入れられて、標準的な形で、今もう考えられているというのが、非常に多くなっていますから、その点でも、今、多いんではないかなというふうに思っておりますけど。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 太陽光発電だけじゃなしに、その、先の議会でも、9月議会でも聞いたんですけども、国の制度としてね、太陽光発電、先ほど言われたような、7万円の太陽光発電設備については、あるんですけども、その他に、新エネルギー・省エネルギー計画策定補助、こういうようなものもあるんです。町が、その計画を策定した場合にね、こういうふうなのを計画策定に補助しましょうとか。

それから自治体自体が行う住宅太陽光発電導入支援への補助。自治体が行った時の、その上乗せの補助ということ、それもあつたんです。

それから、農村地帯での太陽光発電や農業用水路、それから小水力発電利用に対する補助なんかも、いろいろあつたんですね。この制度の研究はされましたでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 以前からまあ、そういうね、いろいろご質問をいただき、お話も聞かせていただいて、まあ、そういうメニューが、国としても、今、色々なメニューを考えておられると。ただ、具体的にですね、直ぐ、それを組み組んで、それが、非常にまあ、効果的なものとして今、直ぐ、実施できるかどうか。これはまた別で、今、非常にまあ、試験的な段階、試行的な段階だと。そういう新しい、いろんなエネルギーにつきましてはね。だから、そういう、その、風力発電にしても、太陽光発電にしても、まあ、そういう制度があることは、十分知っておりますしね、それもまあ、国も、それも、どれでも採択というだけじゃなくって、まあ、予算ね、毎年、予算の額というものが、一応、決められておりますけれども、まあ、そういう点については、今後、新しいエネルギーとしての、いろんな国の制度が、ドンドンと変わってきておりますし、できておりますから、十分にこれは、研究もしていかなきゃいけないなというふうに、今後とも研究していかなきゃいけないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 研究する中で、先ほど、9月議会の中でも言うたんですけども、町の部局の中で、そういう、専門とは言いませんけどもね、担当者を決めて、その自然エネルギーの利用なり、エネルギーの利用をね、省エネルギーに関する利用については、担当

者もある程度決めて、その体制を取っていくと、こういう答弁でしたけれどね、今、その庁舎内の職員の体制いうて、まあ、どうなってますでしょうか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあこれは、企画防災課の中でね、まあ今回も、実際に今もう、開発、技術的にまあ、普及しているものも早く導入していこうということで、街路灯の照明器具、LEDにしていったり、今度、太陽光発電、太陽光のパネルをつけたですね、蓄電池型の防犯灯を設置していくとかですね、まあ、そういうものをやっておりますし、それから、バイオで、エネルギーとして、その森林資源、そういうものをですね、何とか、また、佐用町としても森林管理なんかの関連してですね、そういうエネルギーとしての活用ができないのかということで、以前から、そういう、森林、木材のバイオエネルギーとしての活用をしているところ、まあ、そういう視察をしたりということで、考えてやっておりますので、まあ、これは、町の課題としては、担当しているところは企画防災課が担当でございます。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあその、係の中で、きっちりね、その研究もね、その情報収集もしていただきたいと思うんですけど、今年度予算の中ですらね、その、先ほど町長、災害を重点に置くから、こういうふうなん、ちょっと後回しやいう感じも取れるような答弁ですけれどね、災害は災害、復旧は、重点的な施策というのは分かるんですけども、その他の農業の振興についても、それから、こういうふうな新エネルギーの利用についてもね、これも一方で、やっぱり進めていく体制を取ることが大事だと思うんですけども。

今年度予算ですらね、スマートグリッドというのがあって、次世代送電網、こういうのは国の方で考えておるんです。どういう物かということ、蓄電池を利用して太陽光発電など分散型電源の出力調整や系統的安定化を行うもの。ちょっと分かりにくいんですけど、地域型でも、地域でも、地産地消と言われてますけども、地域でエネルギーも生み出すし消費するというような、こういうふうな地域型についても、予算を87億円、今年度予算でもつけているんですね。まあ今、来年度予算については、まあ民主党はゴタゴタしてますから、どういうふうなんになるか分かりませんが、こういうような一定のその、通産省なりの方向としては、こういう自然エネルギーを使うという方向が、ある程度、省庁の中では、そういうふうになってますから、町としてもね、そういう体制を直ぐ、災害重点と言いつつね、そういうふうなことにも、ちゃんとアンテナをしっかりと張って、情報収集をしていただきたい。そういう体制を取っていただきたいと思います。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君）　　まあ、先ほど、答弁しましたように、既にねまあ、できるものは今、そういう形で、取り組んでおりますし、まあ、更にですね、太陽光なんかの発電についても、まあ、ある程度、大規模なものでね、今、地域の中で循環していくような、こういうことも、国が、とりあえずまあ、その、そういう方向出してますけれども、これはまあ、電力会社等も、特に、取り組んでくるんじゃないかというふうに考えております。

これは、災害と直接関係ないとしても、例えば、災害の中でね、今後、広い、そういう活用できる土地が生み出されてくれば、そういう土地の活用としてもね、まあ、1つの方法ではないかなというようにも含めて、これは、そういう資料を一応集めたりしてですね、太陽光発電が、地域の中でこう、循環して使っていけるような、そういうことが可能かどうかというようなことまで、研究と言いますかね、資料を、そういう関心を持って、そういう対応はさせていただいておりますのでね、はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、金谷君。

5番（金谷英志君）　　給食センターの体制について伺いますけれども、先の答弁の中では、そのやっぱり、その体制は、取れていなかったと。実際にその、学校給食センターの仕組み、組織体制というのは、ちゃんと、その、絵ではね、計画では立てておられるんですけども、その中で、まだまだ、今年度始まったばかりだから、手続き上とか確認とか、JAについても様子を見ると、こういう段階ですから体制が取れなかったということなんですけれども、ほな来年度に向けて、これはできるんかと。協議、引き続きその、生産者とも協議していくということですけども、実際協議した中で、問題点は、どういうふうにあるんかと最初に、それを聞いたかったんですけども、いろいろ協議する、協議すると言われるんですけども、何が問題点で協議する。問題点は何かという、とられているんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君）　　今年の場合は、確かに、夏のこう、野菜にこう、あんまり暑すぎて、野菜がうまくできなかつた。それで、いろんな仕入れ等も野菜が非常に高かったんですけども、9月に、たまねぎとかじゃがいも、かなり入りました。それで、後、チンゲンサイ等につきましては、11月では100パーセント。それで、里芋ですか、も100パーセント、ああ、サツマイモは100パーセント、11月、こう、入って来たということで、旬の野菜を、できるだけ入れようとしているんですけども、今年、タマネギとかも、ちょっとこう、良くなかつたということで、非常にこう落ち込みました。

少なくとも、ただあの、路地野菜ですので、どうしてもその、自分らで作った物が、道の駅とか、そうした所だったら、かなりこう品質がとか規格とかが悪くても、直ぐ売れてしまう。で、給食センターへ納品するんにつきましては、やはりその、品質の管理上のことが言われて、なかなか思うようにいかないというのんもあつたんじゃないかと思いますが、そうしたことを、できるだけ理解を得ながら進めていかなければいけないんですけども、ただ、給食センターの場合、届くものは、できるだけ予約できる、まあできるだけ地元から買うということで、その残りを商店からこう、買うようにしておりますので、で

きるだけ地元を使うように努力しておりますし。

それから、まあ、もう一度、今年から、今からになりますけれども、新たな、再構築と言いますか、もう1回こう、改善を、教育団体等のこう、団体と、それから生産者等との説明会を、もう1回し直して、できるだけこう、頑張っていきたい、努力していきたくて思っております。はい。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、後、4分です。はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その改善する問題点は何かということを知っているんですけども、その佐用町学校給食野菜等納入生産者選定基準というのが、町でありますけれども、その中で、3つ目に食品安全性、これについてはね、道の駅とかに出すよりも厳しいんだと言われますけれども、ここに書いている安全性については、西はりま食の達人認定制度の認定を受けているもの、これが1つの条件なんですね。ですから、その、他の安定、食品の安全性についている基準が厳しいということではないと思うんですけども。ですから、体制の中で、取れていない原因は何かという、問題点は何かということで、ちょっと今、安全性を取り上げましたけれども、いかがですか。

[教育課長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） それは、おそらく学校給食を理解して協力するかという、そうした生産者の考え方の問題だろうと思います。そういう部分で学校の給食を、しっかりこう理解していただくということと。

それから、地元で作った物を、子ども達にこう、提供できるという、そうした物の関心とか理解を得ることが一番大事ではないかなと、まあ、その部分が、まだ道の駅でこう、売った方が、安易にこう、売れるという。学校給食は違うんですよという、そういうハードルもあるんですけども、学校給食に対する生産者の理解、そうしたものが、一番大事じゃないかなと思っております。それが、問題にも考えられると思います。はい。

[金谷君 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その問題、それが問題じゃ言われるようでしたら、生産者に、そういう啓蒙していくということですか。その安全性についていうこと、啓蒙していくのが、これからの。啓蒙できなかったというのは、その生産者の考え方が問題だったと、そういう認識でいいんでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。ああ、ごめん。農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農業生産者の方からですね、何が問題か。給食センター、本年9月からスタートしてしますので、本年度はですね、途中ですから、野菜というものはこう、勿論、給食センターに納めるんについてはですね、品質の問題もあるし、規格品の問題もあります。それから、生産者側から言えばですね、歩留りの関係もありますし、それから、野菜は、40日からね、半年ぐらいかかる物もありますので、その計画的に栽培をしなければ、定期的にこう、給食センターにね、それだけの量を入れるということ、なかなか難しい問題があるかと思えます。そういうことをですね、本年度9月からやっておりますので、次年度以降ですね、そういうことを、品質であればですね、普及所の営農指導員等も含めながら研究をしているわけですので、そういうことも含めてですね、対応していく。

ただ、生産者にとってはですね、生産形態がですね、まあ、道の駅とかそういう所へ、直売だけ売ってもいいんだというような形態の生産者もたくさんいらっしゃいますので、そのへんのところのですね、全体のまあ、これからのありようのものをですね、今後まあ、1年間やってみてですね、どのような状況だったかということも踏まえて対応していくことではないかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 最後にほな、その、4つ目に、供給能力とあるんですけども、供給能力の点では、その、どうでしょうか。問題点は、どういうふうに改善していこうと思われてるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長、最後にしてください。

農林振興課長（小林裕和君） 供給能力というたら、どれぐらいの数量がですね、必要かというものを、事前にまあ、生産者側から言えば、分かるというのがですね、重要なことだろうと思えます。これも、今後、そういうことをですね、検証しながらの進め方ではないかなと思えます。

5番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、金谷英志君の発言は、終わりました。
ここで、暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしということですので、約15分間、再開を午後3時15分ということでさせていただきたいというふうに思います。

午後03時00分 休憩

午後03時14分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。

続いて、7番、井上洋文君の発言を許可します。井上洋文君。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） 7番、井上洋文でございます。

私は、今回3点の質問を行います。

第1点目は、本町の森林、林業の目指す方向についてお伺いいたします。終戦後、国の施策として人工林の奨励が行われ、本町においても多くの山が植林されました。現在、その多くが、伐採、間伐の時期になっており、森林組合による自己負担ゼロの間伐を行っておりますが、現実には林業家の高齢化、長い期間の低下の、価格の低迷、山の持ち主の不在等で、そのままの状態になっているところがあります。国が、**2020年**までに木材自給率を**50**パーセントにする目標を掲げて、育てる林業から収穫する林業の転換を。間伐も切捨てから搬出間伐への促進を。合わせて、平成**22**年5月**26**日、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共施設等で率先して木材利用に努めることになりました。

先般、宍粟市に木材供給センターが落成し、今後、林業の振興と利用の核として品質、価格、供給力で外材等に対して競争力を備えた、新たな県産木材供給システムを整備し、森林・林業・木材産業の活性化と持続可能な資源、循環型林業の構築を目指す。また、これまで木材供給を担っていた既存の供給体制の活性化を図るとありますが、お伺いいたします。

- 1としまして、森林組合の役割は。
- 2としまして、森林の現況は。
- 3としまして、宍粟市にできた木材供給センターの、本町の活用は。
- 4としまして、路網の整備は。
- 5としまして、森林の団地化は。
- 6としまして、シカ、イノシシ等動物の出ない森林づくりは。
- 7としまして、災害に強い森林づくりは。
- 8としまして、木質バイオマス利活用構想は。
- 9としまして、後継者の育成は。

続いて、第2点目の質問は、**AED**、自動体外式除細動器の普及啓発についてお伺いいたします。平成**16**年7月から医療従事者だけでなく、一般の人でも**AED**の使用が可能となり、公共施設や民間施設への設置が進んでまいりました。本年3月発表の厚生労働科学研究によりますと、国内の学校や駅、商業施設などへの**AED**の設置は、約**27**万台で、この内、医療、消防機関を除いて市民が使うことのできる**AED**は**20**万台を超えております。総務省消防庁の全国調査によると、突然心肺停止をした人を、市民が、目撃した際に、**AED**を実際に市民が使ったケースは、**2008**年の1年間で**2**パーセントにとどまっていることが明らかになりました。本町においても公共施設への設置が進み、民間施設も含め、**AED**の機器を見る場面が増えてまいりました。しかし、いざという時に**AED**が身近にない。あっても使えないということがないよう備えが必要だと思えます。そこで**AED**の普及啓発についてお伺いいたします。

第1としまして、**AED**の設置状況は。

第2としまして、**AED**の設置基準及び整備計画は。

第3としまして、公共施設である庁舎、学校等、建物内に**AED**が設置されているが、

近隣の方が閉館時は使用できないが、対応は。

第4としまして、24時間営業のコンビニ等、町内の店舗に設置は。

第5としまして、高齢者が多く居住する町営住宅、道の駅等の設置は。

第6としまして、イベント等での貸出しは。

第7としまして、町内の設置状況が分かるマップの作成は。

第8としまして、AEDの担当課は総務課、講習や普及啓発は消防署、縦割り行政も課題ではないか。

第9としまして、設置されているAEDの機器本体、及びバッテリーの有効期限等の点検状況は。

第3としまして、老朽化の社会資本整備計画についてお伺いいたします。本年3月の日本経済新聞に、公共事業に隠れ負債との見出しで、道路や上下水道などインフラや、学校、公民館等、それらが建築後30ないし40年を経て、更新時期を迎えている。2009年度から地方財政健全化法、全面施行となった。同法の下では、ほとんどが健全だが、この更新費用を将来の負債と考えれば、とうてい健全とはいえない。潜在的な破綻懸念先自治体は数多い。早急に実態を把握し、適正な更新計画を作成する必要があるだろうとの記事でした。

また、8月の神戸新聞には、14年に合併10年を迎える丹波市。翌15年度に合併特例措置が切れ、普通交付税が段階的に減っていく。17年度には財政赤字に陥る見込みで、2059年度までに建て替え費用は2,000億円以上必要。施設の整理統合も視野に、負担軽減策を模索し始めたとの記事がありました。本町においても、道路、橋梁、上下水道、公共施設の老朽化が急速に進んでいるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

1としまして、施設等の耐用年数は。

2としまして、老朽化の実態は。

3としまして、現在の価値は。

4としまして、将来の負債の把握は。

5としまして、更新費用の将来の負担をした場合、健全と言えるのか。

6としまして、更新計画の作成はできているのか、がお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員より3件のご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、本町の森林、林業の目指す方向はとのご質問でございますが、森林の適正管理は、植林から保育・間伐から伐採、そして植林という林業生産サイクルが円滑に実施されることにより、森林の持つ公益的機能も維持されます。ところが、長年の木材価格の低迷、林業の不採算性等により、所有者の森林離れが進み、間伐等の保育管理が充分でなく、この結果、管理不十分な人工林が増加をし、森林機能の低下が進み、森林の適正管理に支障をきたしているところであります。

国においても、このような状況を踏まえて、今後10年を目途に、木材自給率を現在の、約18パーセントから約50パーセントに引き上げるため、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めると共に、木材の安定供給と、利用に必要な体制を構築し、わが国の森林・林業を早急に再生を

していくための指針となる、森林・林業再生プランを作成されましたが、今の経済状況下では、即効的な効果は、なかなか見込めない状況であります。

このような状況を改善するため、町においても、今後の取り組みとして、森林組合が、地域林業の担い手として、町内の森林管理育成と組合員の林業経営向上に寄与する役割を果たすことが重要であり、森林所有者にも森林のあるべき姿、災害に強い森づくりの推進を図り、引き続き、間伐対象森林の災害防止機能の強化、集落裏山林の管理の強化、高齢人工林の機能強化を目的に、森林整備や治山事業に、県とも協調をして森林環境の整備促進を図っていききたいというふうに考えております。

森林の現況は、戦後の造林政策により植林した人工林が伐期を迎え、また、雑木林についても、生活様式の変化とともにエネルギーとしての活用がなく、荒廃が急速に進み、且つ、森林所有者の高齢化、山林への関心の薄さ、度重なる災害等で放置されている森林が多く見られる状況でございます。このような森林の整備と再生を図るため、品質・価格・供給力で外材に対抗できる県産木材供給システムの構築、森林所有者に利益を還元し、持続可能な資源循環型林業を構築し、健全な森林の育成に寄与することを目的に、兵庫木材センターが年末より本格稼働する予定でございます。現時点では、センターへの搬入は出資している 12 社ですが、目標取扱量から考えて、他の事業者からの搬入が可能となる予定であり、町内の用材がセンターを利活用できるように調整をしていききたいというふうに思っております。

また、路網整備や森林の団地化は、用材の収益性を向上させるためには、必要不可欠であると考えます。地形や周囲の状況、災害での被災状況、針葉樹の面積、林齢による生育状況にもよりますが、いかに経済的、効率的に路網整備と森林の団地化を進めていけるよう、今後、森林所有者の森の重要性を広報し、森林所有者に森の重要性を広報、また、周知し、森林組合、県の関係機関とも連携をしながら、各種補助事業を活用して、関連事業に取り組んでいききたいというふうに考えております。

次に、シカ、イノシシ等の出ない災害に強い森林づくりにつきましては、従来の野生動物との境界線的役割を果たしていた、集落近辺の里山が荒れ、緩衝帯としての機能が低下しているのに加え、人工林の増加、手入れ不足による山林の荒廃、生活様式の変化に伴う適度な林の更新が見込めなくなり、広葉樹林の肥大化・高齢化によって、餌の不足した野生動物の被害が拡大していることが、災害等に、また、起因をいたしております。これらの問題に対処するには、立地環境に適した樹種の選定を図り、不適地に関しては、樹種転換を行い、植栽・間伐等の森林整備を行う、適地適木。適期を迎えた山林伐開、間伐の実施、適正密度の管理等、適正管理が重要であると考えており、引き続き、里山林整備をはじめとする、各事業を活用し、荒廃森林の改善に努めると共に、大きくなりすぎた広葉樹林を伐採し有効利用を図り、また、町全体の適正な森林管理と、樹種変換による針葉樹・広葉樹の混交林を目指した取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

木質バイオマス利活用の構想につきましては、オイルショックをきっかけに、バイオマスの新たな利活用について、いろいろな研究開発や実用化への取り組みを行われた時期がありました。その後の石油価格の安定などより、私たちの生活に普及するまでにはいたっておりません。しかし、今日の地球温暖化の問題や、廃棄物発生の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に、改めて注目が、また、集まっているところでもございます。現在のところ、具体的な利活用の計画はございませんが、採算性も含めて、バイオマスによるエネルギーの活用、森林の適切な整備への寄与、山間地域の新しい産業と雇用等が考えられますので、情報なり研究を進めていききたいというふうに思っております。

最後に、林業後継者の問題は、農業後継者育成よりも困難な状況であります。近年の木

材価格の低迷、林業の不採算性等により、林業従事者の高齢化と所有者の森林離れが進み、間伐等の保育管理が十分でなく、この結果、管理が不十分な人工林の増加で生産性が皆無に等しく、新たな従事者が育成できない状況にあります。町においては、最初に申しましたように、森林組合組織の充実と、今後の活動においても、現状の公社、公団造林事業や間伐事業を中心とするだけではなくて、地域林業の担い手として、町内の森林の保護育成、組合員の林業経営向上にも寄与するよう、本来の役割をもう一度見直し、新たな取り組みを創り出すことが、後継者育成につながると考えており、積極的に県の林業普及事業の活用に取り組み強化をしていくよう、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、AED自動体外式除細動器の普及啓発についてのご質問にお答えをさせていただきます。AEDは、町の管理している庁舎、学校、宿泊施設等で 38 箇所を設置しており、町内全体では、消防署で現在把握しているのは、病院、企業等で 77 箇所があります。

AEDの設置基準及び整備計画は定めておりませんが、現在設置している箇所は、不特定多数の方が出入りをし、利用する施設で、運動や宿泊、入浴の設備を有する施設、また、小学校、中学校や庁舎、また、福祉施設などの公共施設に設置しております。

庁舎、学校等の閉館後の近隣の方の対応については、それぞれ 24 時間対応は、当然できませんけれども、学校におきましては、学校の開業時間はもとより、放課後でも職員がおれば利用が可能でありますし、役場本庁は、閉庁時におきましても宿日直者がおりますので、使用可能でもあります。

コンビニ等、町内の店舗に設置されている箇所はなく、町営住宅、道の駅にも設置はしておりませんが、道の駅等多くの方の来館がございますので、こういう場所につきましての設置は、今後、考えていかなければならないというふうに思っております。

また、消防署・上月体育館・佐用町の観光協会、これは商工観光課内ですが、設置している分につきましては、イベント等への貸し出しも可能であり、貸し出しも行っております。

町内の設置状況が分かるマップの作成につきましては、現在、消防署において事務遂行上作成をしておりますけれども、今後は、分かりやすい地図の作成や、広報紙での周知等も検討していきたいというふうに考えております。

AEDの担当部署につきましては、総務課は、町管理の公共施設への設置について担当しておりますけれども、消防署等関係部署と連携を密に、講習・普及啓発にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、設置しているAEDの機器本体、及びバッテリーの有効期限などの点検状況についてでございますが、通常、機器本体の耐用年数は7年、バッテリーは約5年、パッドは2年が目処というふうにメーカーの方でなっており、管理している施設で随時点検をしております。

続きまして、老朽化の社会資本整備計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。佐用町の公共資産の老朽化が急速に進んでいるのではないかとのご懸念でございますが、まず、耐用年数について、地方公共団体の財務書類作成の資料として、総務省が平成19年10月にまとめた、新地方公会計制度実務研究会の報告書に基づいてお答えを申し上げます。

地方公共団体の普通会計における有形固定資産の耐用年数は、決算統計上の行政目的別区分に応じて 33 種類に定められており、短いもので 10 年、最も長いもので 60 年となっております。いくつか例を申し上げますと、総務費に属する役場庁舎は 50 年、民生費の保育所は 30 年、土木費における道路は 48 年、橋梁は 60 年、学校などの教育施設は 50 年、ちなみに一番短いものは、消防費における消防庁舎以外の固定資産が 10 年となっております。公営企業会計におきましても、この報告書の中で、簡易水道事業が 38 年、下

水道事業においては、管渠が 50 年、処理場が 38 年などというふうに定められ、それぞれ定められております。

次に、老朽化の実態でございますが、佐用町の財務書類に基づく財務分析、減価償却累計率によりましてご説明を申し上げます。減価償却累計率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合でございます。減価償却費は、有形固定資産を耐用年数に応じて減価し、その残存価格をバランスシートに記載をいたします。従いまして、各有形固定資産の減価償却額を積み上げた減価償却累計額は、これまで取得した社会資本の維持コストと見ることができます。これを有形固定資産の取得価額の合計で除した減価償却累計率は、イコール、施設・設備などの老朽化比率というふうになるわけでございます。数値はすべて 20 年度普通会計決算ベースで申し上げますが、減価償却累計額が 456 億 7,800 万余り。土地を除く有形固定資産の取得価額合計が 977 億 1,700 万余りになっておりますので、減価償却累計率は 46.7 パーセントとなります。この比率の平均的な値は概ね 35 パーセントから 50 パーセントの間とされておりますので、佐用町だけが突出して老朽化が進んでいるという訳ではないというふうに考えております。

3 点目の現在の価値でございますが、先ほど申し上げました 2 つの数値の差額 520 億 3,900 万余りが、残存価額となり、これに土地の取得価額合計 102 億 9,700 万余りを加算した、623 億 3,600 万余りがバランスシートの有形固定資産合計に計上をされているわけでございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、この数値は平成 20 年度普通会計決算ベースでございますので、水道、下水道など公営企業会計の資産につきましては、別途加算する必要がございます。それらを含めた町、佐用町全体のバランスシートにつきましては、現在作成中でございますので、また、バランスシートができれば、また公表をさせていただきますと思っておりますので、ご了解賜りたいと思っております。

4 点目の将来の負債の把握についてでございますが、正確に更新・修繕費用を見積ることは非常に困難な作業でございますが、仮に現有の有形固定資産すべてを更新しようとした場合、理論的には、先ほどの減価償却累計額が 456 億円余りを、平成 20 年度末に最低限担保しておかなければならないということになるわけでありませう。

そこで今度は、有形固定資産更新資金手当率という数値で、減価償却累計額を分析してみたいというふうに思います。5 点目のご質問、更新費用を将来の負債とした場合、健全と言えるのかという点についてでございますが、有形固定資産更新資金手当率は、減価償却累計額に対する手許資金の割合でございます。減価償却累計額を資産買い換え時における必要な資金額ととらえて、それを手持ちの資金でどれだけ賄うことができるかを指標化したものでございまして、分子の手許資金は、バランスシート上の基金の合計 38 億 288 万円と、現金預金の合計 41 億 1,680 万余りの合算額 79 億 1,900 万円。分母は 456 億 7,800 万余りでございますので、有形固定資産更新資金手当率は 17.3 パーセントということになります。この比率につきましては、当然 100 パーセントが理想の値になるわけでございますが、有形固定資産の取得価額の財源構成という観点から再度の分析が必要ではないかというふうに考えます。バランスシートに計上される有形固定資産の取得価額は、原則決算統計の普通建設事業費の積み上げでございますので、特定財源と一般財源等で構成されております。普通建設事業費に占める一般財源等の比率は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 カ年の加重平均が 25 パーセントとなっておりますので、減価償却累計額の 25 パーセントに相当する手許資金があれば、有形固定資産の更新が可能という理論も成り立つわけでございます。この考え方に基づきまして、再度、有形固定資産更新資金手当率を求めますと 69.4 パーセントということになり、100 パーセントには届きませんが、資金手当率が 7 割近くまで達しているということになるわけでございます。地方公共団体財政健全化法にからめてのご指摘もございましたが、そもそも、この法律制定の背景には、こ

れまで述べてきましたストック面での問題を抱える団体の判断材料が、従来の破綻再生法に欠落している欠点を補うため、健全化判断比率に将来負担比率となる指標が設けられたものというふうに理解をいたしております。また、先ほどの有形固定資産更新資金手当率と将来負担比率は、手許資金の多少が、それぞれの指標を左右するという点から、どちらか一方が著しく変動するということは考えにくいいため、将来負担比率が健全段階にあるうちに、なお一層の健全財政の維持を図ることが、何よりも適切ではないかというふうに考えております。

最後に、更新計画の作成についてでございますが、既に、下水道長寿命化計画、橋梁長寿命化計画など、分野別ではございますが、施設の統廃合も含めた年次計画を策定する方向にございます。例えば、町道橋につきましては、昭和 50 年代から集中して建設され、約 35 年を経過をし、年々老朽化が進行をしております。このことを受け、平成 25 年度までに長寿命化修繕計画を策定すべく、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて計画策定を行っております。当然、すべての公共施設につきましては、このような計画が必要となりますので、国全体が人口減少に向かうという将来予測、また、合併という特殊事情により類似団体に比べて多くの公共施設を抱えているという現状を踏まえ、更新すべき施設の選択、更新のあり方等について、今後、検討をしまいたいというふうに考えております。

以上、少し長くなりましたけれども、井上議員のご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君、再質問をお願いします。

7 番（井上洋文君） それでは、1 番の森林林業についてお聞きいたします。

佐用町の、この森林組合、これはどんなんですか、あの、この組合に入っておればですね、どんなやっぱり、あの、このメリットがあるか、そこらへんを、ちょっとお聞きしたいんと。

もう 1 点は、この組合の加入率。また、組合員になるためには、この資格要件等があるのかどうか、そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まああの、組合に入るメリットということですけども、これは、非常にまあ、この歴史も長いわけで、昭和、戦後、まあ、昭和 20 年の後半、また 30 年代、国策にもよりますけれども、多くのですね、植林がこうされて、その中で森林組合という形でですね、それぞれ山を持っておられる方々、植林、特に植林をされるという中で、この、いろんな、国も植林に対する補助制度とか、補助というようなものをされたと思えますし、また、その苗木等ですね、の確保とか、そういう手当てなんかも森林組合がしてきたというふうに思っております。そういう中で、個人個人の、今、山を持っておられる面積というのがですね、平均化すると、佐用町の場合は、非常にまあ、少ないわけでありまして、小さな山主さん、山主だけでは、そういうその、森林の造成ということが難しいという中で、組合を作ってですね、組合が中心になってやってきたということだと思っております。

まあ、この加入、組合になるのにつきましては、これは特別に資格要件というのはありませんから、この組合員の出資ですね、これをしていただければ、その組合員として登録をされるというふうになろうかと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これは、この町内、山持っておられる方、特にまあ、この方がですね、先ほどちょっと申しました、何パーセントぐらい加入されておられるわけですか。全ての方が加入ということではないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 佐用町をですね、山林を所有している方で、先ほど町長の答弁がありましたように、出資ですね、出資をしていただくのが組合員の要件ではありますけれども、佐用町内で、今現在ですね、何名ほどってというのは、ちょっと、手元に資料ありませんけど、ちょっと分かりかねます。申し訳ございません。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町内ですね、山林所有者というのは、ほとんどの方が、出資を当時されております。そんな大きな出資じゃなくって、わずかですから。ただ、町内から、町外の方がですね、山が、その売却されて、かなりの面積が持たれております。そういう町外の方も組合に加入されている方もいらっしゃいますけども、そういう中で、なかなかね、もう、山林自体の管理等、ほとんどまあ、されていないというような状況もありまして、その面積的にはですね、どれぐらいな組合の組合員の、山林所有になるのかというような詳しくは分析はできておりませんが、まあ、歴史的に見て、その当時、その森林、ほとんどの方がまあ、山で生活をしてきたし、森林に対して、非常にまあ力を入れてきた時代。そういう中で、組合員として構成をされておりますのでね、まあ現在まあ、組合員数としては、町内の山林所有者については、あらかたの方が入っておられるというふうには思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 実は、今回、ここに載ってますように、県の木材供給センターが、まあ、宍粟市にできました。これは、県の木材供給センターなんですけれども、これ、宍粟市にできてですね、これは宍粟市の21組合員、出資金は1億1,470万円ですか、で、あのまあ、森林組合、素材の生産者、製材生産者、この宍粟市の、このメンバーだけが、

この組合員になっておるんですけども、これは、この中で、原木の、この需要がですね、**18万6,000立米**、このセンターで本格稼働すると需要が発生するわけですけども、**宍粟市の年間の木材の、この取扱量は12万6,000立米**ということなんですけれども、これ、宍粟市だけでは、この木材供給センターは、どう言ったらいいんですか、稼働しても、まだまだ余力があるわけなんですけれども、そこらのことから考えたら、これ、宍粟市だけと違ってですね、佐用のこの、佐用町のこの素材生産者や製材生産者は、ここに加入できなかったかなと思うんですけど、そこら、どんな話だったんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） このセンターにつきましては、たくさんの国費、公費も投入されて、その中で、この宍粟市の木材業者の方が組合を組織されて運営をしていく運営会社ですね、まあ、これを作られたということです。まあ、佐用町を含め近隣につきましてはですね、なかなか、そういう木材の仕事がされている、そういう企業、まあ、そういうものが、もうほとんど実際ね、ここに加入して一緒にやっていくような体制の事業者がいなかった。おられませんわね、実際。そのへんが、1つの原因ではないかと思えますし、組合を作っていくんで、ある程度まとまった中で、この、そういう関係が必要ですから、宍粟市の中で、以前からまあ、宍粟市の場合、かなり、まだまだ、製材業、木材業がされているかたがいらっしやいますから、会社がありますから、そういう方々で組織をされたということだというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、町長、先ほど答弁ありましたように、この佐用町の森林も、相当やっぱり荒れている、まあ、それを何とかまあ、儲かる林業にまあ、していこうということなんですけれども、宍粟市のその、目的が、この背景がですね、木材供給センターの建設の背景というのは、林業の再生に向けて、儲かる林業に向けて、市内にある大量の森林資源を有効に活用でき、且つ森林所有者への利益還元が期待できるという、そういうまあ、目的でまあ、建設の背景があったわけなんですけれども、佐用町、よく言われるんですけども、この、山はあってですね、そのまあ、相当やっぱし、奥の方へ行けばですね、この、木を植えたんが、相当なやはり、今、年数が経って、金額的にもまあ、利益が還元できるような木がまあ、あるわけですけども、そこらがもうちょっと、よく話するんですけども、木材供給センターができたでまあ、佐用町の全ての、そういうね、森林が、そこへ持って行けるんだというような話も、前されことある思うんですけども、何とか、その供給センターがですね、宍粟市が主導でですね、やられるのではなしに、そこへ佐用町の、その森林所有者も含めて、儲かるような、その、森林経営ができるような、そういう取り組みというのは、どんなんですかね、これ。この山、佐用町の山についての、その、この素材を出したりする場合、全て、木材供給センターの、その組合員が来て、全ての作業をしてというような方法になるわけですか。どんな、そこら。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、私も、このセンターのですね、今度社長をされている方と、いろいろとお話を聞かせていただきました。そういう、組合としてで、管理運営をされるんですけれども、どうしても、一番は、素材の供給と、また、そこで出来上がった製品の実際に搬出ですね。まあ、販売です。それが、しっかりとね、構築されないとはですね、どこで止まっても、この施設、その、なかなか、稼働、100パーセントの稼働ができないと。で、100パーセントの、この施設の能力をいかした稼働ができることによって、この、素材から、また、製品における価格、これのコストを下げると。コストを下げるということは、素材の購入価格をまあ、少しでも高く買えるようにするという事なんですね。

で、今、お話のように、宍粟市の計画で、年間12万立米ということですが、この設備100パーセント稼働すると、社長は20万立米、25万立米ぐらいまでできるんだというようなこともお話でしたけれども、しかしまあ、実際に、今、兵庫県の県産材で、今、素材として流通している、生産されているのが、年間12万ぐらいというふうに聞いているんですね。で、12万立米でも、その現在の倍。県内としてはね。倍の、その生産をしていくと。それを、今後、製品として、それなりに使ってもらわないといけない。この件については、なかなかね、県内だけで利用、全てが利用できるのは難しいだろうと。それぞれ素材なんか地域によって特色があって、かなり多いのが、今まあ、杉ですね。杉なんかの利用先としてですね、これは関東地方、だいたい東北、新潟とかですね、また、東京、埼玉とか栃木、あちらの方にはまあ、柱を、杉で使うという習慣がかなりあります。そちらの方との供給をしていくというようなことも、当然、もう既に計画の中に入れてやっているんだということです。

で、まあ、当然、組合員として、組合員、組合の中で、まあ、素材の、山で伐採をして搬出する業者、また、製材をする業者、いろんな方が、この組合の中に入っておられますけれども、この組合員の中だけで全てがね、確保できるとは思っていないということで、それでまあ、できるだけまあ、周辺からのですね、県内の木材というのは、この受け入れをしたいということです。で、当初から、町としても組合には加入してませんが、この施設は、県産木材のセンターとしてですね、当然まあ、一番近い佐用町というのは、距離的にまあ、非常に時間的に近い所にセンターができたわけですから、このセンターを少しでもまあ、一緒に連携してですね、計画的な、この素材の受け入れをしていただく、搬出をしていただく。これには、単発的にいくら、バラバラと持って行くのではなくってですね、やはり年間、これぐらいな量を受け入れて欲しいと。で、やっぱり、そういう組合、センターとしても、そういう全体、年間を通しての計画的な、やっぱり素材の確保というのが、まず必要ですし、それを今度、生産できたものを、どういうふうに搬出、販売していくかということがありますのでね、まあ、社長も、組合員だけで行えるということは考えてないし、周辺の皆さん、そういう事業者についても、一緒に、逆に協力をして欲しいというお話ですし、またその、搬出作業なり伐採作業についてもね、それは、別に、その組合員がやるというだけじゃなくって、誰がされたものであっても、まあ、持って来ていただければ、それは、まず受け入れができるように考えていきたいというふうに、まあ、そういう話をされております。

ですから、今の組合員だけの、この宍粟市だけでもですね、この量を、まず確保することが、まだ、非常に難しいというのは、1つ前提があります。今の能力ではですね。ですから、ただ、今、始まったばかりでですね、全体が、うまく、入口から出口まで、全てがですね、こう動いているわけじゃないんで、そのへんが、実際に、この稼働、本格的

にしていくのがね、半年、1年かかるのではないかなという思いがするんですけども、私はまあ、これは、この施設、少しでも高くね、まずは、素材を買っていただけることが、可能だということで、そういうふうになって、初めて経営が成り立つかどうかというところに、が可能かどうかということになるわけです。だから、現在の価格から、その社長の話では、通常の市場に出されるかよりはですね、やっぱり2割ぐらいは、価格を高く買えるように、途中の生産コストいうのを、これで合理化をして下げていきたいんだと。そういうことで、安定的に、また、素材も供給してもらえる体制をつくりたいんだということもお話されておりました。そういうことで、私は、一緒にやって、これだけの施設が近くにできたわけですから、この施設を活用しながらね、その林業の資材の、今まで育ててきた、それぞれの山林の、この資源化、それによって、山主にも利益が、少しでも還元し、還元することによって、この皆さん方、山を持ってられる方の、皆さんが、改めて山林に目を向けていただいて、また、少しでも意欲を持って、また、自分たちの山の管理もしていただけるような、そういういい方向での、こう、展開ができればというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 時間がないなって嘛んで、あれですけど、その件につきましては、また、稼働してですね、実際にやりだしてから、また、お聞きしたいと思いますけど。

この6番のシカ、イノシシ等、動物の出ない森林づくりということでまあ、里山、混合林か、混合林をまあ目指していくというような町長のお話ありましたけれども、これ、里山を作る場合、里山には、だいたい、山の裏等については、杉やヒノキが、だいたい植えられておるわけなんですけれども、これは、どうなんですかね、防風林といって指定されておるところもありますわね。この防風林をやっぱりいらう場合は、いろんなやっぱり制約があったりして、あるんですけども、そこらを広葉樹を植えるということで、その防風林の兼ね合いというのは、どんなんですか。指定になってる防風林地。

〔町長「防風林に指定なんてないと思うんですけども」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

〔農林振興課長「保安林」と呼ぶ〕

7番（井上洋文君） ああ、保安林。保安林。

町長（庵途典章君） 保安林というのはありますよね。

ただ、逆にですね、こういう杉やヒノキなんかの、こういう、その植林をされた山というのは、非常にまあ、今回の災害でも弱い。木が、その大きくなるにつれ倒れやすいというね、そういう意味で、山、人家の裏山なんかにある木というのはですね、逆に、危険なものは、伐採を早くするというような方向でね、やっぱり危険を少しでも除去していくということ。そういうことも考えていかなければならないなというふうに思いますけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 今言いました、その保安林いうんは、その解除は、やっぱり直ぐできるわけですか。そこらどんなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 保安林についてはですね、区域解除というのは、なかなか難しゅうございます。一度、そういうしてあるのは。

ただ、伐採をしたりしてね、またその後ですね、植林をしていく。それが、その時に、広葉樹を含めたですね、混合林と一緒に植えていくという形ですね、まあ、許可を取ってですね、対応していくということになろうかと思えます。解除は、ちょっと難しいのでは、区域のね。

よっぽどあの、例えば公共事業で、特別の理由がない限りはですね、なかなか難しいと思えます。

で、その里山についてもですね、まああの、イノシシ、シカがですね、いない山というのは、なかなか難しゅうございまして、まあ、里に出て来ないということでありましたら、まあ人家裏とか農地近隣のところにですね、雑木林とかですね、そういう所を除去してですね、伐採をして管理をしていくということで、そういう緩衝帯、昔のようなですね、緩衝帯を、少しでも作っていくということもですね、必要じゃないかなというふうには思いません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） そういう緩衝帯を作ることに對しては、保安林は、問題ないわけですよ。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まあ、見通しの良い、そういう里山を作っていくということで、里山整備とか、そういう事業に則ってですね、そういう手続きを踏んで取り組むことは可能です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それから、木質バイオマスの利活用構想ということで、これは供給

センターにですね、木材提供すればですね、相当なやっばしバイオマス、木質のペレット等もやっばりできるんじゃないかと思うんですけども、そこらのペレットを使ったですね、そういうボイラー等の、町の施設で、今後使っていくというような、そういう計画はないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ北播、丹波の方の森林組合ですね、今、この木質ペレットの事業ということで取り組んでおられます。で、まあ、この木材供給センターにおきましてもですね、まあ、搬出された木材、端材も含めて全て **100** パーセント、いろんな形で全部を資源化していくということで、コスト削減でありまして、ただ木質ペレットだけをね、考えてするということになると、全然またコストも難しい、合わないというところがあります。木質ペレットを使うボイラー、また、ストーブ、そういう物があるんですけども、やっばし、そこの、今やっておられる丹波の方においてもですね、まあ公共施設等が、まずそういう方向でやっていくということで考えておられますけれども、非常にまあ、コストもかかりますし、特に、木質のペレットの場合、灰がですね、溜まります。だから、それをですね、管理上ですね、この灰の処理をね、ずっとかかってやらなきゃいけないというようなですね、そういう、その現実的な問題があって、なかなか、これを全面的に普及していくというのは、難しいというのが、現状です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 出石町で、木質ペレットの工場が、来年の春ぐらいに稼働するということでまあ、載ってましたんですけども、まああの、せっかく、そういう供給センターの中で、そういうペレットもできるのであれば、また、宍粟市も、そういうストーブをですね、研究しているとか、それから、あれは、町の施設のまほろばの湯等についてもですね、そういう物を使ったボイラーを研究しているというようなことを聞いてますので、また、町の方でも、また研究していただきたいと思います。

もう時間ありませんけれども、最後に、町内の皆さんに、この林業について、アンケートを取らせていただきましたらですね、その状態をちょっとお話させていただきたいと思います。

後継者について、森林所有者の、そのアンケートなんですけれども、後継者について、まあ、その帰って来てもですね、林業については、まあ、継ぐいうんか、山のこと自体も、はや分からないというような状況だというようなことを言われておりました。また、山については、もう、ほとんどがですね、個人所有については従事してないと。また、国土保全など森林整備についての支援について、どのように考えておられるかということ聞きましたら、森林は、多くの公益的機能を有しているから、更なる支援すべきであると。また、兵庫県の林家の所有山林面積は、5ヘクタール未満の所有者が **78** パーセントを占めていると。効率的な林業経営のために、これらの森林を取りまとめて団地化する必要があるかというような質問に対しまして、森林組合が個々の所有者から、長期の施業委託を受けて、計画的に経営して欲しいというような回答もありました。

木材生産コストを低下するためには、何が一番必要だと考えておられるかということについては、林道、作業道などの路網の整備をして欲しいと。

また、持続的な林業生産活動は、山村地域の雇用の場の確保のためにも必要ですけれども、そのためには、どのようなことに取り組むべきかということに対して、まあ、木質バイオマス利用など、新たな木材利用への取り組みをしてもらいたい。

まあ、林業労働者の確保のために、どのようなことに力を入れたら良いかと思いませんかということに対して、まあ、新規参入者に対する研修等も、やっぱりしてもらいたいとか。また、月給制など、安定的な、その雇用形態を作っていただきたいというような、特にあの、後継者の方が、この林業に対して、山に対してのまあ、どう言ったらいいんですかね、要望というんですか、これは、今、申したようなことが言われておりましたので、これは、また参考にしていただいたらいいんじゃないかと思えます。

続きまして、第2点目のAEDについてお聞きしたいと思います。

これまあ、AEDは、相当まあ、設置をしていただきました。しかし、あの、AEDが、たくさん設置されたんですけども、そのAEDが、どこにあるか分からないということが、やっぱり一番の問題だということを、皆さんの方からお聞きしました。

まあ、救命で重要なことは、このスピードだと思うんですね。1分毎に救命率は7パーセントずつ下がり、5分で半分になるとされていると。いかに早く適切にAEDを使って応急処置ができるかがまあ、多くの命を救う鍵を握っているんじゃないかと思えますんで、AEDは設置をされておるけれども、どこに設置をされておるか分からない。また、必要などこにはですね、今後設置をしていただきたいと思えます。特にまあ、あの、夜とかですね、それから、公共施設に設置されておるんですけども、その設置されてる場所が分からない。また、閉庁時には、使えないということなんですけれども、これ1つの例なんですけれども、自動販売機にですね、そのAEDを仕込んだ自動販売機というのが、今、販売されておるらしいんですよ。それで、これを人の集まるようなところ。まあ、自治会の中心の施設等にですね、配置するというようなことも1つの方法ではないかと思うんですけど、そこらどうですか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、そういう方法を、今、初めて聞きましたけれども、まあ、できるだけね、こう、たくさん設置するということが、まあ1つは、全体のそういう、その、そういうAEDの必要な物に対する、早期に使えるような状態にしていく基盤、一番基だというふうに思いますし、後は、どこに設置されているか、それは、AED設置する所については、かなり大きな表示をしてですね、しています。ただ、地図を作って配っておくと言っても、これはもう誰もが、そんなにしょっちゅうあっては困るし、ないことなんで、事前にそこに頭に入れて、こう、生活するというわけにはいかない。やっぱり、その場で、直ぐみつけるということが必要だというふうに、そういう状態にあるのが一番いいというふうに思いますが、まあ、できるだけ表示をして、分かりやすくしていくということ。そういう今、言われたような方法が取られている、必要であれば、そういうことも研究も、これから、少しずつしていくということではないかなというふうに思います。

議長（矢内作夫君） 井上君、後2分です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 時間がなくなってしまいましたので、最後の、老朽化の社会資本整備についてですけれども、これは、やはり、先ほどルール等、いろんなデータお聞きしました。一言で言いますと、どんなんですか、今後やはり、その、老朽化に対する対応がですね、この町の重荷になるというようなことは、今、お聞きしましたけれど、どんなですか。一言。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その、町の施設というのは、これは財産でもあり、またその、非常にね、経費のかかる、1つはマイナス、負の財産という面もあるかということです。ですから、こういう施設をつくる時にはですね、まあ、いろいろな財源措置を持って、こういう物ができ上がってきているんですけども、実際、管理とか、また、それを修繕していくというのは、なかなか、そういう財源的な措置がされないと。自前で、独力でやっていかなきゃいけない。そのためにはですね、これについては、必要な物と、その役割を終えた物については、できるだけ、ちゃんと整理をしていくとかね、そういう考え方が、今後、必要かというふうに思います。

必要なことについては、当然、できるだけ早く計画的に、これを維持管理をしていくということが重要かというふうに思います。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） 以上で、井上洋文君の発言は終わりました。

7番（井上洋文君） はい、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい。続いて、12番、岡本安夫君の発言を許可いたします。岡本安夫君。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） 12番、岡本安夫です。本日、6人目の質問ということで、皆さん、ちょっとお疲れ気味かも分かりませんが、よろしく願いいたします。

私は、この度、2件の質問をいたします。

1件目の山林の災害復旧と、林業振興についてであります。これは、先ほどの、井上議員の質問と重なりますが、山林、林地の災害復旧をする上で、林業振興の中核を担う森林組合が、これから、どのような計画を立てて取り組もうとされているかについて、問うものであります。

昨年8月9日の大災害以後、建設課や農林振興課関係の復旧事業は、先月の全員協議会で報告があったとおり、ほぼ計画どおりに進捗しているようです。また、河川の大規模改

修も、残土処分地への進入路の工事にも着手され、来年ぐらいから段々、目に見えてくるのではと思います。しかしながら、今でも、仮設住宅におられる方や、移転先が決まらない方、商店街の活性化など、まだまだ、大変な難題や課題が多い中ですが、山林の災害復旧と林業振興について、お尋ねいたします。

町長は、今年を復興元年として創造的復興にまい進しておられます。また、今年、若州の学生村がオープンした時のごあいさつの中で、佐用町が一見自然豊かで美しい所と思われるが、山に入れば、災害の傷跡も深く、荒れている所もある。そのような所も見ていただいて、情報を発信して欲しいと言われ、ほかのいろんな場面でも、山の災害復旧と荒廃について、心配されていることを発言されていきました。何とかしなければ、また、このままではいけないという気持ちを持っておられることは、十分承知しておりますが、地域の人は、もしかしたら、お金がないから、そこまでは、手が回りませんなんてことにならないか大変心配されています。

今年 10 月から森林組合長にも就任されました。これも、町長が、佐用町の 80 パーセント以上を占める山林を、林業を何とかしようという意気込みの表れであるかと期待しています。未だに、流木や倒木が落ち込んだままの谷や、谷川の水が、雨が降る度に流れ込んでくる道などがあります。ほとんど調査にも入られてない所も、至る所にあります。直接直ぐに、人家や生活に支障がないからと、申請もされていない所がたくさんあります。これらは、国や県の補助メニューに乗らないところがほとんどだろうと思われれます。当然、簡単には事業化できないでしょうが、このままでいいわけがないし、放置されればなしでは困るものです。

そこで、以下 3 点について、お答えをお願いします。

1、林業、作業道の復旧や谷川の流木などの処理の計画は。

2、これらについての、森林組合の、今後の役割は。

3、林業振興のモデル的な取り組みとして、西栗倉の百年の森事業について、どのように思われるか。

続いて、2 件目は、よりよい教育環境についてであります。これは、ずばり小中学校の統合問題についてであります。これまでも、私も含め、何人かの議員さんが質問をされておりますが、過疎化が進行する多くの自治体は、小中学校の児童の減少が進み、いわゆる小規模学校になっています。今後、将来、現実問題として、佐用町には、劇的に人口が増える要素は考えられない。かつて長谷、平福、海内、石井の 4 つの小学校が統合された時、当時の教育長は、佐用町の教育は、自分が最高責任者だから自分が責任を持つという強い意気込みと信念で、1 学年 2 クラスの規模で、毎年クラス替えができる規模が理想的な環境であるといった持論を展開されたことがありました。結果、現在の利神小学校があるのはご承知のとおりです。教育委員会では、適正規模検討作業部会の報告書も出され、その後の進捗状況と、教育長が考えておられるこれからの佐用町の子どもたちにとって、理想的な適正規模の小学校、中学校とはどのようなものかお尋ねいたします。

以上、2 件の質問について、よろしくお願ひいたします。

議長（矢内作夫君） はい。町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、2 点目の教育環境についてのご質問につきましては、教育の観点から教育長の方から答弁をしていただきます。

まず、私の方からは、山林の災害復旧と林業振興についてということで、16年の風倒木災害以後、県の施策を活用して、災害に強い森づくりの推進を重点に、間伐対象森林の災害防止機能の強化、高齢人工林の森林機能強化を目的に、森林再生事業として取り組んできたところでございます。

しかし、森林施業につきましても、個人所有林につきましても、これは林業への理解と協力をいただかなければ放置せざるを得ないところもあり、従って、まだまだ事業として取り組めていない被害箇所も相当数残って、昨年の災害時におきましても、山地崩壊と共に倒木の流出が起きました。

現在も、二次災害を引き起こすと想定される箇所につきましても、県と共に、緊急事業として倒木除去を実施しており、今後も継続して事業を展開していただけるよう強く要望すると共に、町におきましても、森林整備、ひいては被害箇所への林道、作業道の路網整備を含めた取り組み、また、以前、被災した倒木も、今回の豪雨を起因とする山腹崩壊で土石流と共に流出したことも考慮して、今後の降雨等、状況によっては、人家や公共施設、農業施設に被害を及ぼすであろうと予測できる谷川や溪流について、荒廃溪流等整備事業として、簡易な土砂流失防止工事等ができないか、その方法を、今、担当課において検討をさせているところでございます。

森林の再生、風倒木、間伐材の処理撤去は、地形的状況や倒木の状態、安全性、処理材の利活用有無、財政負担の観点から考慮しても、処理可能な箇所は限られている状況でございますが、今後の取り組みといたしまして、森林所有者にも、災害に強い森づくりへの理解を図り、引き続き、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、また、高齢人工林の森林機能強化を目的に、森林、治山事業に取り組んでいくことが重要と考えておきまして、県とも協調して森林整備の促進を図り、また、森林組合の今後の活動においても、現在の公社、公団造林事業や間伐事業を中心とするのではなくて、地域林業の担い手として、町内の森林の保護育成、組合員の林業経営向上に寄与するよう、本来の役割をもう一度認識して、事業実施計画に取り組んで、行政と森林組合が一体となった努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、西栗倉村の100年の森事業についてでございますが、百年の森林構想は、西栗倉村の森づくり、地域づくりビジョンであり、地域資源である多くの人工林が、現状では、木材価格の下落等により、個人では適切な管理が難しくなっている状況の中で、約50年生までに育った森林の管理をここで諦めず、村ぐるみで、あと50年頑張ろう。そして、美しい百年の森林に囲まれた上質な田舎を実現しようということをコンセプトに、過疎が進む中で、村の財産である森林資源を活用し、産業及び雇用を創出し、村の活性化を推進されている事業であるというふうに理解をしております。

この地域資源の森林の再生に村の未来をかける構想や、実現するための各事業の展開につきましても、佐用町としても意を同じくするところでございます。

町においても、地域特性を考慮し、森林の有する多面的機能の発揮を図るために、森林の整備、資源を活用した林業の再生を、地域で一体的に進めるよう、他市町の取り組みも参考にしながら、今後も推進をしていきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。後、教育長から、教育環境につきましてもの答弁をさせていただきます。教育長。

議長（矢内作夫君）

はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして、よりよい教育環境につきまして、お答えをさせていただきます。

学校適正規模検討作業部会報告書の提出後の進捗状況と、理想的な適正規模の小中学校とは、どのようなものかというご質問でございますが、まず、学校適正規模検討作業部会報告書の提出後の状況といたしましては、本年の6月に、佐用町の教育基本指針となる佐用町教育振興基本計画の策定にあたりまして、PTAや保護者、教職員、学識経験者をはじめ、公募により、20名の委員で組織した教育振興基本計画策定委員会を設置いたしました。現在まで5回の協議を行い、この12月7日に最終案を協議したところです。来年1月の教育委員会に提案する予定としております。

この基本計画では、基本理念に基づき2つの基本方針と5項目の重点目標により各教育施策を提示しておりますが、その重点目標のなかに、社会の変化に対応する学校・園をつくるという項目があり、児童生徒数の減少に伴い、保育園を含め小中学校の規模適正化の必要性が示されております。

また、町長部局に属する保育園におきましても就学前教育と捉え、一定の幼児数による保育が大事ではないかというなかで、教育行政課題として、関係各課職員による、保・小・中学校の規模適正化推進会議を10月に設置し、学校・園規模適正化推進計画を本年度中の策定を目指し、現在、作業を進めているところでございます。

次に、理想的な適正規模についてであります。文部科学省が定める小中学校の適正規模校の基準は、学級数が12から18で、小学校は1学年2から3クラス、中学校では1学年4から6クラスとなっております。また、学級数が6から11では小規模校、5学級以下は過小規模校となっております。この基準に、平成22年度の佐用町の小・中学校を当てはめてみますと、小学校では、江川小学校・幕山小学校・中安小学校が過小規模校で、他の7小学校は小規模校となります。中学校は、上月中旬学校・上津中学校・三日月中学校が過小規模校で、佐用中学校は小規模校となります。このように、小中学校とも過小規模校と小規模校であるという現状の中、さらに児童・生徒数が減少傾向にあります。このような実態におきまして、本町の小中学校の規模適正化への具体的計画を策定していくことは非常に厳しいものがあると思いますが、しかしながら、先の進捗状況で述べましたように、学校・園規模適正化推進計画を作成する中で、今後、明確にしていかなければならないと考えております。

現段階での考えは、学校適正規模検討作業部会の報告書にも明記されている規模の目安としては、佐用町の現状から見ると、最低1学級20名程度の規模が必要としており、規模適正化を実現していくためには、学校の統廃合が必要不可欠なものであると考えております。単に児童数だけの調整ではなく、未来を担う子どもたちのより良い教育環境を真剣に考え協議していくとともに、また、協議していただかなければならないと考えております。このため、今後、学校・園の規模適正化の推進につきましては、保護者や地域の皆様のご意見を十分に聴きながら、段階的かつ計画的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、教育環境につきましてのご答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君、再質問をお願いします。

12番（岡本安夫君） それでは、再質問いたします。

まず、教育長の方から、ちょっとお尋ねします。6月にできた委員会では、12月の7日

に、最終的な何が出るっておっしゃいました。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 12月7日に、先日終わったんですが、最終的な協議ということで、案を最終的に審議していただくというものでございました。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） はい、岡本です。

それによって、そのまとまったものが、来年1月に教育委員会に提案されるということ
で。

それと、2つ目のおっしゃられた、保育所・小学校・中学校適正計画云々というのは、また、これとは違うあれなんですか、ちょっと、このへんのことを説明していただきたい。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 今、保育所が町内に12あります。保育所も非常にこう少ない中で、保育所の園児につきましても、実は、就学前教育として、やっぱり年長の幼児につきましては、やはりその、小学校に入って、しっかり直ぐ、小学校の授業の体制に慣れていただくという、非常にこう重要な意味があります。そうした中で、なかなか、小学校1年生に入った時は、もう1学期間、ほとんど授業にならない。ちゃんと机に座ることができないような、そういった状況があります。そういった中で、保育所も含めて、しっかり集団の中でのしつけと言いますか、学校教育にスムーズに移行できるための準備として、保育所も、ある程度の、一定の規模による指導が大事じゃないかということで、小学校と一緒に検討していきたいと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） ということは、まず、6月にできた策定委員会としては、それが、まず1月に提案されると。これは、また、先ほどおっしゃられた、その、幼・保・小・中の関係というのは、また、これは今年度中ということだろうか、3月頃に何かまとまって提案されるということなんですね。

で、ここでお聞きしたいのはですね、これらができた、出された後、どういうふうになるか。いよいよまあ、具体的に計画立ててやっていくということなんですからけれども、当然、できたから直ぐいうわけにいきませんけれども、おそらく、これを、いよいよこう、先ほどおっしゃいました、非常にこう、難しい問題がある中でですね、保護者あるいは地

域の人に、当然こう、理解を得なければいけないというようなことで、それをこう、何年ぐらいかかってやっていって、何年ぐらいからできるというような、そういう計画ができるのは、いつ頃になりそうなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 今、3回の学校・園の規模適正化推進会議を、庁内の関係職員でプロジェクト的な会議を持っております。で、その中では、既に、今、子ども達の、児童数の減少傾向がどのような状況にあるかということと、そうしたものを絡めながら、具体的な統廃合と言いますか、その推進方策等、全体的なこう、スケジュールも組み込んでおります。まだ、はっきりしておりませんが、かなりこう、中長期にわたる計画の中で、地域別の懇談会とか、それから、地域別の協議会に移行していったという、いろんな動きを、今、検討しております。これが、概ねこう、3月中に、本年度中に、何とか作成したいと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） 当然、その中にはですね、何年先に、例えば、保育所・小学校・中学校を何校にするというような、それ、具体的な数字なんかも明示されるわけなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はい。そのように、学校、小学校の数、それから中学校の数、そうしたものも、順次、最終的に何校にするというような計画を盛り込んでいきたいと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） まあ、これ以上、あれしません。とにかくこの、以前その、利神小学校の統廃合の時に、まあ、いろんなことがあったということは、教育長も以前、ちょっとお話したことがあると思いますけども、これ、非常にこう、いろんなこう、微妙な問題をたくさん含んでおります。それこそ、そこでやっぱり、どうしてもしっかりしていただきたいのは、教育委員会。特にまあ、教育長がですね、先ほど、前段で言いましたけれども、湯浅教育長のようなこう、強い信念を持ってこう、丁寧にですね、対応していただいたらなと思いますので、そのへんの考えを。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 前と言いますか、教育長のお名前を出されましたけれども、大変大きな方でありまして、強い信念を持って、教育行政に携われた、そういう職、それと同じ職に就いておるんですけれども、私にも信念はございます。しかしながら、この学校の適正化につきましては、教育行政だけ、また、行政だけが進む、一方的に進めるものではないということも考えております。

特に、議会におかれましても、何回か、私が教育長になりまして、適正化、佐用の教育についてご質問を受けました。そういう中であっても、あつて、また、現実に、皆さん方も、各学校の様子を見ていただいて、本当に、これで、これからの子どもが育つか、地域はどうなるんか。いろいろとご意見あろうかと思えます。議会のご意見も、また、お考えもお聞きしながら、また、保護者、また、地域、それから、今度新しく小学校へ上げようとする子どもを持っておられるお父さん、お母さん方、いろんな角度からお話を聞きながら、より良い方向を見出していきたくと。しかしながら、先ほど、課長が言いましたように、今、行政部局の方で、その計画の素案を作っておりますけれども、これは1つのたたき台であります。それを、じゃあ、途中で修正しなければならないこともできましようし、いやいや計画通りに進めていくと、そういう方向になるかも分かりません。そういう時には、いろいろとご審議賜りたいと、そのように考えているところです。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） おっしゃるとおり、あの、これは教育長だけの責任、最高の責任者なんですけれども、1人に、当然まあ1人に責任を負わせるわけにいかない。我々も非常にこう、特に、地元の学校云々というような絡みがあった場合、議員にも、いろんな感じでごう、痛みを分かち合ういうんですか、地域との逆の考え方もあるかもしれません。まあ、いろんなことで、皆が苦労しながらこう、一生懸命考えていって、それこそ、子ども達のために、何がいいかということを実際に、私も考えていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、教育長については、これで終わります。

山林の復旧のあれなんですけれども、ちょっと、その前にですね、処分地の進入路、今なんか、かなり混雑しているというような状況なんで、あれは、処分地の、どう言うんかね、調整池のあれとか、その進入路というのは、あれ、いつ頃までに完成するようになってるんですかね。あの秀谷の件ですけど。

議長（矢内作夫君） ちょっと、ずれとうけど、ええかな。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 秀谷の、今あの、残土処分地の入り道ということで、町道衛生センター線ですけども、これにつきましては、今、県の方ですね、10月の終わりから本格的に

工事を進めていただいております。約2カ月ほど経っておるわけなんですけれども、まあ、これはあくまでもクリーンセンターの上までということで、それから秀谷の中の分につきましては、この12月末に、業者が新たに、調整池というような形で決まって参ります。だから、当然あの、工事も重複するようなことで、なお且つ復興室の方も11月からというようなことも言っておるわけなんですけれども、若干あの、工程も延びてきております。そういうことで、暫時、これから復興室の方で計画立てられてですね、土砂の方も搬入されると思います。そういうことで、よろしいでしょうか。

[岡本安君「3末ぐらいにはできるんかな」と呼ぶ]

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） はい、すいません。

今年度中には、搬入できるようになるんですかね、土砂の。いうことやね。はい、分かりました。いいです。

ええっとですね、森林の話ですけど、まずですね、小さい谷川や、あれを、これから順次やっていくということなんですけれども、実際、まだ、その現地見ておられない所もあると思うんですけども、そういうのを、どういうふうに計画立ててやるのか。とにかくその、言って来た所からやるのか、それともこう、あらかじめ一旦調査して、そのあたりから取り組んでいくのか。その順序ですね、それは、どういうふうにされるのか。まず。

[町長「建設課」と呼ぶ]

12番（岡本安夫君） えっ、違うんです。谷川のあれを、ちょっとずつやっていくんやろ。そのやり方ですね。ある程度、把握しておる所からやっていくのか。

議長（矢内作夫君） 流木の処理なんかのことを聞きよんやろ。

12番（岡本安夫君） そうそう、そうです。違うか。

議長（矢内作夫君） 違うか。

12番（岡本安夫君） 違ってないやろ。

[町長「流木の処理」と呼ぶ]

12番（岡本安夫君） はい、そうそう。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 既にまあ、そういう調査をしてですね、川なんかに堆積したり、流

木で倒れた所がある所については、かなりまた、これを撤去するというので、今年度事業で取り組んでおります。

で、まあ、後、小さな谷、それ、たくさんあって、そこでも、土砂が崩壊したり、まあ、木が少し流れ、崩れたりしておりますけれどもね、それを1つ1つ全部、そこで対応していくことは、非常に難しいと思います。行く道ありませんしね、ですから、何度も言ってますけども、そういう所から、土砂が、そのまた流出して、川を埋めたりですね、堆積したり、そういう流出しないような対策を、谷の入口です、付近で、簡易な、そういう施設を作って、防止していこうと、そういうことを、今、考えておりますし。

また、山林の、林道とか、それを行うために、そういう災害復旧なり対策を行うにもね、やっぱり、道が必要です。そういうことで、林道なんかの、今、調査をですね、県の公社の方でもですね、今、県の方から入って、今、やってもらいようね。いつ頃までに、これやるんかな。

〔農林振興課長「年度内です」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 年度内ぐらいに、まあ、町内の、そういう林道等が、一応、災害受けてる箇所の調査も同時にさせていただいて、そういう大きな、場所によっては、林道の整備も行っていかなければなりませんし、谷谷の土砂流出の防止工事もしていかなければなりませんし、それと同時に、ここでね、お話の、山の施業、これもね、一緒に計画的にやると。まあ、これも、その、先ほどもお話にあったように、町内の山林所有者っていうのは、まあ、非常にまあ小規模ですから、施業団地のような形でね、この谷全体を、ある程度一体的にこう、伐採をしたり、また、間伐をしたりという、そういう事業に取り組んでいくことをね、やっぱり考えていかなきゃいけない。それによって、その林道を修繕したり、林道もまた、活用ができるということで、そういう一体的な形で、考えていきたいなというふうに思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） ということはですね、まあ、ただ単に、この、この林道だけ直して、もうそれでだけじゃなくって、直すんだから、それに関係するいうんですか、その周辺も一緒にこう、森林の整備として取り組むということで、かなりこう、長期的な感じでこう取り組んでいかなきゃいけない。そういうふうなことだと思うんですけれども、それでよろしいんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 理想的にはね、そういうふうに考えていくのが、一番理想だと思います。

まあ、ただ、その森林施業においてもね、それこそ、一気にできるものではありませんのでね、まずは、ひとつ計画全体を見て、大まかなね、やっぱり状況判断の中から計画をしなきゃいけないだろうと。まあ、それは、森林組合と、うちの農林振興課の方、一緒に

まあ、そういう計画を作るように、今、指示をして、先ほど言った、公社の方からも、そういう林道なんかの調査も含めてね、そういう情報を得てやっていこうということです。

で、実際の、その施業等については、まあ、できる所から、まずやっていかなければなりませんし、できるだけまあ、効率的で採算性の合うところをね、やはりまずやっていく。から、当然まあ、やるんにはやっていく必要があるかと思えます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） あの、採算性というのは、どうしたら、やっぱり、ある程度こう、売れるような木がある所からしていくいう、そういう意味でおっしゃっている。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵途典章君） どっちかとしたらですね、やはり全体をいっぺんにやれないんで、もう既に、40年、50年、60年経って、木がもう伐期を迎えて、本当に効率的に搬出すればですね、その木が素材として、用材として売れると。売却できて、利益も還元できるという所があればね、それを、まずね、やっぱしやっていくのが大事かと思うんですよね。

で、この中で、今、先ほどちょっと、関連で言われた、秀谷の残土処分地へ、今度においてもですね、これまで、個人の山もありますし、中に公社造林としてやってきた、かなりたくさん面積で、あります。これも、その起業地として、町が買収して、補償してですね、ありますので、そういう物をですね、一度、市場にね、やっぱし出して、どれぐらいの価格で引き取ってもらえるのか。それにかかる経費がどれぐらいで、実際に、どういうやり方をすれば、どれぐらいの、いくらぐらいのですね、まあ、利益といいますか、手元にお金が残すことができるのかというのをね、やっぱしいっぺん試みてみなきゃいけないと。

で、森林組合においても、長年ですね、あまり、その本来の、そういう森林、山の木を搬出して、市場に出すというようなことをですね、皆、職員でやってないんですね。ちょっと、私も、森林組合長に久しぶりになってみて、びっくりしたんですけども、今、価格がいくらぐらいしているのか、どういうふうな素材が出て、市場がどうなっているかというのを、誰も行ったことがない。見たことないというような現状が、やっぱしあるんですよ。だから、やはり、そこらあたりね、私も、そういう、この間もまあ、センターの方にも行って状況を聞いたり、いくらぐらいで引き取ってくれるのか。

まあ、それから、この辺りですと、津山の木材市場ですね、この辺りがですね、かなり価格も高く購入しているということです。まあ、そのへんが、どれぐらいの物が、それぐらい、価格で、今、売買されているのか。例えば今、森林組合が、間伐の中でね、利用間伐ということで、試験的に出した物が、杉ですと立米 6,000 円とか 7,000 円ぐらいでしか売買できてないんですよね。で、実際には、センターで聞くと、センターに持ち込んで来れば、柱物が取れるものであれば、だいたい 1 万、2,000 円ぐらいでは取りたいな。買いたいんだという話を、倍ですよ。

それから、津山の市場なんかの木材の方を調べてみると、やっぱり 1 万円から 1 万 5,000 円ぐらいで取引しているんですよね。しかしまあ、それが、どれぐらいの量で、どうい

う物がということが、なかなかね、はっきりしないんで、そういうことを、やっぱしね、いっぺんやって、経験言うんか、実際やってみて、で、そういう物が、はっきり見通しが立てば、一般の、その皆さん、山主の方にもですね、こういうふうにやれば、これぐらいの価格でまあ、それが、いくらかでも、手元に残りますよというような形。まあ、これができるんではないかなと。

まあ、その利益によって、林道しても路網整備してもですね、やはりいくらかの受益者負担というのは、持ってもらうなきゃいけないんですよ。そういう負担をしてもらうのが、そういう施業することによって、そこからお金を捻出して来るというようなね、そういうことも、やっぱり考えて取り組まないで、なかなか、今の、長年こういうふうな状態になっているとね、山持っておられる山主さんの関心というのが向いて来ないと。

まずは、やっぱし山に関心を持ってもらうためには、いくらかでも、やっぱり手元に残って、これまでの育ててきた木が、利益が還元できるというようなことを考えなきゃいけないというふうに思っています。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） おっしゃるとおりだと思います。

こう、いつまでもこう、国や県の補助金というのがね、それがまあ、続くわけじゃないですから、やはりこう、自分たちが生産したもので、利益を上げて、そこでこう、回していく。それで初めてこう、ずっとこう循環していくということなんだろうと思います。

それですね、例えばその、西栗倉の百年の森の例を挙げたんですけれども、まあ、調べられたと思うんですけれども、美作森林組合と、それから西栗倉村、それと、トビムシという民間の会社がこう、3 者の関係で、村が、そのトビムシにその、機械をこう、大型の機械を買い与えてやって、森林組合が、それをリースしながら、その、今、収入間伐を行っているわけです。今のとこね。そのために、村の方としては、補助金でこう、そういう機械が入るこう、作業道いうんですか、そういうのをつけていって、上下 40 メートルぐらいの木だったらこう、引っ張り出してこう、ドンドン、ドンドンこう、今、それを市場に出していくというようなことをやって、まあ、こう、いろんな作業道をつけながらやっているという状況で、そこの、それを使いよる人を見るとね、本当にこう、20 代ぐらいの子、若い子がこう、やっているんですね。機械で、あれ、機械の名前、正確には知らないんですけれども、プロセッサいうんですか、その、ユンボの先にチェーンソーが付いて、こうパラパラと切って、パーンと何メートルかにこう自動的に切るような、そういう機械を使いながらまあ、やっているわけなんですけれども、1 つは、その、町長も、よく承知だと思えるんですけれども、佐用町は、本当にこう、山がたくさんある。そういう中で、森林組合が、いろんなこう、事業をすることによってこう、雇用をたくさん生む。生むということですね。森林組合は、その役割があると思うんです。実際こう、林業の後継者といいますが、その、所有者がこう、林業活動を生業としていくというのは、これから、多分、ないと思うんです。ですから、やっぱり、土地、ただ、地権者で土地を大事にしながら、そこに、管理は、やはりこう、森林組合がやっていくと。で、その時々売れたものをこう、地権者にいうんですか、その所有者に還元していくというようなやり方しか、今後はまあ、できないと思うんです。そういうようなことからやはり、是非とも、その、今直ぐは、当然無理でしょうけれども、森林組合を何とかこ入れ言うんですか、それしていただいて、西栗倉と同じようなことは、直ぐできないかとも思うんですけれども、何

とかその、やはりこの佐用町の山を生かすということは、佐用町にとっては、一番大事なことであるということだと思いますので、今後、そうですね、森林組合について、当然まあ組合長になられ、今、吉田さんがおられんようになってから、今、どうなっとんかなという、心配もあるんですけども、森林組合を強化していくということについては、町長の考え方を。

[町長 挙手]

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 西栗倉もね、積極的に、そういうこと取り組んでおられるということですけども、それはまあ、いろいろと西栗倉の持つておられる資源なり条件が違いますね。同じようにというわけにはいきません。西栗倉の場合は、村有林としてですね、かなり長年木を育てて、1,000 数百ヘクタールの村有林があります。まあ、山も非常に大きいということもあります。ですから、木をやっばし、百年の森といっても、育てていかないと100年は、いくら年数だけ経ってもですね、本当にいい木が育つわけではないということで、まああの、そういう利用間伐といいますか、間伐をして、それを、素材として搬出して、市場に出していくと。こういうことも、非常にまあ、機械化をして、効率化をしていかないとね、全く採算に合わないという状況ですから、これには、まず、先ほど言いましたように、ある程度、その、まとまったね、1つの谷が、かなりまあ、ほとんど佐用町の場合でも、木が植わってますけれども、その谷の、ほとんどまあ、1ヘクタールずつとかね、2ヘクタールとか、細かく所有者が分かれてます。だから、そういう谷全体を、1つの施業団地として、10ヘクタールなりですね、20ヘクタールというものを、これを計画的に管理をしていくと。その時に、先ほど言われた林道とか路網、こういうのは、公的な形で支援を、負担をしていって、まあその、そういう機械なんかを使うような作業、これはまあ、若い人といっても、直ぐにはね、誰でもが使える物ではないと思いますけれども、やはり今後、そういうことに講習したり、仕事に慣れてですね、やっていけるような、山の作業をできる従事者、こういうのも育てていく環境を作るにも、まず、そういうやり方をしないとね、今のような状態では、いくら管理をしなければいけないと言いつつでも、なかなか、後継者を育てていくというようなね、形には、ならないというふうに思いますので、その中で、森林組合でもね、よく、そういう、その、社会、連携をして、先ほど、何度も申しました県の供給センター、また、それぞれの近くにある木材市場、そういう所のね、状況も見て、これをうまく動かしていけるような、こどもやっばし、よく勉強していかなきゃいけない。

それから、これに係わる職員もですね、今、森林組合も5名の職員しかおりませんから、この職員の体制では、なかなか全てのことでできません。だから、そういうことが、事業としてね、成り立っていくような形を、体制ができれば、見通しを作っていくためにもね、職員の雇用ということも、新たな雇用ということもね、やっぱり考えていかなければならない。

まあ、どちらが先かということもありますけども、やはり、1つ計画をして、こういう計画で将来やっていこうというね、1つの方針を作った上で、まあ、その、職員、人的な問題も考えていくということになるかというふうに思っています。

議長（矢内作夫君） はい、お諮りします。午後5時が来たんですが、岡本安夫君の質問が終わるまで時間を延長したいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認め、一般質問を続行します。はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） あのですね、特に、その、林業、作業道の整備に、ちょっと拘っているのはですね、今年のこう、獣害いうて、はっきり言って、イノシシのあれなんですけれども、特に、石井の方では、土日、結構、人が来ておられるんですけども、割合こう、鉄砲の音が鳴らんのやな。ということは、あんまり獲れてない。聞いたら、やっぱその、道が入れんさかいに、この、やっぱ町道とか、あの周辺をこう、うろうろ、うろうろするばかりでこう、（聴取不能）取り逃がしてしまう言うんですか、今までだったら、谷あいとか山あいの道にも結構入って行ってこう、そういう所で待っていて獲ることができたけどということで、非常にこう、今、何か、そういう、イノシシなんかも獲りにくくなったというようなこともあります。そういうこともありますので、是非とも、とにかくその、できる所からでいいですから、林業、作業道の復旧を急いでいただいたら獣害対策にでもなるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。
これで終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で岡本安夫君の発言は終わりました。
お諮りをいたします。後 5 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明 14 日午前 10 時より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 5 時 0 1 分 散会